

官報

号外 昭和四十四年七月十二日

第六十一回 衆議院會議録 第六十号

昭和四十四年七月十二日(土曜日)

議事日程 第五十一号

昭和四十四年七月十二日

午前零時三十分開議

第一 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に
関する法律の一部を改正する法律案(議院運
営委員長提出)

第二 真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出)

第三 昭和四十四年度における農林漁業団体職
員共済組合法の規定による年金の額の改定に
関する法律案(内閣提出)

第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

第五 新東京国際空港周辺整備のための国の財
政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第六 沖縄における産業の振興開発等に資する
ための琉球政府に対する米穀の売渡しについ
ての特別措置に関する法律案(内閣提出)

第七 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に
関する法律等の一部を改正する法律案(内閣
提出)

○本日の會議に付した案件

本日の議事における發言時間は趣旨弁明につい
ては十五分質疑答弁討論その他については十
分とするの動議(園田直君外二十六名提出)

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

本日の議事における發言時間は趣旨弁明につい
ては十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案(柳田
秀一君外六名提出)

質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

この際暫時休憩を求めるの動議(安宅常彦君提
出)

厚生大臣斎藤昇君不信任決議案(柳田秀一君外
六名提出)

質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

この際食のため一時間休憩を求めるの動議
(安宅常彦君提出)

日程第六 沖縄における産業の振興開発等に資
するための琉球政府に対する米穀の売渡しに
関する法律案(内閣提出)

日程第五 新東京国際空港周辺整備のための国
の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提
出)

日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三 昭和四十四年度における農林漁業団
体職員共済組合法の規定による年金の額の改
定に関する法律案(内閣提出)

日程第二 真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣
提出)

日程第一 議院に出頭する証人等の旅費及び日
当に関する法律の一部を改正する法律案(議
院運営委員長提出)

ついで特別措置に関する法律案(内閣提出)
日程第七 健康保険法及び船員保険法の臨時特
例に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

午前零時五十分開議

○副議長(小平久雄君) これより會議を開きま
す。

本日の議事における發言時間は趣旨弁明につ
いては十五分質疑答弁討論その他については
十分とするの動議(園田直君外二十六名
提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名か
ら、本日の議事における發言時間は趣旨弁明につ
いては十五分質疑答弁討論その他については十分
とするの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもって採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票
を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありません
か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。
開票。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせま
す。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長よ
り報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十四

可とする者(白票) 百七十五

否とする者(青票) 百十九

○副議長(小平久雄君) 右の結果、本日の議事
における發言時間は、趣旨弁明については十五分、
質疑、答弁、討論その他については十分とするに
決しました。

本日の議事における發言時間は趣旨弁明につい
ては十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

園田直君外二十六名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	青木 正久君
赤城 宗徳君	秋田 大助君
天野 光晴君	荒松清十郎君
有田 喜一君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	稻村左近四郎君
上村千一郎君	植木庚子郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 英男君	浦野 幸男君
江崎 真澄君	小笠 公昭君
小川 半次君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大久保武雄君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 市郎君
大平 正芳君	大村 襄治君
岡崎 英城君	岡本 茂君
奥野 誠亮君	加藤常太郎君
加藤 六月君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	金丸 信君
金子 岩三君	上林山榮吉君
神田 博君	亀岡 高夫君
龜山 孝一君	鴨田 宗一君
飯谷 忠男君	川島正次郎君
川野 芳満君	菅 太郎君
木部 佳昭君	木村 武雄君
菊池 義郎君	北澤 直吉君
久野 忠治君	久保田四次君
久保田藤磨君	熊谷 義雄君
藏内 修治君	小宮山雲四郎君
小山 長規君	河野 洋平君
佐々木秀世君	佐藤 文生君
齋藤 邦吉君	坂田 道太君
坂村 吉正君	櫻内 義雄君
笹山茂太郎君	始関 伊平君
椎名悦三郎君	塩谷 一夫君

重政 誠之君	正示啓次郎君
進藤 一馬君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
世耕 政隆君	瀬戸山三男君
園田 直君	田川 誠一君
田澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田中 六助君
田村 元君	田村 良平君
高橋清一郎君	高見 三郎君
竹内 黎一君	竹下 登君
谷垣 專一君	谷川 和穂君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君
中馬 辰猪君	塚田 徹君
塚原 俊郎君	辻 寛一君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
床次 徳二君	内藤 隆君
中川 一郎君	中曾根康弘君
中野 四郎君	中村 梅吉君
中山 マサ君	永山 忠則君
難尾 弘吉君	二階堂 進君
丹羽 久章君	丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君
西村 英一君	西村 直己君
根本龍太郎君	野田 卯一君
野原 正勝君	野呂 恭一君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君
長谷川 峻君	八田 貞義君
早川 崇君	原 健三郎君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君
福井 勇君	福田 赴夫君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤波 孝生君
船田 中君	古井 喜實君
古内 広雄君	古川 丈吉君
古屋 亨君	保利 茂君

否とする議員の氏名

細田 吉蔵君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	松澤 雄蔵君
松野 幸泰君	三池 信君
三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君
笑輪 登君	水田三喜男君
水野 清君	宮澤 喜一君
武藤 嘉文君	村上 勇君
村上信二郎君	毛利 松平君
森田重次郎君	森山 欽司君
保岡 武久君	山ロシツエ君
山下 元利君	山田 久就君
山村新治郎君	吉田 重延君
渡辺 栄一君	渡辺 肇君
渡辺美智雄君	
安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	淡谷 悠蔵君
井岡 大治君	井手 以誠君
井上 泉君	井上 普方君
石川 次夫君	石野 久男君
石橋 政嗣君	板川 正吾君
枝村 要作君	小川 三男君
大出 俊君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 利春君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君
金丸 徳重君	唐橋 東君
川崎 寛治君	川村 繼義君
河上 民雄君	河野 正君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	工藤 良平君
小林 信一君	後藤 俊男君
神門至馬夫君	佐野 憲治君
佐野 進君	齊藤 正男君
阪上安太郎君	柴田 健治君
島上善五郎君	島本 虎三君
下平 正一君	田中 武夫君

田邊 誠君	多賀谷貞稔君
武部 文君	只松 祐治君
橋 兼次郎君	戸叶 里子君
内藤 良平君	中澤 茂一君
中嶋 英夫君	中谷 鉄也君
中村 重光君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	西風 敷君
野間千代三君	芳賀 貢君
畑 和君	華山 親義君
浜田 光人君	原 茂君
平林 剛君	福岡 義登君
古川 喜一君	穂積 七郎君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
三木 喜夫君	三宅 正一君
美濃 政市君	村山 喜一君
森本 靖君	八木 一男君
八木 昇君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	柳田 秀一君
山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 睦目君
山中 吾郎君	山本 幸一君
山本 政弘君	山本弥之助君
米内山義一郎君	米田 東吾君
渡辺 徳蔵君	渡辺 芳男君
池田 禎治君	折小野良一君
岡澤 完治君	田畑 金光君
曾根 益君	中村 時雄君
塚本 三郎君	本島百合子君
永江 一夫君	吉田 賢一君
山下 策二君	有島 重武君
吉田 泰造君	小川新一郎君
伊藤惣助丸君	大橋 敏雄君
大野 潔君	小濱 敏次君
沖本 泰幸君	鈴切 康雄君
斎藤 実君	伏木 和雄君
中野 明君	山田 太郎君
松本 忠助君	
林 百郎君	

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案 (柳田秀一君外六名提出)

○副議長(小平久雄君) 柳田秀一君外六名から、社会労働委員長森田重次郎君解任決議案が提出されました。

本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して議事日程に追加するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案を議題といたします。

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

右の議案を提出する。

昭和四十四年七月十一日

提出者

柳田 秀一 八木 昇
 平林 剛 三木 喜夫
 山田 耻目 池田 順治
 大野 潔
 賛成者
 安宅 常彦 外百八十名

社会労働委員長森田重次郎君解任決議

本院は、社会労働委員長森田重次郎君を解任する。右決議する。

理由

社会労働委員長森田重次郎君は、公平であるべ

昭和四十四年七月十二日 衆議院会議録第六十号

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

き委員長の職責に違反し、政府自民党の意のままにしたが、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の質疑が終了していないにもかかわらず、自民党の一方的な修正案なるものを、問答無用と突如として強行採決を行なった。

これは、健保持例法延長を断念したかのごとくみせかけて重要部分を本法に繰り入れ、赤字負担を国民に転嫁するものであつて、絶対に認めることはできない。

かかる暴挙は当然無効であり、国会の権威を傷つけ、議会制民主主義を根本から踏みにじつた不信行為といわねばならない。

したがつて、委員長としての責任はきわめて重大であり、委員長の職責の果たすには不適格である。これが、本決議案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 提出者の趣旨弁明を許します。山田耻目君。

〔山田耻目君登壇〕

○山田耻目君 私は、日本社会党、民主社会党、公明党三党を代表いたしまして、社会労働委員長森田重次郎君の解任決議案の趣旨弁明をいたします。

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案 本院は、社会労働委員長森田重次郎君を解任する。右決議する。

〔拍手〕

理由を申し上げます。

社会労働委員長森田重次郎君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府・自民党の意のままに従ひ、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の質疑が終了していないにもかかわらず、自民党の一方的な修正案なるものを、問答無用と突如として強行

採決を行なった。

これは、健保持例法延長を断念したかのごとくみせかけて重要部分を本法に繰り入れ、赤字負担を国民に転嫁したものであつて、絶対に認めることは許されないものであります。

かかる暴挙は当然無効でありまして、国会の権威を傷つけ、議会制民主主義を根本から踏みにじつた不信行為といわなければなりません。

したがつて、委員長としての責任はきわめて重大であり、委員長の職責の果たすには不適格であります。

これが、本決議案を出すおもな理由でございます。私は、いま、解任決議案の理由を申し上げます。しかし、かゝる暴挙は、まだまだ要を尽くしません。

私は、特に森田委員長とは、社会労働委員会で席を同じくして、平素森田さんの人柄に深く触れております。しかも、七十九歳という老齢でございます。私の母と同年でございまして、それだけに、あなたに対しては、もっと変わった角度から、私は人間として親しい気持ちを持ちながら交際を続けてきていたつもりでございます。

しかしながら、今日のこの本法成立に至る過程において、あなたの果たされたやり方というものはとうてい容認できないのであります。しかも、あなたの背後には自民党というきわめて悪逆な、そのあやつちの糸に従つて、あやつち人形のごとく動いてきたあなたの姿を見るにつけて、国会議員の一人として、心から痛憤やる方ないものがございました。

特に最近、先般来それぞれ議員から述べられましたように、十一回にわたる議会制民主主義を無視した強行採決、件を追うに従つて悪らつになつてまいります。昭和四十二年の八月二日に健保持例法が社会労働委員会で強行採決されたときに、私は私は思ひ出です。委員会が正式に開かれておりました。わが党の議員総会長である佐藤次郎氏が質問をいたしておりました。その途

中を、齋藤邦吉委員が急遽発言を中止させて、委員長であつたところの川野芳満氏が、直ちにそれを取り上げて強行採決をいたしましたのであります。私は、今回の社労案における暴挙といふものが、少なくとも、そうした事実をよりエスカレートさせて、どういふ過程をたどりながらかかる暴挙に発展していったのか、その現実を克明に明らかにしていかなければならないと思ひます。

六月二十六日に、社会労働委員会は佐藤総理を招致いたしました。政治の姿勢に対してわれわれはただしてまいりました。政治の姿勢をただしてまいりる過程の中で、総理は、抜本改正案の提出をなかつたことを心からわびておられました。しかも、その心からわびていく中で、なぜ二年間の中に抜本改正法を出していく具体的な努力を示さなかつたのか、こゝも六月二十六日の社労委員会で総理をきびしく追及いたしました。総理は、それぞれの団体の意向の中できわめて苦しい事情があることを述べられながら、勇気をもって政治的決断を果たさなければならぬと答弁をいたしましたのであります。

七月二日、社会労働委員会は、斎藤厚生大臣に対して、次のことを質疑の中でただしてまいりました。斎藤厚生大臣がその中で示したことは、抜本改正法の作業手順を、今月の初旬までに事務局レベルの折衝を終わります。中旬までに大臣の最高レベルの決定をいたします。そうして、月末までは、困難であろうとも関係審議会に諮問をいたします。このようにして、二年間放置した責任を少なくとも実行に移すべく、厚生大臣の所信というものを明らかにされてきたのであります。

その審議を通して、なおも明らかになつてきたことは、昭和四十二年特例法を強行採決いたしましたに、保険財政はまさに危機的状態に直面した、この特例法を通すことによつて、千分の五の料率を引き上げる、一部負担を患者に負わせる、それを行なつた上でなお三百二十億の赤字が出る、こういう状態になることは、まさに日本の健保持政

昭和四十四年七月十二日 衆議院会議録第六十号

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

一四四〇

が根本的に崩壊するから、特例法を強行するのだという立場が示されたのであります。

いかでございましょうか。昭和四十二年に三百二十億の赤字を見込んだ決算は、たつたの五十八億でございまして。翌昭和四十三年度は、百四億の赤字を見込んで、決算がわずかに四十五億の赤字であります。見込みと決算の違いに對して、政府、厚生省ともども陳謝をいたしましたのであります。今年度は二十七億のお赤字が出るのが社会労働委員会でも明らかにされましたけれども、私たちは承知できませんでした。いろいろと審議をいたし、その中で解明をされましたのは、七十四億の赤字が出るのが明らかになってきたのであります。

私は、政府のこうした誤った政策の中で多くの国民各位がどれだけ苦しめられているか。見込み違いであった、すまなかつたということだけで、政治責任が果たされるものとは思えないのであります。

こうした事実がだんだんと明らかになってまいり、今日の医療体制の矛盾というものがぐりぐり出されてきたのであります。少なくとも審議は順調であつたと思ひます。今日までわずかに一人半程度の質疑しかまだ行なっておりませんけれども、社会労働委員会はきわめてまじめに、きわめて真摯に審査を続けてまいりました。

ところが昨日は、発言者多数のために、発言者の順序を定めたい、こういう意向が理事会に出まして、社会労働委員長の森田さんは理事会を招集なさつた。この理事会が休憩のまゝ、夜の八時になつて、ついに私たちの想像もできない事態が発生したのであります。(発言する者多し)うるさい。八時になりますと、先刻までは温厚でありました森田重次郎君は、第三委員室にかけて、まさに乱入のていをとりにながら襲いかかつてきたのであります。しかも、われわれは、この法案の審議の過程の中で示されるべき修正案の内容も示されずに、入り口から委員長席に迫ろうとする自民党

の議員諸君が、とびらの外から紙を両手に掲げて、それをもつて提案説明の実態のていを装い、委員室の中におりました。そこにおります世耕政隆君はビラまきをやっていたのであります。(拍手、発言する者あり)そうして、そのことが本案成立の一つの要素を備えておると委員長が議長に報告をいたしておるのであります。私たちは、まさに時と所と手段を選ばないこうしたやり方に對しては、心から怒りを覚えます。

国民の生活を守り、国民の生命と健康を守つていくのは、民主主義政治の基本でなければなりません。民主政治の土台石でなければなりません。こうしたことが侵されて、廊下であらうと便所のすみであらうと、まかれた紙きれによつて法律が通過していく事態が起こるならば、私は、今日の議會制民主主義はすでないものと思ひます。(拍手)

このような事態を現出せしめた中で、なお私は議員諸君に申したい、ちやうど同時刻の八時に、わが党の理事である河野理事と田邊理事は、自民党の理事の招集で委員長室に行つていたのであります。留守をさせておいて、あき果ねらいの抜き打ちをやる。こういうやり方は、油屋の小僧だ、あけることばかり考えて、中身は知らない。

○副議長(小平久雄君) 山田君、制限の時期になりましたから、結論をお急ぎください。

○山田重次郎君(統) こうしたきんちやく切りのような、こそどろのような抜き打ち的行爲というものは、断じて私は許せないと思ひます。(拍手)

私が森田重次郎君の委員長解任を求めておるのは、委員長はすでに委員長としての權威ある機能を完全に喪失した。このまゝの状態では社会労働委員会が再び続けられていくことには重大なる脅威を感じます。私は、すみやかにみずからの解任をされて、そうして、こわされた議會制民主主義が軌道に乗るようになり、解任決議を待たずに辞任をしていただきたいのであります。どうか森田重次郎氏の善処を私は求めます。

どうか議員各位の皆さんは、私が申し上げました一つ一つの事情に御理解をいただきまして、本決議案に賛成をいただきますことをお願い申し上げます。私の趣旨の弁明を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 質疑の通告があります。順次これを許します。加藤万吉君。

〔加藤万吉君登壇〕
○加藤万吉君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案されました社会労働委員長森田重次郎君の解任決議案に對し、若干の質疑を行なわんとするものであります。

日ごろ友愛と信義に厚い山田議員が、まなじりを決し、泣いて馬腹を切るがごときただいまの趣旨弁明を拝聴いたしました。さぞやその心中はいかばかりかと察するのであります。

人の命は地球より重いといわれております。これを守るべき健康保険特例法の審査が、この条件を無視し、国民の健康と生命をみずから身に置きかえることなく、いたずらに保険財政の赤字のみからこれをとらえ、国民不在の政策を行ない続けている佐藤内閣に追従し、本法案の強行採決を行なつたと称する森田委員長の政治姿勢に、今日の解任決議案の趣旨はあらうかと思ひるのであります。

そもそも本法案は、二兆一千億圓をこす診療費を支払いながらも、なお弊履のごとく捨て去られている人の命に對し、国民の怒りと、その要求解決に、政府並びに国会がその答を与へ、この課題に答へなければならなかつたのであります。三分間の診療を受けるために、二時間も三時間も長蛇の列をつくり待ち続ける患者と、その家族の健康に對する折るような気持ち、人の命を預かりながら、みずからの職務に崇高な使命感と、その激務にふさわしくない低診療報酬に耐えながらも、しかも御案内のように、医師の生命は、平均寿命より短いのであります。健康と生活を犠牲にして働き続けている医師及び医療関係の労働者の気持ち

ち、生活保護受給発生理由の七〇％が傷病に基因し、一たび疾病によりこの泥沼に入り込めば、再び貧困からはい出すことができない疾病と貧困の悪循環、それにも増して重要なことは、世界第二位を誇るわが国の富が、みずからの生活をささえるために職業病、結核、高血圧等の疾病を持ちながら、この診療を中断しながら働き続けている労働者、勤労国民によつて生み出されているという事実であります。政府は、一体これに對して何を与えてまいつたのであります。

今回、改正案と称せられる保険料率千分の六十五を千分の七十に引き上げるとは、被保険者をして年間三百億圓以上の事実上の公共料金の引き上げであります。保険財政への国家支出は、今日二百二十五億ありますが、昭和四十二年からこれは据え置きであります。その額を被保険者一人当たり直しますと、わずかに一月百四十五圓にすぎないのであります。赤字財政克服のため、受益者負担はますます拡大をいたしております。かくて、保険財政は、ただいま山田議員が述べましたように、四十四年度からは完全に黒字の見通しが立つに至つたのであります。保険料収入は、わが党の質問で、政府原案より七十四億圓増加することが明らかになりました。また、山田議員の説明にもありましたように、逆に医療費の給付は、四十二年度で百三十一億圓も減少し、この見込み違いの経過から見れば、四十四年度の収支見込みは、政府原案二十七億圓の赤字ではなく、數十億圓の黒字になることは間違いないのであります。政府原案は、この上分べん費給付の引き上げと稱して千分の一料率の引き上げを提案しております。千分の一は、政府の説明によりますと六十三億圓であります。分べん費の満年度支給は四十三億圓でありますから、約二十億圓のピンハネであります。一体厚生省はいつから手配師になつたのであります。よろ。どろばうに追い銭とは、このことではないでしょうか。しかも、国の富をつくり出す人間の誕生を、赤字対策に政治的に利用す

昭和四十四年七月十二日 衆議院会議録第六十号

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

るとは何たるたてでありましょう。宝の山を掘り当てる山師のごとく、厚生省も政府も腹の皮がよじれるほど、特例法の効果は笑いのとまらない財源を生み出したのであります。医療を常に保険財政の上からしか見ない厚生省の小役人根性で、人間を大ネコ同様にしか見ない政府の政策は一致を、二年間の暫定期間を置いた抜本改正への真剣な取り組みは、国民の期待をよそに、さばりにさばり、ぬれ手でアワのつかみ取りをきめ込んだのであります。かくて、再び特例法は二年間延長となつてあらわれ、この間にこそ国民の期待にこたえたと答弁をした五月八日の總理の謝罪も、その舌の根のかわかない間に今回の再改正法案の提案となつてあらわれたのであります。

私は、かねてから總理の答弁には不信とそれぞらしさを感じている一人でありましたが、その空虚な答弁を通り越えて、一国の政治の責任者であるだけに、そのことばの末おそろしさ、政治家として、また人間として、その人格に深い疑いを持つに至つたのであります。

審議が進むにつれて、この宝の山を手にしたことを知った大蔵大臣、厚生大臣は、暗夜に妖怪が悪事ををはかるのごとくに、この特例法を破壊し、長期固定化を提案し、もつて大衆への犠牲を恒久化する本改悪案を提起してきたのであります。

国民の生命にかかわる問題、抜本的改正を約束した政府、また、四十二年の特例法改正にあつてそのあつせんを行なつた本院議長、これらの経過を熟知しているわれわれの怒りは当然のことでありながら、良識ある自民党議員の中にも、必ずや今回の処置に顔をゆがめ、その拙劣な政策に抗議する憂國の士があることを私は期待していたのであります。

私は、森田委員長が多年の政治経歴、声望からして、この政府・自民党の横暴に体を張り、その政策に政治信条を貫かれる人であることを信じていたものであります。しかし、どうしたことでありましょう。森田委員長は、佐藤内閣のあやつり人

形になり、また道化師、ビエロ的な役割を演じ、長い政治生活に汚点を残し、国民に対し、その罪万死に値する行為を行なつたのであります。

山田議員にお尋ねいたします。

森田委員長はこの無節操な政治的変節はどこから生まれてきたのでありましょうか。また、私は、本法に対する多少の見解を述べましたが、私の見解が正しいか、佐藤内閣の政策に追従した森田委員長の見解が正しいか、その見解を含めて、山田議員の御見解を承りたいと思ふのであります。

最後に、今日の高成長政策は、職業病、公害病をはじめ、数多くの社会的疾病とその構造変化をもたらし、多数の社会的責任に帰すべきものがたくさんふえてまいつたのであります。わが国と同様の条件下にあるヨーロッパ諸国におきましては、これを補うために社会保障費が大幅に拡大されつてあります。国民総所得に対して一五％から二〇％前後まで費やしているものであります。わが国はいかにであります。わずかに国民総所得に対して六・五％前後であり、それは疾病の予防処置、すなわち、公衆衛生、環境衛生、労働衛生はもちろんでありますが、未熟児、乳幼児対策から婦人、老齢対策に至るまで、数々の予防処置に欠陥を生み出し、結果的にそれが疾病患者を拡大し、総医療費にはね返っているものであります。このことは、中央社会保障制度審議会においても討議され、政府の政策並びに財政的処置に対して答申並びに勧告が行なわれているのであります。それは昭和四十五年度にわが国の社会保障が西欧の昭和三十六年基準に到達すべきであるとして、その実行、財政処置を迫っているものであります。政府はこのことすら怠つておられますので、社会保障制度審議会からは、しばしば政府に対してその処置の促進を促されているのであります。山田議員は一体このことをいかにお考えでありますか、御質問を申し上げます。

健康保険の抜本策を……

○副議長(小平久雄君) 加藤君、時間ですから、結論を急いでください。

○加藤万吉君(統) 健康保険の抜本策を検討するにあたり、総合的なわが国の社会保障制度を検討し、その立ちおくれを克服する基本政策の決定こそ目下の急務といわなければならないのであります。本問題を取り扱う社会労働委員長である森田重次郎君は、この事実を御存じなのであります。うか。もし御存じとすれば、今日このような委員会の取り扱いには生まれなかつたと思ひ、もし御存じないとすれば、それは衆議院社会労働委員長に耐えられないものとして、国民の名において直ちに辞任をされるべき人であらうと思ふのであります。山田議員の御見解を承ります。

当初、私が御指摘を申し上げましたとおり、健康保険特例法が国民の健康と生命にかかわる問題であり、同法を慎重審議の上、一刻も早く廃案にすることによって、これにかかわる医療行政全般の抜本策が施行されることこそ国民の渴望であり、いたずらに時日を延引する政府の今回の提案こそ、強く糾弾されてしかるべきであらうと思ふのであります。本質的にその内容を異にする別件法案が、審議はおろか、院の手続を一切無視して強行採決をされたこと、本会議に上程をされるに至つては、まさに議会民主主義の危機の上なといわなければなりません。

私は、森田委員長並びに自由民主党に強く抗議をするとともに、この罪を悟り、国民に謝罪をし、あらためて社会労働委員会に健康特例法を差し戻し、徹底した審議を行なう、そのことこそ森田委員長の政治生命と名譽を回復し、また、自由民主党を救う唯一の道であることを警告し、質問を終わるものであります。(拍手)

〔山田重次郎君登壇〕

○山田重次郎君 加藤議員にお答えをいたします。たくさん御質問がございましたから、私は初めてこういうことをしますので、答弁漏れがあつた

ら、ひとつあらためて御注意をいただきたいと思ひます。

森田委員長の本問題取り扱いに対して、どういふ政治姿勢を持っておられたか、こういう御質問でございます。森田さん自身は、最初申し上げましたように、非常に善人です。皆さんも顔をこらんなつたらわかつたように、私は善人だと信じています。しかし、森田さんの所属されておる政党がいけないのです。今日の自民党の政治姿勢が、社会保障なり社会保険にどういふふうな考え方で臨んでいるか。これを二番目の質問で聞きなつておられますので、これにお答えをすれば、私が申し上げたように、森田さんを背後からあやつる自民党の本質が明らかになります。

高度経済成長政策の中で疾病構造が変化をしてきた。御指摘のとおりであります。昨年度は五十一兆四千億の数字をGNPは示しております。しかし、国民の生活水準は世界二十位の低位にございます。そのことは、社会資本がきわめて貧弱である。このことは政府みずから認めておるのであります。道路の舗装設備にしても、上下水道にしても、老人の施設にしても、身体障害者の施設にしても、母子家庭にしても、見るべきものはないのであります。こうした貧しい社会保障の条件の中で、一億の国民がまさに働き通してきたのであります。当然、職業病的なものが、本人の意思にかかわらず、こうした高度成長政策の中で、年を追ひ月を追つて大きくなつてきたことは間違いないでございせん。三十年と四十年の疾病構造の変化の状態を調べてみますと、昭和四十年に、ガンは、三十年と対比して二倍であります。血液疾患は三倍であります。激しいインフルとさびしい職場の労働強化の中で、近代病といわれるノイローゼ、精神病は三倍以上にふえてまいりました。神経系は二・六倍、心臓病が四倍、呼吸器が二・五倍、消化器が二倍、骨関節が四倍、奇形児が四倍、新生児患者は九倍とふえてまいつたのであります。このほかに、激増する労働災害があります。倍増

昭和四十四年七月十二日 衆議院会議録第六十号

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

以上で終わりたいと思います。(拍手)
○副議長(小平久雄君) 西風敷君

○西風敷君 私は、日本社会党、民社党、公明党を代表して、ただいま山田議員から提案されました社会労働委員長森田重次郎君の解任決議案について、積極的賛成の立場から、幾つかの点について質問したいと思ひます。

山田議員は、わが党切つての理論家であり、政策通で、その上、実際の問題についてもすぐれた見識を持った実践家でもあります。したがって、私の質問に対して懇切丁寧に答えるだけではなしに、与党議員にも十分理解のいくように御答弁いただくことをまずお願いして、質問に入りたいと思ひます。(拍手)

まず第一に、山田議員にお尋ねしたいことは、今回自民党が、よわい七十九歳と八カ月、十分な恩恵分別のあるはずである社会労働委員長森田重次郎君をして、あのような行為に走らしめた背景、今国会が始まってからたびたび繰り返された暴挙の中でも特別異例に属するような、あのような行為をした政治的背景について御質問申し上げたいと思ひます。

七十年問題、すなわち、安保の期限満了を控えて、いま佐藤内閣と自民党はアメリカ帝国主義との階級同盟、軍事同盟を強め、斜陽化し、全世界から孤立し、その国内でもかつてない階級矛盾の激化の中に置かれていられるアメリカにかわつて、アジアの軍事的、政治的、経済的盟主たらんとし、かつての日本帝国主義の再起を夢見ている自民党の政策が、このような結果を招きさせているのではないかと思ひます。しかも、彼らは一そう反動的、帝国主義的な路線を歩み、自民党とそれを取り巻く独占的な資本家のブロックと提携して、このような反動的な自民党の政策に対する抵抗に対して徹底した政治弾圧を加え、国会を空洞化し、国民の目と耳をふさぐとしていっているのではありません。

以上、大体御質問に対する私の見解を述べたと思ひますが、なお答弁漏れがありましたらお答えをいたしますので、どうかひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

今度の国会におけるたび重なるファッショ的な暴挙、さらに十回をこえる強行採決は、何よりもそのことを具体的に証明しているわけであり、また、社会労働委員会の行為は、彼らのこのようなあせりが常態化された行動になったと見なければならぬと思ひます。したがって、最初に申し上げましたように、森田社会労働委員長の今回の行動の政治的背景、それをささえている、腐敗そのものに達しているといふべきである、自民党の実態を徹底的に明らかにしていただきたいのではありません。

第二にお伺いしたいことは、社会労働委員会が自民党の称している採決の内容であります。

今国会に提出された案件は、健保特例法の延長がその主題であります。にもかかわらず、自民党は、特例法の延長という主題と全く質の異なる健康保険法の本法を改正する修正案を、何ら正式な手続を踏むことなく、しかも、非合法的暴力的な手段を用いて決定したと称しているのではありません。本来、健康保険法の基本ともいふべき内容を持つこの修正案は、抜本改革のかかわり合いのものでやるべきことでもあります。抜本改革の全容を明らかにしてこそ、国民の正しい、納得のいく負担内容を定めることができるのであります。ところが、抜本修正案を出す政治責任を怠り、抜本改革案をつくるためのリーダーシップをとるべき能力を持たない自民党が、重い負担だけを国民に押しつける料率だけを抜き出して提案するのは、まさに狂気のさたといわなければならぬと思ひます。その上、関係審議会にかけなければならぬ内容を持つているのに、関係審議会に何一つ相談しないというのには許されない行為であり、こうした成規な手続を承知しているはずの森田委員長が、こうした民主主義の最低の方法をさへ踏まないで、自民党修正案なるものを可決したと称することは、まさに言語道断、精神分裂だといわれてもやむを得ないのであります。しかも、本法料率の固定化五割は、厚生省から言わせると三百億

といわれておりますけれども、私どもの正しい計算によりますと三百五十億という膨大なものであります。たいへんな大衆負担の長期的固定化であります。これらの点については、事前にその内容を国民や野党に知らせず、修正案を可決したと称することは、まさに許されない犯罪的な行為であります。この点、山田議員はどういうようにお感じになっておられるか、ゆつくり聞かせていただきたいと思ひます。

次に、きのう、このような暴挙に対しまして、朝日、毎日、読売などをはじめとした三大新聞が、あるいは代表的な報道機関が、一昨日の事件についていろいろ触れております。その中で、マスコミはあげて自民党の暴挙を批判し、自民党がこのような暴挙をする限り、野党がいかなる手段をもって抵抗しようとも、その責任はすべて自民党にある、こういうことをいつているわけであり、また、こうした点を明らかにするために、現場の状況について、さらに真相を明らかにしていただきたいのであります。この社会労働委員会の中でやりましたことを、森田委員長が新聞記者に発表しております。その記事が出ております。その記事によりますと、十日夜、自民党が衆議院社会労働委員会で行った採決したあと、森田委員長は興奮さめやらず記者会見。手に持ったメモを読みながら、怒号と罵声でほとんど聞き取れなかった採決の内容を、だれだれ委員が何を言つたと、懇切丁寧に三分間も読み上げた。そこで一部始終を見ていた記者団が、採決はそんなに長くなかつたですと、聞くと、委員長は、一生懸命だつたからもう早く読んでいただかないかと、もうひとつさらけ記者団が、委員長は起立多数で採決したといふが、野党議員も総立ちだつた、どうして確認できませんでしたかとたまたま込むと、汗をふきふき、私は確かにこの目で確認しました、との一点張りの答弁だつた。これが大新聞の伝える森田委員長の輝かしい記者会見の内容であります。これでは問題が何も明らかになっていないわけであり、

私どもが忘れることができないのは、先ほど話に出ました、二年前に社会労働委員長をつとめ、健保の強行採決をやった老政治家の行動であります。彼は、伝へ聞くところによります、当時この強行採決の功績によって、大臣のいすが約束されていたと伝えられていたものであります。しかし、あのような強行採決をしなければならぬ、その結果は、大臣のいすどころか、いまや忘れられかかっている政治家の一群の中に入ったという話もあるようであります。

そういう点で、よわい七十九歳になります森田重次郎さんが、あと政治生活が続いていきます中で、あと一つの夢を大臣に託している哀れな気持ちにはよくわかりますけれども、この前の社会労働委員長長の二の舞になることは必定でありますから、この際、いままでやりました暴挙を改めて、国民のための政治家として、その出処進退を明らかにされることのほうが、森田重次郎さんの長い政治生活にとって非常にいい結果をもたらすのではないかと、山田議員は思っています。こうした点について、山田議員はどういうふうな忠言のことを持っておられるか、お尋ねしたいと思っております。

○副議長(小平久雄君) 西風君、時間ですから、結論を急いでください。

○西風勲君(統) その次にお尋ねしたいことは、政府はほんとうに抜本改革案をまとめる意思を持っていくのかどうかということでありまして、たびたび本院で問題になり、論議を呼び起こしましたように、二年前あれだけの大きな政治問題になった特例法延長のとき、政府は本院において、いわばその政治生命をかけて、抜本改革案の作成を必ず二年以内にやることを約束したわけでありまして、ところが、それ以後今日まで、政府と自民党は何らの努力もしないのみか、圧力団体のごきげんだけをうかがって、何一つ積極的な働きかけも、話し合いも行なっていないことは、天下周知の事実であります。真に政治に責任を持つ政

治家であるならば、これだけで佐藤総理大臣はいさぎよく職を辞すべきであります。今日、このような大混亂をつくり出した最高責任者は、ほかならない佐藤総理大臣自身であります。こうした意味では、森田重次郎君は佐藤総理のあわれむべき犠牲者といふことができるのでありますけれども、しかし、このことに気づかず、しかも、社会労働委員会の審議の前提ともいふべき抜本改正案の国会提出を政府に強く要請せず、今日のような結果を招いたからには、残念ながら、その責めをのがれることはできないのであります。

そこで重要な問題は、政府はほんとうに抜本改革案をまとめる意思があるのかどうかという問題であります。

さきに国会対策のために発表された自民党抜本改悪案は、右向け左といわれる支離滅裂な案であります。私は、この際、森田重次郎君の解任決議案を提出する積極的な動機をつくった抜本改革案についての見通し、この問題について、森田重次郎君のとりました誤った行為について、山田議員から明らかにしていただきたいと思います。思っております。

○副議長(小平久雄君) 西風君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○西風勲君(統) また、わが国の国家百年の大計ともいふべき医療問題について、古くして新しい問題として、医療保障が保険方式かという大問題があるものであります。この点について、社会労働委員会の中での審議の中身、森田委員長がどういう意見をお持ちになつていか、ひとつ十分懇切丁寧に御答弁を願いたいわけでありまして、さらに、日本の総医療費は現在幾らになつていくのか、その中における薬価との比率について知りたいのであります。

○副議長(小平久雄君) 西風君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○西風勲君(統) 日本の大製薬会社は、われわれが予想することのできないばく大な利潤をあげて

いるといわれております。

○副議長(小平久雄君) 西風君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○西風勲君(統) 薬九層倍というのの昔の話で、現在は薬十三層倍ないしは十四層倍というほど大もうけをしているのであります。健保の財政を健全にするためには、大衆負担を増大することよりは、大製薬会社の膨大な利潤を制限することだけで十分だと思ふのでありますけれども、山田議員はどのようにお考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、二十七億の赤字といわれていますが、最近の労働者の戦いによって所得は非常に上昇しております。いまのままでも、すでに健保財政は黒字基調に転化したといわれているのであります。山田議員の森田重次郎君解任決議の提案に賛成の意見を固めるために、この際、これらについて詳細な意見を承りたいと思ひます。

○副議長(小平久雄君) 西風君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○西風勲君(統) また、疾病構造の変化についても、その実態を明らかにしていただきたいと思います。

森田重次郎君の不当な議事の進め方によって、まだ残っている重要法案、すなわち、二万四千年金を目ざす厚生年金法改正あるいは日雇い労働者を守るために日雇健康保険の改悪を中止し、その給付水準を引き上げ、政管健保並みの水準にし、まじめに働く日雇い労働者の仲間たちが安心して働くことができるようにしなければならぬと思ふのであります。

○副議長(小平久雄君) 西風君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

〔西風勲君発言を継続、降壇〕

〔山田趾目君登壇〕

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。——静粛に願います。

○山田趾目君 答弁に入りたいと思ひますが、たいへん議場が騒がしゅうございますので、議長のほうからお静めをいただきたいと思ひます。

○副議長(小平久雄君) 山田君、答弁してください。

○山田趾目君(統) 西風君にお答えをいたしたいと思ひますが、九項目にわたつておりますので、答弁漏れをいたさないようにいたしたいと思ひます。

森田委員長があつた暴挙に走つていった背景は何だろうか、非常に広範囲な問題をお聞きになつておるわけでございますが、御質問の要旨をお伺いいたしますと、ある意味では日本の政治姿勢についてお聞きになつていらっしゃることに通ずるわけでありまして、御存じのように、本年度の国家予算は六兆七千三百九十五億です。この中で社会保険費の占めておるその総額は六・八%程度であります。きわめて少ないわけですが、ところが、どうした方向で理解をすべきでございますか、第三次防の一環として、これは七千七百二名の自衛隊員が無条件に増員されております。しかも、一機二十億もするファントムが、これから九九年で百四機も購入されていくわけでありまして、こうした問題には惜しみなく金が使われていく。そうして日本を守り、日本の国を守る中核体であるべき国民に対してはたったの六・八%。私は、この対比をごらんになりましたら、今回のこうした社会保険のあり方の中で強引に押し切られた背景といふものは、ここにひそんでいるんだというふうなひとつ御理解をいただきたいと思ふのであります。

採決の内容が正式な手続を踏まずに、まさに暴力的であつた、この点は、私は何らの疑義もなく、あなたの御意見を肯定いたします。ちょうど一昨晩の夕方の八時は、さつき私が申し上げましたように、理事会で休憩中なんでありまして、委員会再開も告げられず、そうして私も休憩中と下がったまま……(放送はあつた)と呼ぶ者あり放

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

送はそのあとです。下がったまま強行されて、しかも、あなたもどういふ修正案が出たのか法案を見ていないでしょう。社会労働常任委員はだれも見えていないのです。そういう法律が閣下で紙をあげて通されて、机の上でペラをまくように法案をまいて、しかも、今日の日本の世相の中で、大学のいろいろな問題点について幾つかの反動立法の計画を立てておられるようですが……

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。

○山田耻目君(統) しかも、そのペラをまいた御当人は、大学の総長現役であります。私は、こういうふうな実態の中で、しかも、ルールを無視し、強行されていきましたこの法案成立しき姿を押しつけられることは、審議権を持つわれわれとしてはまことに迷惑であります。そういう意味で、この採決の内容については、私は森田重次郎委員長は何か誤解をなさったんじゃないだろうか。あなたは精神分裂症ではないかとおっしゃいました。私は直ちにそのことを肯定するわけにはまいりませんけれども、少なくとも、正常な状態ではなかったと思います。

次に、マスコミ関係も、こうした自民党の暴挙をそれぞれ指摘し、その非を喝らしておるものが、あなたの質問の中に述べられておりました。こうした問題の中で、少なくとも森田委員長の心境の中には、私は多分に苦しいものがあつたと思ふのです。あの新聞記者会見は確かに八時半であつたと私は思います。ふだんならさつそくかけつけるのが、三十分もおくれたということは、サギをカラスと言いくるめる手だてが見つからなかつた、少なくとも、そういう実態というものが、今回のマスコミの手になつて国民の前に示されたものだと思います。

四番目に、政府は抜本改正をする意思がないのではないだろうか、自民党の抜本改正対策大綱というものが厚生大臣に示されたときに、右向け左といわれる法案だが、少なくとも、その中には五

点にわたつて絶対容認できないというものが付加されておるのであります。この点を私は委員長にも問ひ、厚生大臣にも問ひ、佐藤総理にも問ひました。この困難を何とかして克服をして、抜本改正の大綱をぜひともこの中甸までには明らかにすると述べられたのであります。私たちはそれを、正直でございませうから、その段階において信じた。ところが、今回の料率改定というものは、抜本改正の中で薬価の一部負担三十一億分だけを押えて、そして二百円の初診料、六十円の入院費一部負担というものは全部本法に繰り込む。そして今日の国民健康保険法なり船員保険法というものの本法の料率は千分の六十五なんです。それを千分の七十にしたものを固定化する。私は、斎藤厚生大臣にしばしばそのことは追及をした。右向け左のこの抜本大綱の中で、あなたは今日の特例法というものをなくして固定化するのではないか、その道筋があるのではないか、私はしばしば尋ねたけれども、絶対その道をとらないと彼は言つたわけですから。しかし、今回のこの措置というものは、この特例法をなくして固定化し、恒久化し、そしてこの健康保険に加入する千三百万人の国民に対して、まさに固定した収奪を続けたいという意図を明らかにしたものと私は判断をいたします。少なくとも、森田重次郎委員長の気持ちの中には、その意思があつたものと判断せざるを得ないのであります。

次に、今日の総医療費と薬価の関係をお聞きになりました。今日の総医療費は、GNPの上昇率よりはるかに高い速度で上昇いたしております。各年約二〇%ずつ上昇いたしておるのであります。昭和四十四年度は二兆一千億に及ぶといわれております。

○副議長(小平久雄君) 山田君、時間ですから、答弁を急いでください。

○山田耻目君(統) あと三点ですから、すぐ済みます。この総医療費の中で占める薬価は約四〇%でございます。

千億の中で約八千億が薬価の中に支払われていくべきものであります。ところが、あなたは、薬九層倍じやなくて薬十二、三層倍だとおっしゃいました。昭和四十三年度の日本の全薬メーカーの生産高は六千八百八十億であります。八千億を全健康保険で買い上げる。薬メーカーの生産高は六千八百八十億です。しかも、この六千八百八十億の中の七割が保険薬であります。三割は大衆薬であります。このようにながめてまいりますと、日本の薬メーカーを育てておるものは医療保険であります。そして、それと結託をした自由民主党であるといわなければなりません。(拍手)

私は、もう一つここで示しておきたいと思ひますが、この医者と薬価の関係の中で、これは抜本改正の中でも明らかにされていくのでございませうけれども、医薬分業というものがありません。その制度を追つかけていかなければ解決されない日本の医療制度である。医者は技術を売るといふやり……

○副議長(小平久雄君) 山田君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○山田耻目君(統) 薬を売つてもうけるお医者さんがあるということが随所で指摘されておるのであります。委員会でも明らかにいたしましたように、十萬粒のビタミンを買えば、二十五万円もたてでくる。二十万円の眼底血圧の機械が、ただで医薬メーカーから提供される。こうした事態がこの医療費の中に含まれておることをなされたときに、高い保険料を納めさせられて、そして疾病構造の变化していく中で苦しんでおる国民の上にあなたがい理解度が示されておるとは、とうてい考えられません。こういうふうな問題も、私たちは、当然委員長の気持ちの中には、前者の趣旨が通されていたものと思ひます。

賃金の上昇率はどうなつていたのだろうか、どのように森田委員長は理解をしていたであろうか、このように言われております。

○副議長(小平久雄君) 山田君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○山田耻目君(統) 少なくとも、政府の見込みの賃金上昇率は、昭和四十四年度を四万六千二百円と見込んでおります。四万六千二百円という標準報酬の上昇率は、対前年度一・二%であります。ところが、労働省が明らかにいたしておりますのは、大手百五十二社のアップ率一五・八%、五人から千人までの従業員のある中小事業場が対象の政府管掌健康保険の人々のアップ率は、この大手アップ率よりか二ないし三%の上昇を過去三カ年間示しております。今回も労働省の理解の中には、それを上回つていても下回つてはいない立場が明らかになつてまいりました。そういういたしますと、四万六千二百円の標準報酬額は一・二%でございませうから、少なくとも、これよりか五ないし六%の上昇率が加算をされなくてはならないのであります。それが試算をされました結果……

○副議長(小平久雄君) 山田君、制限の時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○山田耻目君(統) 山田君、発言の中止を命じます。

○山田耻目君(統) 山田君、発言の中止を命じます。

○山田耻目君(統) 山田君、発言の中止を命じます。

○山田耻目君(統) 山田君、発言の中止を命じます。

本動議を採決いたします。
この採決は記名投票をもって行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百六十六

可とする者(白票) 百七十九

否とする者(青票) 百二十七

○副議長(小平久雄君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

- 安倍晋太郎君 足立 篤郎君
- 阿部 喜元君 相川 勝六君
- 愛知 揆一君 青木 正久君
- 赤城 宗徳君 秋田 大助君
- 天野 光晴君 荒木萬壽夫君
- 井出一太郎君 井原 岸高君
- 伊藤宗一郎君 伊能繁次郎君
- 池田 清志君 稻村左近四郎君
- 宇野 宗佑君 上村千一郎君
- 植木庚子郎君 白井 莊一君
- 内田 常雄君 内海 英男君
- 浦野 幸男君 小笠 公昭君

- | | |
|--------|---------|
| 小川 半次君 | 小沢 辰男君 |
| 小淵 惠三君 | 大石 八治君 |
| 大竹 太郎君 | 大坪 保雄君 |
| 大野 明君 | 大野 市郎君 |
| 大橋 武夫君 | 大野 正芳君 |
| 大村 襄治君 | 岡崎 英城君 |
| 岡本 茂君 | 奥野 誠亮君 |
| 加藤常太郎君 | 加藤 六月君 |
| 鹿野 彦吉君 | 鍛冶 良作君 |
| 海部 俊樹君 | 金子 信君 |
| 金子 一平君 | 金子 岩三君 |
| 神田 博君 | 龜岡 高夫君 |
| 龜山 孝一君 | 鴨田 宗一君 |
| 川島正次郎君 | 川野 芳滿君 |
| 菅 太郎君 | 木野 晴夫君 |
| 木部 佳昭君 | 菊池 義郎君 |
| 北澤 直吉君 | 久野 忠治君 |
| 久保田次君 | 久保田藤磨君 |
| 熊谷 義雄君 | 倉成 正君 |
| 藏内 修治君 | 小宮山重四郎君 |
| 小山 長規君 | 河野 洋平君 |
| 佐々木秀世君 | 佐藤 文生君 |
| 齋藤 邦吉君 | 坂田 道太君 |
| 坂村 吉正君 | 坂本三三君 |
| 櫻内 義雄君 | 笹山茂太郎君 |
| 始関 伊平君 | 椎名悦三郎君 |
| 嵐谷 一夫君 | 重政 誠之君 |
| 正示啓次郎君 | 進藤 一馬君 |
| 菅波 茂君 | 鈴木 善幸君 |
| 砂田 重民君 | 世耕 政隆君 |
| 瀬戸山三男君 | 園田 直君 |
| 田川 誠一君 | 田澤 吉郎君 |
| 田中伊三次君 | 田中 榮一君 |
| 田中 角榮君 | 田中 龍夫君 |
| 田中 正巳君 | 田中 六助君 |
| 田村 元君 | 田村 良平君 |
| 高橋清一郎君 | 高見 三郎君 |
| 竹内 黎一君 | 竹下 登君 |

- | | |
|---------|----------|
| 谷垣 專一君 | 谷川 和穂君 |
| 千葉 三郎君 | 地崎宇三郎君 |
| 中馬 辰猪君 | 塚田 徹君 |
| 辻 寛一君 | 渡海元三郎君 |
| 登坂重次郎君 | 徳安 實藏君 |
| 床次 徳二君 | 内藤 隆君 |
| 中尾 栄一君 | 中川 一郎君 |
| 中曾根康弘君 | 中村 梅吉君 |
| 中山 マサ君 | 瀬尾 弘吉君 |
| 二階堂 進君 | 丹羽 久章君 |
| 丹羽喬四郎君 | 丹羽 兵助君 |
| 西岡 武夫君 | 西村 英一君 |
| 西村 直己君 | 根本龍太郎君 |
| 野田 卯一君 | 野原 正勝君 |
| 野呂 恭一君 | 葉梨 信行君 |
| 橋本登美三郎君 | 橋本龍太郎君 |
| 長谷川四郎君 | 長谷川 峻君 |
| 八田 貞義君 | 濱野 清吉君 |
| 早川 崇君 | 原 健三郎君 |
| 広川シズエ君 | 廣瀬 正雄君 |
| 福井 勇君 | 福田 勉夫君 |
| 福永 健司君 | 藤井 勝志君 |
| 藤枝 泉介君 | 藤尾 正行君 |
| 藤本 孝雄君 | 藤波 孝生君 |
| 古内 広雄君 | 古井 喜實君 |
| 古屋 亨君 | 古川 文吉君 |
| 増岡 博之君 | 細田 吉藏君 |
| 松野 幸泰君 | 松澤 雄藏君 |
| 三池 信君 | 三ッ林弥太郎君 |
| 三原 朝雄君 | 水田三喜男君 |
| 水野 清君 | 湊 徹郎君 |
| 村上 勇君 | 村山 達雄君 |
| 毛利 松平君 | 森下 國雄君 |
| 森田重次郎君 | 森山 欽司君 |
| 保岡 武久君 | 山下 元利君 |
| 山田 久就君 | 山村新治郎君 |
| 吉田 重延君 | 早稲田柳右衛門君 |

渡辺 栄一君
渡辺美智雄君
安宅 常彦君
阿部 助哉君
淡谷 悠藏君
井手 以誠君
井上 普方君
石野 久男君
板川 正吾君
小川 三男君
大原 亨君
岡田 利春君
加藤 清二君
勝澤 芳雄君
金丸 徳重君
川崎 寛治君
河上 民雄君
木原 実君
久保 三郎君
工藤 良平君
黒田 寿男君
兒玉 末男君
神門至馬夫君
佐野 憲治君
柴田 健治君
島本 虎三君
田中 武夫君
多賀谷眞稔君
只松 祐治君
戸川 里子君
内藤 良平君
中嶋 英夫君
永井勝次郎君
西風 勲君
野間千代三君
華山 親義君
原 茂君

渡辺 肇君
阿部 昭吾君
赤路 友藏君
井岡 大治君
井上 泉君
石川 次夫君
石橋 政嗣君
枝村 要作君
大出 俊君
太田 一夫君
岡本 隆一君
加藤 万吉君
角屋堅次郎君
唐橋 東君
川村 継義君
河野 正君
北山 愛郎君
久保田鶴松君
栗林 三郎君
小林 信一君
後藤 俊男君
佐々榮三郎君
齊藤 正男君
島上善五郎君
下平 正一君
田邊 誠君
武部 文君
橋 兼次郎君
堂森 芳夫君
中澤 茂一君
中谷 鉄也君
橋崎弥之助君
野口 忠夫君
芳賀 貢君
浜田 光人君
平林 剛君

- | | |
|--------|--------|
| 広瀬 秀吉君 | 福岡 義登君 |
| 古川 喜一君 | 穂積 七郎君 |
| 細谷 治嘉君 | 堀 昌雄君 |
| 三木 喜夫君 | 三宅 正一君 |
| 美濃 政市君 | 武藤 山治君 |
| 村山 喜一君 | 八木 一男君 |
| 八木 昇君 | 矢尾喜三郎君 |
| 安井 吉典君 | 柳田 秀一君 |
| 山内 広君 | 山口 鶴男君 |
| 山崎 始男君 | 山田 耻目君 |
| 山中 吾郎君 | 山本 政弘君 |
| 山本弥之助君 | 米田 東吾君 |
| 渡辺 惣蔵君 | 渡辺 芳男君 |
| 池田 順治君 | 内海 清君 |
| 小澤 貞孝君 | 岡澤 完治君 |
| 折小野良一君 | 神田 大作君 |
| 小平 忠君 | 曾根 益君 |
| 田畑 金光君 | 塚本 三郎君 |
| 永末 英一君 | 門司 亮君 |
| 吉田 賢一君 | 吉田 泰造君 |
| 有島 重武君 | 伊藤惣助君 |
| 石田幸四郎君 | 小川新一郎君 |
| 大野 潔君 | 大橋 敏雄君 |
| 沖本 泰幸君 | 小濱 新次君 |
| 斎藤 実君 | 鈴切 康雄君 |
| 中野 明君 | 伏木 和雄君 |
| 正木 良明君 | 松本 忠助君 |
| 矢野 純也君 | 山田 太郎君 |
| 林 百郎君 | |

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。
順次これを許します。渡辺肇君。

〔渡辺肇君登壇〕

○渡辺肇君 たいい議題となりました社会労働委員長森田重次郎君解任決議案に対して、私は、自由民主党を代表して、反対討論を行ないます。(拍手)

本決議案の理由は、社会労働委員会において森田委員長の委員会運営が適切でなかったというこ

とにあるようですが、その理由があまりにも一方的な偏見に満ちていることに驚かざるを得ないのであります。(拍手)したがって、私は、野党の提案者とは全く見解を異にするものであります。森田委員長に對しましては、私が申し上げるまでもなく、その円満な人柄は、だれからも愛され、わが党はもちろんです、野党からも名委員長としてひとしく評価されておられ、その誠実な職務ぶりに心からの賛辞を呈したいと思っております。わが党は、国会運営については、常に与野党の話し合いのもとに、法案に對しましては円滑にして十分な審議を尽くし、採決に際しては公正に行なわれることをたてまえとし、野党側に対して意のあるところを十分説明し、了解を求めてきたのであります。

森田委員長も常に述べておられましたとおり、委員会に付託された各法案については十分審議を尽くし、決して無理な運営をしないという態度をとってこられたのであります。いわゆる健康保険の臨時特例法案の審議におきましても、特にこの点を配慮せられ、質疑時間十分と、野党委員に對し、できる限り発言時間を多く保証していただいたのであります。委員会における質疑時間は、およそ十二時間余りでありまして、その間、社会党七名、民社党一名、公明党一名に発言を許可し、計九名の委員が、総理あるいは厚生大臣、そして労働大臣に對し、まことに質疑を行なつてまいりましたのであります。また、この法案の審議の過程においては、必要に應じ、再三理事懇談会を開き、各党理事との間に忌憚のない意見の交換を行ない、委員会の円滑な運営につとめてこられたのであります。さらに、野党からの要求に應じ、去る七月九日には、参考人の意見を聴取する機会を設け、意見聴取後においては、社会党五名、民社、公明、共産各一名、計八名の委員による質疑も行なつてまいりましたのであります。

御承知のとおり、本案並びに修正案は、国民の生命と健康を守るためのきわめて重要な法案であ

り、この法案の成立は、国民のためにわが党に課せられた大きな責任なのであります。

森田委員長は、この重大責任を強く痛感され、審議の促進に日夜苦心を重ねてこられたのであります。採決を行なつた去る十日も、森田委員長は、野党委員に對し、審議の続行を強く呼びかけてまいりましたが、野党側はこれを拒否したのであります。この事実が、国民に對する議員の責任を放棄し、議会主義を否定するものといわざるを得ません。(拍手)

すなわち、同日は、委員会開会の数時間前より、野党各派の數十人の議員が、委員長席をはじめ各席をことごとく占拠するという暴挙に出たのであります。(拍手)そこで森田委員長は、六月二十六日以来の野党各委員の審議状況をつぶさに検討された結果、審議内容は、本法案の全般にわたることは言うに及ばず、広く関連の分野にまで及んだところから、質疑終局の機が至つたものと判断され、委員会審議に終止符を打たれたものであります。(拍手)そして、森田委員長は成規の手續に従つて委員会を開会し、採決を行なつたのであります。この間何らの手落ちもなく、採決は有効に成立しているものであります。(拍手)

以上申し上げたとおり、森田委員長の委員会運営については、非難すべき何ものも見出すことはできないのであります。(拍手)野党がこの解任決議案を提出せざるを得なかつた真の理由は、健康保険法改正絶対反対という、従来からのたてまえを一部支持層に印象づけるためのものと、まことに同情にたえないのであります。(拍手)

しかし、いづれにせよ、われわれは与野党の違いがあつても、賛成、反対の違いがあつても、お互いに国民から政治を託された日本の国会議員であります。われわれのひとしく目ざしているところは国民生活の向上であります。そこで、われわれのまずすべきことは、国民の生活に密着した法案の審議に進んで積極的に参加することであり、これが国民の負担にこたえる第一歩であると

確信いたすものであります。(拍手)

この意味におきまして、最後まで実力行使という暴力に屈せず審議を進められんとした森田委員長の勇氣に深い敬意を表しますとともに、本決議案に断固反対いたしました、私の討論といたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 山本政弘君。

〔山本政弘君登壇〕

○山本政弘君 私は、日本社会党を代表しまして、たいい山田耻目議員より提案されました社会労働委員長森田重次郎君解任決議案に對しまして、議会の運営と民主主義を守る立場から、賛成の討論をいたします。(拍手)

六月十八日、健保特例法延長法案の提案説明が施行された前日のことでもあります。森田重次郎さんは私に、このような委員会のあり方は考えなければならぬ、もしこのような委員会運営が続くならば、近い将来必ずファッショの台頭をもたらすと、こう言われました。昭和三十九年外遊をされ、イタリヤの古代都市の遺跡を訪れた際の感慨をお漏らしになり、そして議会制民主主義のあり方について私にお話をされました。しかるに森田さんは、六月十九日、みずから健保特例法案の施行説明に手をかけ、一昨日はまた再び無責任きわまる特例法修正案の強行採決へ手をよこしたのであります。(拍手)

国会が定める法は、全国民一人一人を規制し、その行動、生活に重大な影響を及ぼすものであります。したがって、法を制定しあるいは改正を行なう場合には、広くその及ぼすところを検討し、いやくも、法が国民の日々の生活に支障を与えないようなことは許されることではないのであります。したがって、国会の国民に對する責任及び義務は、審議を十分に尽くすことにあると申してよいのであります。そして、その審議の場が委員会なのであります。

ところで、社会労働委員会は、国民生活の基本である社会保障のあり方について審議を行なうこ

とを任務の一つとしてゐるのであります。わが国の国民生活は、経済企画庁の白書にもあるとおり、欧米諸国とは著しい格差が生じているのであります。しかもこの格差は、経済成長それ自体によつて生み出され、成長とともに拡大しているものであります。国民生活は日々破壊され、危機に瀕しているといつてもよいのであります。このような国民生活の実態があるからこそ、社会保障はいかにしてこれをカバーし、国民生活の向上をはかるかが問われているのであり、社会労働委員会における審議が重要なのであります。

しかるに、国民の医療を預かることの、社会保障の柱の一つともいふべき健康保険特例法の審議にあたり、政府及び自民党はいかなる姿勢をもつてこれに臨んだのでありましょうか。

二年前、野党の反対を顧みず、強引に健保特例法を成立させた際に、政府及び自民党は、国民の前に二つの約束をしているはずであります。第一は、二年以内に医療保険制度の抜本改正を行なうこと、第二は、再延長は行なわないこと、この二つであります。今日この約束は消え去つております。政府は、今国会に特例法延長法案を提出することによつて、延長せずとの約束を破り、一方、抜本改正などは影も形もないのであります。国民への約束は、ことごとく一方的にはこにされております。このことのみを取り上げてみても、許すべからざる犯罪行為といわなければならぬ。(拍手)

加うるに、委員会においては、審議途中の国民年金法改正案の質疑を不法にも打ち切つて、健保特例法延長法案の提案説明を強行し、その特例法延長法案の審議自体、いまだ三人目の質疑の途中の段階であります。しかも、佐藤総理をはじめ厚生大臣が、本会議及び委員会たびたび言明された抜本改正案の提示もなされず、また、保険料収支算定のごまかし、二重価値を指摘されるなど、政府の無責任行政の実態が次々と明らかにされていのであります。

昭和四十四年七月十二日 衆議院会議録第六十号

社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

このときに及んで、自民党は政府と一体となつて、特例法延長法案の修正という裏道を抜けながら健康保険法そのものを改悪するという、言語に絶する無法をあえて行なうとしてゐるのであります。万一これが成立するならば、二年間と限られた健保特例法によつて倍加した患者の医療費負担は、恒久的に固定されるのであり、しかも、かくも重大な改悪を、委員会における審議はおろか、提案の趣旨、法案の内容すら委員に明らかにされることなく、一部自民党委員が廊下で喚声をあげたのみで、成立をしたと称してゐるのであります。そのときの自民党委員の先頭にいたのが森田重次郎委員長であります。

森田君は、かつて厚生政務次官であり、自由民主党政務調査会副会長でもありました。また、自由民主党の総務を二期つとめております。その政党歴から推して、政府・自民党が健保特例法の二年延長を提案することについて政治的責任が問われなければならぬことも、また今回の修正案が特例法延長法案の基本的な性格を変えるものであり、社会保障制度審議会の諸問も含めて、法案提出の手續そのものからやり直すべき性格のものであることを、十分承知してゐるはずであります。たとえ与党の委員長といへども、委員長が果たすべき任務は、国政の柱の一つである社会保障の重大さを認識し、国民生活を真に向上させるべく委員会の審議を遺漏なからしめることであつて、いさしくも、修正案を宙にまき散らし、廊下において趣旨説明、採決を行なうなどは、許すべからざる国民への背信行為と断言せざるを得ません。(拍手)

戦前の政治生活を経験し、民主憲法下の国会にあつたため議席を持たれた今日、森田さんは、私よりもはるかにファッショの危険なことを承知してゐるはずであります。だからこそ、今日の委員会運営についても一言言を持たれたはずであります。しかるに、森田さんの強行採決前後の行為は、まさに言われることは正反對であります。

た。(拍手)しよせん、森田さんもまた戦前の数少ない良心的な政治家が持つていた信念をお持ちにならず、社会労働委員長の地位に恋々としてゐるとしか考えられないのであります。ファッショの台頭を危惧する森田重次郎君もまた、結果的にはファッショ台頭に口実を与える行為をなしたとしか考えられないのであります。

よつて、私は、森田君の解任決議案に賛成し、あわせて、ここで本院が民主的議会の確立を決意すべきことを申し述べて、討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 塚本三郎君。

〔塚本三郎君登壇〕

○塚本三郎君 私は、民社党を代表し、ただいま提案されております森田重次郎社会労働委員長解任決議案に対して、賛成の討論を行なふとするものであります。(拍手)

森田委員長、あなたのとられた今回の行動がいかなる意義と内容を持つものであるか、あなたは御承知でございましょうか。それは、たび重なる自民党の強行採決とは全く異質の暴挙であり、わが国憲政史上にぬぐうべからざる汚点を残されたことについて、あなた自身まだに気づいておられないのではありませんか。

そもそも健康保険特例法は、昭和四十二年に、二年間の期限を区切り、抜本的改正を政府に義務づけたものであります。それは、単なる料金の値上げという、金のことを云々するだけの問題ではなかつたはずであります。すなわち、開放経済体制下におけるわが国の社会体制は、すべての部門にわたつて労働の強化を余儀なくされ、労働災害、職業病、交通災害、公害等々、新たな社会病が激増しつつあります。この十年間に、国民の医療機関にかかる率は、およそ二倍にもふえております。そして病院に至れば、三時間待つて診療はわずか二分という状態が恒常化してゐるのであります。政府は、このような事態を抜本的に解決するが

ための猶予期間として二年を設けたはずであります。しかるに、政府と自民党は、これが履行の義務を怠り、漫然とこれが延長を提案して、責任の回避をはかつたのであります。かくして、現状に目をおおい、最も安易にして冷酷非情な方法によつて問題を一時的に糊塗しようとしてきたことは、とうてい許されるべきことではありません。また、社会労働委員会の理事会においては、委員会の正常な運営と慎重審議は議会の権威のためにも十分に約束を果たすと協定しておきながら、その約束を守らないというよりも、全く無視し、わが党は一言の発言も審議をも行なつておらないのであります。(拍手)これは、単に議会政治をじゅうりんするのみならず、公党としての許すべからざる背信行為といふのはあきらかであります。

(拍手)

私も民社党が、国会正常化のため、絶えずはじめにして公正な立場に立つて心を砕いてきたことは、森田委員長、あなたはよくお忘れではないはずであります。

そもそも、この修正案の中身は、いかなるものでありましょうか。それは、健保特例法としての性格を全く一変させるものであります。すなわち、保険料率千分の七十及び入院時一日六十円、初診料二百円の患者負担等を存続せしめ、さらに、九月一日以降はこの特例法を失効せしめ、これらの措置を本法である健康保険法に移しかえることにした根本的改悪であつて、断じて修正ではないのであります。(拍手)それは、事実上特例法を廃案にするのと同時に、保険収入に大きな比重を占めるこれら三点を、恒久化せしめるものであります。

政府が医療制度に全く定見なく、その場当たりの思いつきばかりでなく、わが国の社会保障制度を大きく後退させる結果を招来せしめるものであります。(拍手)その結果、総医療費の増大、保険財政の悪化、医療配分の不合理、それに基づく組織医療の質的低下等の問題がますます深刻化して

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 社会労働委員長森田重次郎君解任決議案

くるといふことは明らかであります。それを知りつつ、あえて公約違反の政府及び自民党の手先として、国会を混乱におとし立てて採決をするの舉に出る理由がどこにあったものでありましょうか。

もともとと保険料の修正は、医療保険制度の抜本的改正案を確立して、それに基づいて合理的に算出されるべき事柄であります。それができないからこそ、二年の時限法を制定されたはずであります。今回の政府提案は、さらに二年の猶予をほし、二年延長を事実上廃案にするが、値上げ内容のみを本法に移すというのでは、特例法の審議の名をかりて本法の改悪をはかるの舉であります。

(拍手)それは抜本的改正と保険料との関係から見れば、さか立ちした取り扱いだと言ひのほかはありません。そして、法案審議のあり方という点から見ても、時限法と恒久法とのすりかえであつて、あまりにも筋を乱すものといふべきであります。

今回、もしこれを成立させるならば、社会保険制度審議会の審議を経ずして本法を改正する結果となり、政府原案は、同審議会の臨時特例法として延長すべきだという答申に基づき、それを唯一のしきの御旗として提出されてはいたはずであります。今回それを無視したことは、同時に、政府みずから保険制度運営のルールを無視したことになり、さらに許しがたきことは、抜本的改正の時間的歯どめが全く取り払われてしまうことでもあります。(拍手)時限法であることをやめて恒久法化するとは、もはや政府が、健康保険制度に対しては、さじを投げたことを意味するものであります。

このような政府の暴挙、強行に手をかし、これを強行した森田委員長の態度に対しては、全国民が激しい憤りの眼をもつて見詰めているところであり、(拍手)森田委員長、あなたに一片の政治的良心と弱者への一粒の涙さえお持ちでありましたならば、きのうの、あなたの行動に対する全

国民の激しい悲しみの叫びが聞こえないはずはないでございましょう。(拍手)そして、あなたが政府及び自民党の言いなりになり、社会労働委員長としての見識と、議会制民主主義を守るの勇断を持つておられなかったことは、同僚議員として、あまりにも残念であります。

かつてアメリカ下院歳入委員長ミルズ氏は、ジョンソン大統領と同じ民主主義に嫌を置きながら、大統領の提案した増税法案を、一九六七年以来三度にわたつて廃案に持ち込み、四回目にしてやっと成立させて、議会の見識を守つたものであります。自民党が先輩とするアメリカにして、かくのごとき状態であります。

森田委員長に重ねて申し上げます。われわれ民社党は、本法案に対して一度も審議をいたしておらないのであります。そして、あなたが可決成立したと言はれる修正案は、提案の理由さえも承つておらないのであります。これをしも成立したと主張されるに至つては、いかに温厚なるわが民社党といえども、議会制民主主義を守るの立場から、委員長をおやめいただくことに賛成せざるを得ないのであります。

ここに、全国民の激しい怒りと限りなき悲しみを込めて、厳然として解任決議案に対する賛成の態度を表明いたして、私の討論を終わらせていただきます。(拍手)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開扉。——開鎖。

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百一

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○副議長(小平久雄君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

- | | |
|--------|---------|
| 安倍晋太郎君 | 足立 篤郎君 |
| 阿部 喜元君 | 相川 勝六君 |
| 愛知 揆一君 | 青木 正久君 |
| 赤城 宗徳君 | 秋田 大助君 |
| 天野 光晴君 | 荒木萬壽夫君 |
| 井出一太郎君 | 井原 岸高君 |
| 伊藤宗一郎君 | 伊能繁次郎君 |
| 池田 清志君 | 稻村左近四郎君 |
| 宇野 宗佑君 | 上村千一郎君 |
| 植木庚子郎君 | 白井 莊一君 |
| 内田 常雄君 | 内海 英男君 |
| 浦野 幸男君 | 小笠 公昭君 |
| 小川 半次君 | 小沢 辰男君 |
| 小淵 憲三君 | 大石 八治君 |
| 大竹 太郎君 | 大坪 保雄君 |
| 大野 明君 | 大野 市郎君 |
| 大橋 武夫君 | 大平 正芳君 |
| 大村 襄治君 | 岡崎 英城君 |
| 岡本 茂君 | 奥野 誠亮君 |
| 加藤常太郎君 | 加藤 六月君 |

- | | |
|--------|---------|
| 鹿野 彦吉君 | 鍛冶 良作君 |
| 海部 俊樹君 | 金子 信君 |
| 金子 一平君 | 金子 岩三君 |
| 神田 博君 | 亀山 孝一君 |
| 嶋田 宗一君 | 川島正次郎君 |
| 川野 芳満君 | 木野 晴夫君 |
| 木部 佳昭君 | 菊池 義郎君 |
| 北澤 直吉君 | 久野 忠治君 |
| 久保田四次君 | 久保田廣君 |
| 熊谷 義雄君 | 倉成 正君 |
| 藏内 修治君 | 小宮山重四郎君 |
| 小山 長規君 | 河野 洋平君 |
| 佐々木秀世君 | 佐藤 文生君 |
| 齋藤 邦吉君 | 坂村 吉正君 |
| 坂本三三次君 | 櫻内 義雄君 |
| 笹山茂太郎君 | 始関 伊平君 |
| 椎名悦三郎君 | 堀谷 一夫君 |
| 重政 誠之君 | 正示啓次郎君 |
| 進藤 一馬君 | 菅波 茂君 |
| 鈴木 善幸君 | 砂田 重民君 |
| 世耕 政隆君 | 瀬戸山三男君 |
| 園田 直君 | 田川 誠一君 |
| 田澤 吉郎君 | 田中伊三次君 |
| 田中 榮一君 | 田中 角榮君 |
| 田中 龍夫君 | 田中 正巳君 |
| 田中 六助君 | 田村 良平君 |
| 高橋 英吉君 | 高橋清一郎君 |
| 高見 三郎君 | 竹内 黎一君 |
| 竹下 登君 | 谷垣 專一君 |
| 谷川 和穂君 | 千葉 三郎君 |
| 地崎宇三郎君 | 中馬 辰猪君 |
| 塚田 徹君 | 辻 寛一君 |
| 渡海元三郎君 | 登坂重次郎君 |
| 徳安 實蔵君 | 床次 徳二君 |
| 内藤 隆君 | 中尾 栄一君 |
| 中川 一郎君 | 中曾根康弘君 |
| 中野 四郎君 | 中山 マサ君 |
| 灘尾 弘吉君 | 二階堂 進君 |

丹羽 久章君	丹羽 喬四郎君	太田 一夫君	岡田 利春君	米内山義一郎君	米田 東吾君	投票総数 三百一	可とする者(白票)	百三十
丹羽 兵助君	西岡 武夫君	岡本 隆一君	加藤 清二君	渡辺 惣蔵君	池田 禎治君	否とする者(青票)	百七十二	
西村 英一君	西村 直己君	加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	内海 清君	小澤 貞孝君	〔拍手〕		
根本龍太郎君	野田 卯一君	角屋堅次郎君	金丸 徳重君	岡澤 完治君	折小野良一君	○副議長(小平久雄君) 右の結果、社会労働委員		
野原 正勝君	葉梨 信行君	唐橋 東君	川崎 寛治君	神田 大作君	小平 忠君	長森田重次郎君解任決議案は否決されました。		
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君	河野 正君	河上 民雄君	曾根 益君	田畑 金光君	(拍手)		
長谷川四郎君	長谷川 峻君	北山 愛郎君	木原 実君	玉置 一徳君	塚本 三郎君			
八田 貞義君	濱野 清吾君	久保田鶴松君	工藤 三郎君	中村 時雄君	永末 英一君			
早川 崇君	原 健三郎君	久保田鶴松君	黒田 寿男君	門司 亮君	吉田 賢一君			
広川シズエ君	廣瀬 正雄君	栗林 三郎君	黒田 寿男君	吉田 泰造君	有島 重武君			
福井 勇君	福田 起夫君	小林 信一君	兒玉 末男君	伊藤惣助丸君	石田幸四郎君			
福永 健司君	藤井 勝志君	神門至馬夫君	佐々栄三郎君	大野 潔君	大橋 敏雄君			
藤枝 泉介君	藤尾 正行君	佐野 憲治君	齊藤 正男君	沖本 泰幸君	北側 義一君			
藤田 義光君	藤波 孝生君	柴田 健治君	島上善五郎君	小濱 新次君	斎藤 実君			
藤本 孝雄君	古井 喜實君	島本 虎三君	下平 正一君	鈴木 康雄君	中野 明君			
古内 広雄君	古屋 亨君	田中 武夫君	田邊 誠君	樋上 新一君	正木 良明君			
保利 茂君	細田 吉蔵君	多賀谷貞穂君	戸叶 里子君	松本 忠助君	山田 太郎君			
増岡 博之君	増田甲子七君	橋 兼次郎君	内藤 良平君	林 百郎君				
松澤 雄蔵君	松野 幸泰君	堂森 芳夫君	中嶋 英夫君					
松野 頼三君	三池 信君	中澤 茂一君	永井勝次郎君					
三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	中谷 鉄也君	西風 勲君					
水田三喜男君	水野 清君	橋崎弥之助君	野間千代三君					
湊 徹郎君	村上 勇君	野口 忠夫君	畑 和君					
村山 達雄君	毛利 松平君	芳賀 貢君	浜田 光人君					
森田重次郎君	森山 欽司君	華山 親義君	平林 剛君					
保岡 武久君	山下 元利君	原 茂君	福岡 義登君					
山田 久就君	山村新治郎君	広瀬 秀吉君	穂積 七郎君					
吉田 重延君	渡辺 栄一君	古川 喜一君	穂積 七郎君					
渡辺 肇君	渡辺美智雄君	細谷 治嘉君	堀 昌雄君					
否とする議員の氏名		三木 喜夫君	三宅 正一君					
安宅 常彦君	阿部 昭吾君	美濃 政市君	武藤 山治君					
阿部 助哉君	赤路 友蔵君	村山 喜一君	森本 靖君					
淡谷 悠蔵君	井岡 大治君	八木 一男君	八木 昇君					
井上 泉君	井上 普方君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君					
石川 次夫君	石野 久男君	山内 広君	山口 鶴男君					
石橋 政嗣君	板川 正吾君	山崎 始男君	山田 耻目君					
枝村 要作君	小川 三男君	山中 吾郎君	山本 幸一君					
大出 俊君	大原 亨君	山本 政弘君	山本弥之助君					

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 社会労働委員長長森田重次郎君解任決議案 この際暫時休憩を求めるの動議

一四五〇

中谷 鉄也君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	西風 敷君
野口 忠夫君	野間千代三君
芳賀 貢君	畑 和君
華山 親義君	浜田 光人君
原 茂君	平林 剛君
広瀬 秀吉君	福岡 義登君
古川 喜一君	穂積 七郎君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
三木 喜夫君	三宅 正一君
美濃 政市君	武藤 山治君
村山 喜一君	森本 靖君
八木 一男君	八木 昇君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君
山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山本 幸一君
山本 政弘君	山本弥之助君
米内山義一郎君	米田 東吾君
渡辺 惣蔵君	池田 禎治君
内海 清君	小澤 貞孝君
岡澤 完治君	折小野良一君
神田 大作君	小平 忠君
曾根 益君	田畑 金光君
玉置 一徳君	塚本 三郎君
中村 時雄君	永末 英一君
門司 亮君	吉田 賢一君
吉田 泰造君	有島 重武君
伊藤惣助丸君	石田幸四郎君
小川新一郎君	大野 深君
大橋 敏雄君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君
小濱 新次君	斎藤 実君
鈴木 康雄君	中野 明君
樋上 新一君	伏木 和雄君
正木 良明君	松本 忠助君
山田 太郎君	林 百郎君

否とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
愛知 揆一君	青木 正久君
赤城 宗徳君	秋田 大助君
天野 光晴君	荒木萬壽夫君
井出一太郎君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	稲村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
植木庚子郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	内海 英男君
浦野 幸男君	小笠 公韶君
小川 半次君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大竹 太郎君	大坪 保雄君
大野 明君	大野 市郎君
大橋 武夫君	大平 正芳君
大村 襄治君	岡崎 英城君
岡本 茂君	奥野 誠亮君
加藤常太郎君	加藤 六月君
鹿野 彦吉君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	金子 信君
金子 一平君	金子 岩三君
神田 博君	龜山 孝一君
鳴田 宗一君	川島正次郎君
川野 芳満君	木野 晴夫君
木部 佳昭君	菊池 義郎君
北澤 直吉君	久野 忠治君
久保田四次君	久保田藤磨君
熊谷 義雄君	倉成 正君
蔵内 修治君	小宮山重四郎君
河野 洋平君	佐々木秀世君
佐藤 文生君	齋藤 邦吉君
坂村 吉正君	坂本三十次君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
始関 伊平君	椎名悦三郎君
塩谷 一夫君	重政 誠之君

正示啓次郎君	進藤 一馬君
菅波 茂君	鈴木 善幸君
砂田 重民君	世耕 政隆君
瀬戸山三男君	園田 直君
田川 誠一君	田澤 吉郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田中 六助君
田村 良平君	高橋 英吉君
高橋清一郎君	高見 三郎君
竹内 黎一君	竹下 登君
谷垣 專一君	谷川 和穂君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君
中馬 辰猪君	塚田 徹君
辻 寛一君	渡海元三郎君
登坂重次郎君	徳安 實藏君
床次 徳二君	内藤 隆君
中尾 栄一君	中川 一郎君
中曾根弘君	中野 四郎君
中山 マサ君	灘尾 弘吉君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西岡 武夫君	西村 英一君
西村 直己君	根本龍太郎君
野田 卯一君	野原 正勝君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君
長谷川 蛟君	八田 貞義君
濱野 清君	早川 崇君
原 健三郎君	広川シズエ君
廣瀬 正雄君	福田 赴夫君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤波 孝生君
藤本 幸雄君	古井 喜實君
古内 広雄君	古屋 亨君
保利 茂君	細田 吉藏君
増岡 博之君	増田甲子七君

松澤 雄蔵君	松野 幸泰君
松野 頼三君	三池 信君
三ツ林孝太郎君	三原 朝雄君
水田三喜男君	水野 清君
淡 徹郎君	武藤 嘉文君
村上 勇君	村山 達雄君
毛利 松平君	森山 欽司君
保岡 武久君	山下 元利君
山田 久就君	山村新治郎君
吉田 重延君	渡辺 栄一君
渡辺 肇君	渡辺美智雄君

この際暫時休憩を求めるの動議 (安宅常彦君 提出)

○副議長(小平久雄君) 安宅常彦君から、この際暫時休憩を求めるの動議が提出されました。本動議は記名投票をもって採決いたします。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票箱閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。
〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕

投票総数 三百一
可とする者(白票) 百二十八
否とする者(青票) 百七十三

○副議長(小平久雄君) 右の結果、安宅常彦君提

出の動議は否決されました。

安宅常彦君提出この際暫時休憩を求めるの動議を可とする議員の氏名

安宅 常彦君	阿部 昭吾君	赤路 友藏君	井岡 大治君	井上 普方君	石野 久男君	板川 正吾君	小川 三男君	大原 亨君	岡田 利春君	岡本 隆一君	加藤 万吉君	角屋堅次郎君	唐橋 東君	川村 継義君	木原 実君	久保 三郎君	工藤 良平君	黒田 寿男君	兒玉 末男君	佐々木三郎君	齊藤 正男君	島上善五郎君	下平 正一君	田邊 誠君	武部 文君	戸叶 里子君	内藤 良平君	中嶋 英夫君	梅崎弥之助君	野口 忠夫君	芳賀 貢君	華山 親義君	原 茂君	広瀬 秀吉君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	--------

否とする議員の氏名

福岡 義登君	古川 喜一君	細谷 治嘉君	三木 喜夫君	美濃 政市君	村山 喜一君	八木 一男君	矢尾喜三郎君	山内 広君	山崎 始男君	山中 吾郎君	山本 政弘君	米内山義一郎君	渡辺 惣蔵君	内海 清君	岡澤 完治君	神田 大作君	曾根 益君	田畑 金光君	塚本 三郎君	永末 英一君	吉田 賢一君	有島 重武君	石田幸四郎君	大野 潔君	沖本 泰幸君	小濱 新次君	鈴切 康雄君	樋上 新一君	正木 良明君	山田 太郎君	安宅晋太郎君	阿部 喜元君	愛知 揆一君	赤城 宗徳君	天野 光晴君	井出一太郎君	伊藤宗一郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

池田 清志君	宇野 宗佑君	植木庚子郎君	内田 常雄君	浦野 幸男君	小川 半次君	小淵 恵三君	大竹 太郎君	大野 明君	大橋 武夫君	大村 襄治君	岡本 茂君	加藤 六月君	鍛冶 良作君	金子 信君	金子 岩三君	龜山 孝一君	川島正次郎君	木野 晴夫君	菊池 義郎君	久野 忠治君	久保田藤麿君	倉成 正君	小宮山重四郎君	河野 洋平君	佐藤 文生君	櫻内 義雄君	始岡 伊平君	塩谷 一夫君	正示啓次郎君	菅波 茂君	砂田 重民君	瀬戸山三男君	田川 誠一君	田中伊三次君	田中 角榮君	田中 正巳君	田村 良平君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

高橋清一郎君	高見 三郎君	竹下 登君	谷川 和穂君	千葉 三郎君	中馬 辰猪君	辻 寛一君	登坂重次郎君	床次 徳二君	中尾 栄一君	中會根康弘君	中山 マサ君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君	西岡 武夫君	西村 直己君	野田 卯一君	野呂 恭一君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君	八田 貞義君	早川 崇君	廣川シズエ君	福田 赴夫君	藤井 勝志君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	古川 喜實君	古屋 亨君	細田 吉蔵君	増田甲子七君	松野 頼三君	三ツ林弥太郎君	水田三喜男君	湊 徹郎君	村上 勇君	毛利 松平君	森山 欽司君	山下 元利君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	-------	--------	--------	--------

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 厚生大臣齋藤昇君不信任決議案

山村新治郎君 吉田 重延君
渡辺 栄一君 渡辺 肇君
渡辺美智雄君

厚生大臣齋藤昇君不信任決議案 (柳田秀一君
外六名提出)

○副議長(小平久雄君) (委員会審査省略要求案件)
柳田秀一君外六名から、
厚生大臣齋藤昇君不信任決議案が提出されまし
た。

本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審
査を省略して議事日程に追加するに御異議ありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。
よつて、日程は追加せられました。
厚生大臣齋藤昇君不信任決議案を議題といたし
ます。

厚生大臣齋藤昇君不信任決議案
右の議案を提出する。

昭和四十四年七月十二日

提出者

柳田 秀一 八木 昇
平林 剛 三木 喜夫
八木 一男 池田 禎治
大野 潔
賛成者
安宅 常彦 外百八十名

厚生大臣齋藤昇君不信任決議
本院は、厚生大臣齋藤昇君を信任せず。
右決議する。

理由

厚生大臣齋藤昇君は、日本国憲法を尊重し、そ

の各条項を実現する重大なる責務を果たさず、社
会保障制度の向上改善を怠り、抜本改正案提出の
公約を無視し、「健康保険法及び船員保険法の臨
時特例に関する法律等の一部を改正する法律案」
のごとき社会保障を後退させる悪法案を国会に提
出した。

かかる厚生大臣を引き続き留任させることは、
社会保険を停とん、後退させ、日本国憲法の精神
をますますじゅうりんさせることになる。よつて
本院は、齋藤厚生大臣を信任することができない。
これが、本決議案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 提出者の趣旨弁明を許し
ます。八木一男君。

「八木一男君登壇」

○八木一男君 私は、日本社会党、民主社会党、
公明党の三党を代表して、ただいま議題と相なり
ました厚生大臣齋藤昇君の不信任決議案の提案の
理由を御説明いたしたいと存じます。
まず、決議案文を朗読いたします。

本院は、厚生大臣齋藤昇君を信任せず。
右決議する。

理由

厚生大臣齋藤昇君は、日本国憲法を尊重し、
その各条項を実現する重大なる責務を果たさ
ず、社会保障制度の向上改善を怠り、抜本改正
案提出の公約を無視し、「健康保険法及び船員
保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正
する法律案」のごとき社会保障を後退させる悪
法案を国会に提出した。

かかる厚生大臣を引き続き留任させること
は、社会保険を停とん、後退させ、日本国憲法
の精神をますますじゅうりんさせることにな
る。よつて本院は、齋藤厚生大臣を信任するこ
とができない。

これが、本決議案を提出する理由である。
以下、不信任案提案の理由を、さらに明白に具
体的に申し上げたいと存じます。

私は、齋藤昇君の過去の経歴についてつまびら
かにいたしておられません。齋藤君と知り合ったの
は、昨年末同君が厚生大臣になってからでありま
す。したがって、大臣就任以前の行跡を不信任の
理由に数え上げることは控えることにいたします
が、社会保障問題を中心とする大切な厚生行政が
最も重視されなければならない今日、厚生大臣と
してはその責任を果たしておらない点で、即時そ
の任から去るべき人物であるということを、確信
を持って申し上げたいと存じます。

不信任の根本的な理由は、齋藤厚生大臣が憲法
第九十九条に明確に規定された日本国憲法を尊
重し擁護する任務を怠り、憲法第二十五条第二項
に規定されている社会保障を向上増進すべき国の
責務をじゅうりんしている点でございます。

憲法第二十五条第二項には、「国は、すべての
生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆
衛生の向上及び増進に努めなければならない」と
規定されてございます。平和民主憲法である日本
国憲法には、主権在民、戦争の放棄、基本的人権
等、非常に重要なことが規定されてあるわけでござ
います。その規定の中で、現在、通常何々政
策、何々対策といわれている具体的政策について
規定をされているのは、この憲法第二十五条第二
項と憲法第二十六条第二項の義務教育無償の条項
があるだけであります。しかも、向上及び改善と
いう表現で前進の方向が明示をされているのはこ
の条文のみであることは……(定数不足だ)「定数
がない」と呼ぶ者あり)議長、定足を早くそろえる
よう……

○副議長(小平久雄君) 八木君、発言を続けてく
ださい。

○八木一男君(続) 定足のない審議は審議じゃな
い。

○副議長(小平久雄君) 八木君、発言を続けてく
ださい。

○八木一男君(続) 定足がない。——議長、どう
するんだ、休憩せよ。

○副議長(小平久雄君) 発言を続けてください。
○八木一男君(続) 休憩せよ。——休憩せよ。定
足がないのに審議をするようなことをやろうとす
るのは議長ではない。

○副議長(小平久雄君) 八木君、発言を続けてく
ださい。あなたには趣旨弁明を許しているのだ
です。

○八木一男君(続) 趣旨弁明は、定足のあるところ
でやります。——調べてくれ。

○副議長(小平久雄君) 八木君、定足数はありま
すから、発言を続けてください。——八木君、定
足数はありますから、発言を続けてください。——
八木君、あなたには趣旨弁明を許しておるので
す。発言を続けてください。

「発言する者多し」

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。八木
君、発言を続けてください。——八木君、定足数
はあります。発言を続けてください。

○八木一男君(続) 発言を続けてください。

「発言する者多し」

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。
○八木一男君(続) 議長、静粛にしてくれ。静粛
にせい。

○副議長(小平久雄君) 八木君、発言を続けてく
ださい。

○八木一男君(続) 続けるから静粛にしてくれ。
○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。静粛に
願います。

○八木一男君(続) 定足の欠けている箇の部分分は
もとに戻ります。

平和民主憲法である日本国憲法には、主権在
民、戦争放棄、基本的人権等、非常に重要なこと
が規定されているわけですが、その規定
の中で、現在、通常何々政策、何々対策といわれ
ている具体的政策について規定をされているのは、
この憲法第二十五条第二項と憲法第二十六条
第二項の義務教育無償とであり、しかも、向上及
び改善という表現で前進の方向が明示をされてお

りますのはこの条文のみであることは、本院委員
会における法制局長官の答弁によっても明らかに
なっております。そして、社会福祉と公衆衛生
は、すでに社会保障制度審議会等において広義の
社会保障並びに社会保障関連制度として規定され
ており、政府の予算書においても、それらの費用
は社会保障関係費として処理されていることは、
同僚各位の御承知のとおりであります。

したがって、これらも含めて社会保障というこ
とで論を進めてまいりたいと存じますが、この
憲法で明記されている社会保障という具体的政
策は、他の、憲法に明記されておらない具体的政
策よりもはるかに優先されなくてはならないとい
うことが明らかであり、財政硬直対策とか資本蓄
積のための大企業に対する租税特別措置対策とか
はもとより、その他の政策を進めるために、社会
保障の向上、改善の進捗がおくられるようなこ
とが絶対にあつてはならないのであります。しか
るに現状はどうか。社会保障のために道を譲らな
ければならぬ諸政策、特に大資本擁護の政策が
横行し、ことに、憲法で明らかに禁止されてい
る防衛費の支出というような言語道断なことが行
なわれている中で、社会保障政策の進展が停ん
し、その改善まで行なわれていることは、断じて
許すことができないところでござります。この社
会保障政策の向上、改善、具体的には社会保障費
の前進がにぶることは、佐藤内閣の大きな責任で
あります。社会保障政策の主要部分、大部分を
主管する厚生大臣の責任は、ことに重大である
といわざるを得ないのであります。

従来、私の知る限りでは、この日本国憲法第
二十五条第二項からくる社会保障政策優先論は、
国会においてもあまり議論をされておらなかった
かと存じますが、本国会においてはしばしば議論
が行なわれております。現に、私自身、昨年十二
月十九日、斎藤厚生大臣に、衆議院社会労働委員
会においてこの問題を取り上げ、社会保障の主たる
担当大臣である斎藤君に、日本国憲法の精神に

従つて、断じて憲法無視の論議には負けないで社
会保障の前進を実現すべき旨を主張し、斎藤君よ
り、この憲法の規定による社会保障優先論の立場
に立つて全力を尽くして努力するとの答弁を得て
いるわけであり、それだけに、そのことの認識が
いまだなかつた以前の厚生大臣よりその責任は格
段に重いわけでありました。事、日本国憲法に関
して明確な認識をした上での怠慢は、日本国憲法無
視ということにつながり、断じて許すことができ
ないところでござります。

以下、私は具体的に、斎藤厚生大臣が社会保
障の向上、改善にどんなに不熱心であつたか、した
がつて、憲法の条章の尊重の義務をいかに怠つて
いたかということについて論及をいたしたいと存
じます。

わが国の社会保障費に対する国庫支出の対総予
算比率は、本年度一四・一％であります。西歐諸
国などで例をとれば、西歐は三三・八％である。
それに比して非常に少なく、まことに恥すべき状
態にござります。しかも、その傾向が直つていく
ような徴候もないのであります。すなわち、昭和
四十年、四十一年には、前年度に比較して社会
保障費の伸び率は前年度の二〇％前後でありまし
たのに、本年度の伸び率はわずかに一六・一であ
ります。ちなみに、本年度の総予算伸び率は一
五・八％であり、社会保障費の伸び率とはほとんど
同じであることは、佐藤内閣の人間尊重、社会開
発の表看板が羊頭狗肉であるというこの明らか
な証拠であると存じます。社会保障制度審議会か
ら昭和三十七年八月に出されました社会保障に
関する答申・勧告、その中の試算表では、昭和四十
五年度に、少なくとも租税総収入の二七％の社会
保障に対する国庫支出をすべきであると書かれて
いるのであります。欧米諸国の昭和三十六年度の
社会保障の基準に十年おくられて到達すべしとし
て、遠慮に遠慮を重ねて書かれたこの答申の示す
ところが、国庫負担の総予算に対する比率が少な
くとも二七％であるということを示しているの

に、本年度予算はわずかに一四・一％であり、そ
の伸び率まで鈍化をしているありさまでは話にな
らないのであります。昭和四十五年に二七％に段
階的に達するとなれば、本年度は、少なくともそ
の比率は二〇％をこえていなくてはならないわけ
であり、したがって、本年度予算より約四千億程
度の予算を増額し、実額一兆三千億程度になつて
いなければ、この段階的な目標達成もできないわ
けであります。その重要な到達年度を前にして、
予算を増加することを十二分にしなかつた内閣の
責任は重かつたでござります。その中心の責
任を持つ斎藤君の責任は、まさに解任に値するわ
けであります。厚生省予算の中で一例をあげる
と、ガンの研究費がわずかに前年度に比べて八％
しかふえておりません。ガンに悩む患者、その家
族の身をすり減らすような苦痛、心痛の中で、治
療法の完成を、祈りを込めて待ちわびている多く
の同胞のことを考えるときに、それを完成させる
べき研究費の伸びがわずかに八％とは、何たるこ
とでありましょう。これは何倍、何十倍にしても
よいことであるのに、そのようなことを実現でき
ない怠慢、弱腰は、川で流れる幼女を見殺しにす
る非人間的な態度といつてもあえて過言ではない
と信じます。

第二に、厚生省関係提出法案について、その怠
慢、無責任をきびしく指摘しなければなりません。

政府・自民党は、その社会保障の不十分さを指
摘されると、きまつて最後に、生活保護がありま
すからということで、防貧的社会保障を前進すべ
き責任を救済的社会保障論で逃げようとしたしま
す。それにもかかわらず、その生活保護法の改正
案がこの十数年間提案をされておらないのであり
ます。

社会保障制度審議会の答申・勧告には、昭和四
十五年度において、少なくとも昭和三十六年の生
活保護基準の実質三倍にしなければならぬとい
たしております。そしてまた、生活保護制度の個

人単位への移行、地域差の緩和等、その改善の方
向を示しているわけでありました。本年度は、昭和
四十五年前年度であるのに、その生活保護費の
金額は、昭和三十六年に對し、物価値上がりで換
算して実質にしますと一・九二倍にしかなつてお
らないのであります。来年に目標を達成するに
は、少なくとも、本年度の一千八百億円の生活保
護費予算を三千億円以上にしなければならぬわ
けであります。そのために、段階的には、少なく
とも本年度の生活保護費はさらに五百億円くら
い増額をしなければならぬのであります。いまま
でのような冷ややかな、当てずっぽうの予算で生
活保護基準をつくり、被保護国民の食料たり飲
食料費が平均して四十円、一番少ないところの人
で一食当たり三十円というより、大の一人分
も当たらないような食事で押える、このようなこ
とを改めるために、基準の決定方式を含めた生
活保護法の改正案の提出を即時にしなければなら
ない責任を全く放棄していることは、許すことの
できないところであります。

児童手当法の提出もまたまたなまけて一年すら
しました。国民年金法では、提出年金額の引き上げ
に踏み切つたことはよいといいたしましたが、い
ゆる所得比例というものを社会保障の方向とは逆
なやり方で取り入れ、いまだ年金を待ち望んで
いる人たちの福祉年金については、改善という名
に値しない内容の法案を提出し、厚生年金保険で
は、年金の引き上げは当然といたしましたが、積
み立て金を六分五厘で運用しているのに、保険料
の計算では五分五厘の計算をする、国庫負担の増
率をなまけ、使用主と労働者の負担区分を五・五
から七・三とか八・二に直すようなこともなまけ
て、労働者の負担を大きく上げようとして悪法
案を出しておるわけでありました。日雇労働者健康
保険法では、わずか年間二十数億の改善で、初年
度においては年間八十七億、一年半の後において
は年間百二十億の保険料の引き上げを策するな
ど、提出すべき法律は提出せず、提出法案も改悪

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

厚生大臣斎藤隆夫君不信任決議案

法案か、あるいはまことに不十分な改善しか実施しない法案ばかりであります。その責任は大いに追及されなければならないと信じます。

特に、政府が再三の公約である医療保険及び医療制度の抜本改正案の提出を怠り、国民を圧迫する健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の提出のごときは、最も許しがたいところであります。抜本改正案を提出しないことは、明らかに公約違反であります。八月三十一日になれば特例法が失効になることも明白な約束でございます。自分のかつて抜本改正案を提出しない、なまけて提出をしない、そして、約束ごとである八月三十一日の失効を延ばそうというのは言語道断であります。抜本改正案提出までの期間、特例法が失効して、いかなる赤字が出ようとも、それは政府の責任をもつて解決すべきものであります。しかも、現在の特例法の期間で、国庫負担はわずかに年間二百二十五億円であり、昭和四十年の九月、社会保障制度審議会のこの問題に関する答申では、抜本改正までの期間、赤字対策を講ずるものとして、国民負担を是るかに上回る国の負担をしなければならないとして、副議長（小平久雄君）八木君、時間ですから、結論を急いでください。

○八木一男君（統） その趣旨を尊重しても、その当時、少なくとも五百億円以上の負担をしなければ答申に忠実でないことを考えると、四十二年から四十四年の二年間の国庫支出不足をおくれば、せに埋め合わせるために、その間の赤字は一切国で負担をするものとし、特例法延長法案などは断じて提出してはならないのであります。社会保障を向上、改善しなければならぬことについて、国の責任が憲法で規定されており、向上、改善が停頓していること自体が憲法違反であります。それを改悪することは、二重の憲法違反であり、断じて許されぬことであることを厚生大臣が銘記していれば、大蔵省がどんなに無理解、

無協力であり、また、総理以下各閣僚がいかに無理解であつても、これを説得し、この延長法案を提出せしめ、処理を国費でまかなうことにしななければならないところであり、

○副議長（小平久雄君） 八木君、時間ですから、結論を急いでください。

○八木一男君（統） それを果たし得なかつたばかりか、総予算も増大、被保険者も増大しているときに、国庫の支出を前年度どおりに据え置き、また、赤字の軽減が見通されているのに、特例法の改悪点を少しも減らそうとしない、しかも、分べん費の金額の引き上げに便乗して、その費用以上の金額になる保険料のさらに一割値上げまでつけ加えるなど、社会保障改善の精神、憲法尊重の精神のかけらもないものと断ぜざるを得ないのであります。

○副議長（小平久雄君） 八木君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○八木一男君（統） 断固として斎藤君の責任を追及しなければなりません。

さらに私は、今回の言語道断な自民党修正案について、斎藤君や厚生省が裏で協議をしてこの問題を推進した点について、激しい怒りを覚えるものであります。

○副議長（小平久雄君） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○八木一男君（統） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

無協力であり、また、総理以下各閣僚がいかに無理解であつても、これを説得し、この延長法案を提出せしめ、処理を国費でまかなうことにしななければならないところであり、

○副議長（小平久雄君） 八木君、時間ですから、結論を急いでください。

○八木一男君（統） それを果たし得なかつたばかりか、総予算も増大、被保険者も増大しているときに、国庫の支出を前年度どおりに据え置き、また、赤字の軽減が見通されているのに、特例法の改悪点を少しも減らそうとしない、しかも、分べん費の金額の引き上げに便乗して、その費用以上の金額になる保険料のさらに一割値上げまでつけ加えるなど、社会保障改善の精神、憲法尊重の精神のかけらもないものと断ぜざるを得ないのであります。

○副議長（小平久雄君） 八木君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○八木一男君（統） 断固として斎藤君の責任を追及しなければなりません。

さらに私は、今回の言語道断な自民党修正案について、斎藤君や厚生省が裏で協議をしてこの問題を推進した点について、激しい怒りを覚えるものであります。

○副議長（小平久雄君） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○八木一男君（統） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長（小平久雄君） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○八木一男君（統） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長（小平久雄君） 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長（小平久雄君） 質疑の通告があります。順次これを許します。枝村要作君。

○枝村要作君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいまの斎藤厚生大臣の不信任決議案の提案趣旨に關し、八木一男議員に対して若干の質問をいたします。

思い出しますと、一昨年の八月四日、当時の坊厚生大臣に対する不信任決議案が議題とされた際、この壇上で私は提案者に対して質問をいたしました。その冒頭で、次のようなことを申し述べました。厚生大臣である者は、何よりもまず第一に、国民の健康と生命を守ることにその使命と責任を感じ、全力をささげなくてはならない、また、そのような人物でなければ厚生大臣になる資格はない、ということを申し述べたのであります。二年後の今日、ここで再び健康保険の問題で厚生大臣に対する不信任決議案が提出されて、同じようなことを言わなければならないのは、国民に対して全く恥ずかしい、申しわけないことであると思ひ、また、言ひようのない政治全体に対する嫌悪感を抱きます。これは私一人のものではないと思ひます。このようになつたのも、すべて佐藤内閣と自民党の政治責任であることは言うまでもないのであります。

さて、斎藤厚生大臣は、人間的にはきわめて信頼の置けるりっぱな方だと私は思ひます。委員会における答弁態度などを見ても、そのまじめな氣質がよくかがわれるのであります。しかし、残念なことには、反動佐藤内閣の閣僚であるということが厚生大臣としての資格を失わしたのであります。勤労国民にただひたすら奉仕するという崇高な志向が全部つみ取られて、自己の主張と信念を放棄したのであります。それは、言いかえれば、佐藤内閣にとどまり、厚生大臣のいすに未練を持ってこれにすがりついているほうがよいと

いう自己擁護の気持ちが支配しているからだと思ひるのであります。

私どもの委員会における質問に対して、国民の生命と健康を守るための健康保険の抜本改正を必ずやり抜くんだと、き然として答へました斎藤厚生大臣が、抜本改正を放棄したと思へる自民党の修正案、基本的な改悪法案に賛成し、あまつさえ未曾有の暴挙に積極的に加担してしまつたのであります。この暴挙は、だれの目に見ても、ことばでは言いあらわすことのできないむちゃくちゃなやり方であり、良識と民主主義の一かけらもないファシストの思想と行動であります。

（拍手）斎藤厚生大臣は、この指導的な役割りを果たしたのであります。伝えられるところによりまずと、自民党内の意見調整の際、若干これに異論を述べたやうであります。しかし、あくまで自己の所信を貫くのではなく、しよせん、先ほど申し上げましたように、厚生大臣のいすにとてんびんには勝てなかつたのではないでしよか。このような斎藤厚生大臣は、国民生活を守る重要な社会保障を推進する主管大臣としての資格者でありましようか。まず第一に、八木さんにこれをお伺ひいたします。

私のこれからのおもなる質問は、わが国の社会保障を中心とする諸問題とその実態を明らかにしていただき、政府の施策、とりわけ、社会保障を推進する厚生大臣がどのようにこの任務を行なうとしておるのだらうか、あるいはサボつてゐるのではないかとことを、その道の大権威者であります八木さんにお伺ひしていきたいと思ひるのであります。

佐藤総理は、これまで社会開発、人間尊重の政治をうたつてまいりましたが、人間尊重の政策の中心は社会保障であることは言うまでもありません。一九四八年の国連総会において採択された世界人権宣言は、何人も社会保障を受ける権利を有す、とあります。また、一九五三年の国際社会保障會議は、眞の社会保障は、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

礎の上に成り立つてゐる、とあります。これは、わが国が国際社会の一員として、国際社会の義務を負つてゐることを示すものであります。したがって、わが国は、この世界人権宣言と国際社会保障會議の決議を、眞の社会保障の基礎として、法律で保障された基

本来的な社会的権利であるといっているのではありません。このように、社会保障は、国民がひとしく享受すべき権利であります。これをどのようにより認識しておられるのでありましょうか、お伺いしたいと思ひます。

わが国の社会保障は、きわめて貧困でありました。先ほど山田議員、ただいま八木さんも触れられましたように、昭和三十三年、社会保障制度審議会は、社会保障制度の総合調整に關する基本方針についての答申及び社会保障制度の推進に關する勧告の中で、今後十年間に社会保障水準を西歐並みに引き上げるべきであるとの答申をいたしましたのであります。さきに発表された四十三年度の国民生活白書によりますと、欧米の一番高いところを一〇〇とした場合、わが国の社会保障水準は三二と、依然として三分の一でしかありません。八木さんは社会保障制度審議会の委員でもありますが、答申後の経過はどうなっているか、お尋ねしたいと思ひます。また、わが国の総生産は世界第二位といわれておりますが、国民所得に対する社会保障給付は、一体世界第何位でありましょうか、これもお伺いいたします。

次に、今日の物価高は目をみはるばかりであります。この物価高に對し、厚生大臣は年金、生活保護等についてどのように対処し、措置を講じてきたのでありましょうか。日本の貯蓄率はきわめて高くなっておりますが、物価上昇は五・七と高いのであります。その中で、少ない賃金のうちからせつせとくわえた定期預金の利子が五・五では、実質価値は低下するだけであります。このことをどのように考へているのか、お伺いしたいのであります。

さらに、老人はこの物価高の最大の被害者ではあります。何十年も蓄々として働きたがらうも、老後の一切を託するはずの年金は貧困であります。その上、まともな住宅も保障されず、病氣になつても三割か五割の自己負担がなくては医者にかかれないという現状に多くの老人が苦しんで

おるのであります。それは六十五歳以上の女子の自殺率が世界第一位というのを見て、端的にあらわれております。昭和三十四年に開始された老齢福祉年金は、当初千円で出発したのであります。現在月額千七百円です。この十年間にわずかに七百円引き上げられただけで、十年間据え置きと、何ら変わっていないのです。このようにな少額では、もたらぬよりはまだまだだといふにすぎないのであります。何ら老後を保障するものではないのであります。これまでの夫婦受給制限は、牧野裁判によつて廃止されることになりましたが、これは当然のことであると思ひます。しかし、所得による制限は依然として残つておるのであります。これをどのように考へるにしようか。

また、四十三年度国民生活白書によりますと、年収九十万円以下の階層では、他の階層に比べて、生命保険等への払い込みが、預金、株式等の貯蓄保有形態を大きく上回つておるのであります。これは一体何を物語つておるのであるのでしょうか。このことは、一般勤労者が、一家の主たる働き手が死亡した場合の経済保障を、私的命保に求めていることを示しているものであります。つまり、遺族年金、母子年金等の年金制度があまりにも貧困であるために、自衛せざるを得ない。勤労者みずからの負担により、少ない賃金の中からくわえてカバーしようとしておられるのか、八木さんにお伺いしたいのであります。

また、今日、公害は、大気汚染、水質汚濁、騒音、さらに食品公害、農薬公害、国鉄の黄害など限りなくあります。国民は安心して生活できる状態ではなく、いろいろな公害が国民の生命と健康を日に日にむしばんでいるのであります。そうして水俣病、イタイイタイ病、四日市公害患者をはじめ、多くの患者が病床で呻吟しているのであります。放置されている被害者を救済し、今後ますます激増するであろう紛争を、弱い立場にある住民の側に立つて適正に処理する制度を確立す

ることは、緊急の課題であると思ひのであります。しかし政府は、激増する公害に対して何らの積極策も講じないで、サボタージュしてあるのであります。このように人命を軽視した生産第一主義の政府の態度は、許されるものではありません。八木さんは、この現実をどう思つていらつしやるか、伺いたいのであります。

さて、健保特例法は、こで言うまでもなく、二年間の時限立法でありました。この二年間に抜本改革を出すことは、国民への約束であつたはずであります。しかし、この公約を破り、厚顔無恥にも、特例法の二年間延長を提案したのであります。延長案については、社会保障制度審議会も、政府の責任の重大であることは、あらためて強調するまでもないことだと、強く遺憾の意を表明しているところであります。

○副議長(小平久雄君) 枝村君、時間ですから、結論を急いでください。

○枝村要作君(統) このような悪法は直ちに撤回して、すべての国民に、安心してよい医療を保障するよう努力すべきでありながら、延長案を撤回するどころか、野党の反対を押し切つて、特例法の修正という大改悪を行つたのであります。保険料率、初診料、入院費を本法に繰り入れて、これを固定化、恒久化しようとするものであります。按本改革の責任を放棄し、赤字負担を国民に転嫁するこの大改悪に對し、八木さんはどう考へられておられるかということをお伺いし、以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔八木一男君登壇〕

○八木一男君 非常に社会保障に御熱心で、私から尊敬をいたしております同僚枝村議員の御質問に對して、一生懸命に御答弁をいたしたいと思ひます。しかしながら、私、先ほどからいささか興奮をいたしております。全部の問題について聞き漏らしているかもしれせん。そのときには、また再質問をなさるなり、おしかりをいたしたいと思ひます。いまの御質問に對して、順序

が狂うかもしれませんが、できるだけ懇切丁寧な、一生懸命に御答弁をいたしたいと思ひわけでありませう。(拍手)

まず、厚生大臣齋藤君が、厚生大臣として適格であるかといふことについて御質問がございました。これはいろいろなことを申しました。不適格の事由が幾つもありました。もうほんとうに不適格中の不適格だといふことを、あと結論として申し上げたいと思ひます。

次に、社会保障の問題について、世界人権宣言の問題で、非常に高い立場から、社会保障が世界の全人類の、少なくとも、また日本においては日本国民の権利であるといふことについて、私がどう思ふかという高次元の御質問がございました。この世界人権宣言は、ここにおられる同僚議員が全部御存じだと思ひますけれども、一九四八年の十二月十日に、国連の第三回総会で決議されたものであります。その二十二条には、社会保障という項目をあげた規定があります。第二十五条では、生活保障という項目の規定があります。わが日本国憲法の規定と制度がやや似ておりました。――すつかり同じではありませんが、この二十二条と二十五条を合わせますと、社会保障のあらゆる部門のものが、世界の全國民の権利として宣言をされておられるのであります。

基本的人権について、多くの学者が二つに分けておられます。十八世紀において各國の人民、國民が、ほんとうに自分の人権に目ざめて、運動によつて獲得をした、いわゆる自由権、平等権といふものは、各國の法制において十八世紀ごろから定着を始めた。ところが最初、封建時代から自由主義時代、いわゆる資本主義時代に移つたときに、自分の能力を生かして、どんどんと仕事をやっていけば、ほんとうのしあわせが得られると大ぜいの人が思つておりました。ところが、資本主義の悪の花がだんだんと咲いてまいりました。持てるものが持たないものを、その機構の中から搾取する、大ぜいの人たちが生活に苦し

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

厚生大臣斎藤昇君不信任決議案

一四五六

む、病氣になったときも、その手当てもできない、子供の教育もできない、そういうような状態があらわれてまいりました。そのような状態に対して、当然日本の国民にも生来の権利の意識が目ざめました。自由、平等権だけではなく、生存権、社会的な基本権、社会権の要求がどんどんと起こってきたわけでありました。そのことが方々で定着をいたしました。いわゆる日本国憲法では、憲法二十五条、二十六条、二十七条、二十八条が具体的にこれに当たりますが、そのような法制が進んだところから、順次各国で定着をしてまいったわけでありました。あの非常なけしからぬ第二次大戦後、これを世界的に進んだ国だけではないに、世界の全人類にその生存権を確立しなければならぬ、そのような非常に高次の崇高なる精神から、このような世界人権宣言において、社会保障の権利、生活保障の権利が確立されたわけでありました。このようなことは、およそ政治に携わる者は、これからしみじみと考へ抜いて、いささかもこれに反するような行動をとるべきではないという考え方で、その行動を貫いてまいらなければならぬと思います。(拍手)

次に、生活保護の問題、老齢保障の問題についても御質問がございました。このような憲法問題について、激励のことばではなしに、妨害的なことばがあることは、その人が憲法というものを理解をしていない。国会議員も憲法九十九条を尊重する任務があるということをお忘れではないかと思ふわけでありました。でございますから、憲法を尊重なさる御意思がある方は、この私の一生懸命な訴えについて、一切妨害をなさらないようにお願いをいたしたいと思います。

生活保護の問題については、先ほど幾ぶん触れました。私も一生懸命にこの問題を研究してまいりました。熱心な枝村さんは、もちろん十二分に内容を御存じでございますが、私に対して御質問をいただきましたので、なお詳しく申し上げてみたいと思います。

生活保護法では、その第一条、第二条、第三条のところに於いて、健康で文化的な最低生活を保障することは規定をしております。ところが、その第四条において、その前のりっぱな精神が完全にけりりんされるような規定があるわけでありました。いわゆる補足性の原則という規定がございまして、この規定によつて、本人が活用し得る本人のあらゆる資産、能力を活用した後でなければ、生活保護の適用は受けられないという規定がございまして、これを法規どおり、この鬼のような法規どおりに解釈をすると、夫に死に別れて子供の老婦人が、夫の唯一の形見である、ほかに死に別ればせたいした金にもならないかまほこの結婚指輪、これを換金して何百円かにして、それで食べた後でなければ生活保護は受けられない、このような鬼のごとき条文があるわけでありました。さすがに厚生省も、斎藤厚生大臣になつてからよくなつたわけではありませぬけれども、前から、これではあまりひどいということでも、そういうものを売り払つて食べてから適用するといふような冷たい扱ひは、行政上はしておりません。しかしながら、その鬼のような規定はあくまでも残つてゐるわけでありました。したがつて、厚生省の行政措置も、遠慮をしながら、そのようなたたかき配慮をする一定のワケを出られないわけでありました。また、このような中で、生活保護法の中では世帯単位ということがとられております。したがつて、おとうさん、おかあさんが病身であり、弟妹が病身であるから、その世帯が生活保護を受けているときに、十八歳くらいの青年がそこで一生懸命に働いて出ていく。ところが、その人がどんなに一生懸命働いても、その世帯の生活保護費の全体以上に賃金が高まらない限り、その青年の意欲を燃やして働いた賃金は、實際上は一つも入らないと同じことになるわけでありました。このような非常な欠点があります。そういうことを直していかなければなりません。

さらに、根本的な基準の問題でございますが、これは健康で文化的な最低生活を保障するべきものでございますから、一定の時点、一定の地域では客観的な基準がなくてはならないわけでありました。ところが、厚生省はいいかげんなつまみで大蔵省に要求をします。大蔵省はいいかげんな考え方です。それを削減する。健康で文化的な最低基準という客観的な最低の生活を保障されるべき日本国民の権利が、そこで厚生省の役人、大蔵省の役人のほしきままの恣意によつて右左されるわけでありました。そのようなことで、たとへばさつき申し上げたように、四級地で六十歳以上の婦人の場合などは、一食の食料費が三十円にしか当たらないといふような基準になる。ある裁判所の判決で、大を預かつた代償の金を払わない人に対して、大の食費として一食五十円を支払ふという判決が、すでに数年前に出ているわけでありました。裁判所の判定をした大の食費よりも少ない飲食料費しか保障をしない健康で文化的な生活といふようなことは許されぬことでございますが、そういうことをやっているのが佐藤内閣であり、そういうことを現にやっているのが斎藤厚生大臣であります。

○副議長(小平久雄君) 八木君、時間ですから、結論を急いでください。

○八木一男君(統) さらに公害について御質問がございました。

政府や厚生大臣の公害対策についての致命的な欠陥は、産業の調和という名前のもとに、いま一億総被害をこらわつてゐるといわれる公害を追究する根本的対策を持ち合わせていないところにあります。人間の生命と暮らしを守ることを基本とした公害対策の確立を、われわれは一貫して主張しているものであります。佐藤総理があるとき、公害は必要悪であると言つたことがあります。大平通産大臣は、青空がほしいなどというのは唐人のたわ言である、そういうことを言う政治家は、大昔に返れ、というような放言をしたことがあるというであります。こういうような政府の態度から、公害対策は一向に進んでおりません。今度、公害紛争処理法案が論議をされましたけれども、そこから基地公害や安保公害が除外されております。被災者救済のための法律についても、所得制限をしてみたり、指定地域を限定してみたり、そのようになつてしまつてしまつたのやう方をいたしてあります。いままで厚生省のやつてきた、佐藤政府のやつてきた公害対策は、公害を防止せよ、公害の被害を補償せよという、ほんとうの国民の世論に對して幾ぶんこたえるようなかつこうをしたごまかしの対策であると断言せざるを得ないと存するものであります。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○八木一男君(統) そして母子年金についても、あるいは公害対策についても、このような状態でございます。先ほど枝村先生から御指摘のありましたように、このような遺族の年金に対する対処の少なからず、生命保険に入つておかなければ、

この家の自分が死んだときに残る妻子はどうなるであろうという心配、こういうことが起こっているのが実情だ。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限の時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

〔八木一男君発言を継続〕

○副議長(小平久雄君) 八木君、発言の中止を命じます。

〔八木一男君なお発言を継続〕

○副議長(小平久雄君) 八木君、発言の中止を命じます。

〔八木一男君なお発言を継続〕

○副議長(小平久雄君) 八木君、降壇を命じます。——執行を命じます。

〔八木一男君降壇〕

○副議長(小平久雄君) 岡本隆一君。

〔岡本隆一君登壇〕

○岡本隆一君 私は、ただいま議題となっております厚生大臣不信任案に対し、わが国医療の前途に横たわっておりましていろいろ重要な課題についての厚生大臣の怠慢を指摘しつつ、提案者の御意見を承りたいと思っております。

まず第一に、今日全国に広がっております大学医学部の紛争と全国医療機関に蔓延しつつあるところの深刻な医師不足に關し、厚生大臣の責任をお尋ねしたいと思ひます。

国民皆保険のもと、保険料を払いながら医療を受けることのできない無医地域が全国に三千カ所もあるというところは、すでに本年の厚生白書にも明らかにされておるところであります。しかも、それがインスタン問題に端を発した大学紛争とともに、ますます拡大しつつあることは、すでに幾たびか新聞にも報道されているところであります。国民の疾病予防に重大な役割りを果たしつつある全国の保健所においても、戦後慢性的医師不足の状態にあったのが、いまますますそれが激化して、医師不足が医師欠乏状態となりつつあり、わが国予防衛生に重大な危機をもたらしつつ

あるのであります。

昨年、インスタン問題に端を発して、全国の医科大学にストライキが起こり、医学部学生の卒業が大量に停滞していることは、わが国の医療に重大な影響を与えております。数週間前の修業課程を必要とした従来の大学医学部の持つ封建性は、小説「白い巨塔」を生んで、その実態のあまりにも前近代であることに世人の目をみはらせました。診療機能としての大学付属病院の中にあつて、その診療機能の七、八〇%を果たしつつある無給医局員が、研修の名において徒弟的労働をし、いられ、長い抑圧の中で、大きな起爆力としての不満を圧縮しつつあることは、すでに私が一昨年の予算委員会でも指摘したところであります。しかも政府は、それに目をおおつて、昨年インスタン制度の改正に際し、わずかに一万五千円という、中学卒業生以下の低賃金で、大学卒業生を国や公立病院の医療労働力として利用しようとしたのであります。そして、それに対する不満の爆発が、昨年来の大学医学部の紛争となり、それがエスカレートして今日の全国的規模の大学紛争にまで発展したのであります。いわばインスタン問題は、今日の大学問題の導火線となつたのであります。政府はこの事実を注目すべきであります。

大学医学部の紛争は、ひとり文部省や大学当局のみで解決できる問題ではありません。文部省と厚生省が一体となつて解決に当たるべき問題であります。インスタンに、大学卒業生にふさわしい研修の保障と待遇を与えることによつて、その解決のかぎとすべきであります。それを忘れたところに、東大、京大に始まる一連の医学部紛争の解決の困難性があらはれております。そして今日、これら両大学のほか、慶応、阪大、京都医大その他幾多の大学が無給医局員のストにまで発展して病棟閉鎖を行ない、その優秀な施設と人材を遊ばせているというところは、わが国の医療の上でゆゆしい事態といわなければなりません。厚生大臣の、あたかもこれに無関心であるかのごとく、大学医

学部の紛争は、大学当局と文部大臣の責任と言わんばかりに、全く涼しい顔をしておられる態度には、私は理解に苦しむのであります。あるいは厚生大臣は、日ごろきわめて表情に乏しく、ひょっとしたら老人性痴呆症でも始まつているのではなにかと私は案じているのであります。日ごろ委員会ではいろいろと質疑応答をかわしておられる提案者から、こうした問題について、厚生大臣は十分に責任を感じ、適切な手を打っておられるかどうか、厚相の負うべき責任について、その御見解を承りたいと思ひます。(拍手)

第二にお伺いしたいのは、次第に高まりつつある病院紛争の中で大きな問題となりつつある看護婦問題であります。

本年二月以来、全国の公私立病院あるいは日赤病院で、看護婦の二八闘争なるものが燃え広がっております。夜勤は二人で、そして月八日以内にとどめよ。これは昭和四十年の人事院勧告に基づくもので、それを実施せよというのであります。まさに当然のことでありまして。元来、女子の深夜労働は、労働基準法において禁止されているのであります。しかし、看護婦につきましても、その業務の性質上やむを得ぬものとして許されているのであります。それがただけにまた、それは最小限度にとどめるべきは当然であります。しかも、わが国の医療機関の実態は言語道断、一カ月に十五日以上の深夜勤務を行なわせているものはざらであり、はなはだしきは二十日以上深夜労働を彼女らに要求しているものであります。まさに人間性の否定であります。しかもそれは、看護婦の手不足とともに、次第に激化しつつあるものであります。本年春以来、燎原の火のごとく燃え広がっております二八闘争は、ここに原因しているものであります。わが国の看護婦不足は、十二、三万といわれております。これはすでに十数年来叫ばれているところでありまして。昭和三十四年、国民皆保険の実施とともに、当然急増する国民の医療需要に備えて、政府はこれに対する看護要員の確保

を考え、十分な対策を樹立すべきであつたのであります。従来、看護婦の養成は、その大部分を医療機関の企業内養成にたよつてきたのであります。国が必要とする医療技術者として、国の責任において養成するという体制がとられていなかったものであります。病める人すべてが行き届いた医療とあたたかい看護の中でという考え方に立つ国民皆保険も、いまは神風ドクターと機械的看護の中で人間性を疎外され、患者はあたかも物品同様に扱われているのであります。そのことが、産院における赤ちゃん取り違え事件を引き起こし、輸血の間違いで死亡事故を起こしたりさせるのであります。今日の医療機関における患者の人間性疎外は、国民皆保険に伴う医療需要の増大と医療技術者養成との間のアンバランスに基づくものであり、わが国厚生行政の重大なる欠陥であると思ひます。かかるに厚生大臣は、就任以来われわれの追及に、その必要なるを口にしながら、現実にはそれに有効な対策を何ら講じていないのではないかと。そのような無能な斎藤さんに国民の生命を守るための厚生行政をまかしておくことは、精薄児童に子供のお守をまかせておくようなものであつて、あふないことの上なしと思ひます。ありますが、提案者の八木先輩から御意見を承りたいと思ひます。

第三にお伺いしたいのは、医療費の緊急是正についてであります。

昭和四十二年以来据え置かれておる医療費の陰で、全国の公私立病院が著しい経営難におちいつつあることは、周知の事実であります。物価は上がる、一般産業の労賃は上がるといった情勢の中で、医療機関の人員費も増大せざるを得ません。が、三年来据え置かれた医療費のもと、その財源が枯渇するのは当然であります。医療が病者に率仕するサービスである限り、その経費の中に占める人員費の比重はきわめて大きく、通常四〇%以上を必要とするのが当然といわれておるところであります。年々高騰する物価にスライドした医療

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 厚生大臣斎藤昇君不信任決議案

費の引き上げのない限り、医療機関の従業員の給与は不当に低く押えられ、ひいては、はなはだし手不足を医療機関に招来するのは当然であります。東京の国立小児病院が看護婦不足でベッドを百床以上も遊ばせたり、あるいは都内の肢体不自由児施設で、大量の収容希望者を前に、その収容を抑えざるを得ないなどという事態が発生していることは、まことに遺憾のきわみといわざるを得ません。

さらにまた、それらの病院や施設における患者の食費が、昭和四十年以来四十年間にわたって一日二百七十円という低額に据え置かれていたことも、厚生大臣の重大な怠慢といわなければなりません。昭和四十年以降、生鮮食料品の値上がりは三五%をこえております。しかも、入院患者の食費が据え置きであるということは、給食材料費の実質的低下を招来することは当然であります。かつて池田総理は、貧乏人は麦めしを食えと言った。佐藤総理はそれを越えて、働くことのできな

い病人は、おかげですすすとおれと言われるのか。ただでさえ病勢の回復に十分な栄養の補給を必要とする患者の食費をこのように締め上げるとは、暴力をもつて弱者から物を奪う強盗犯にもひしとい行為といわなければなりません。(拍手)佐藤さんの人間尊重の表看板は、完全に裏返しにされたものと断ぜざるを得ないと思っておりますが、提案者は、この事実に対する厚生大臣の責任をいかに考えになりますか、お教えを願いたいと思っております。

○副議長(小平久雄君) 岡本君、時間ですから、結論を急いでください。

○岡本隆一君(統) 最後に伺いたいと思ふのは、健康保険の抜本的改正に關する政府の基本的態度についてであります。

今日の健康保険は、現物給付をたてまえとしております。病気に際して、勤労者が現金を持たなくても安心して医療を受けられるというこの

制度は、医療保障の見地から当然堅持すべきであります。一方、医療は、科学の進歩とともに、さらにまた経済の成長とともに、ますます高度化し、精密化してまいります。かつてレントゲン検査をもつて満足しなければならなかった胃がんの検査も、胃カメラを用いるようになってその正確さを増し、肺結核や肺がんのレントゲン検査に断層写真をとることが通例となつていきました。検査はますます精密化してまいります。医療の世界での技術革新は、省力につながらないで、ますます人手を多く必要とすることになりま

す。同時に、治療面においても、抗生物質や輸血、あるいはそれにかわる輸液に非常に高価な薬剤費を必要とするようになっております。そしてそのことが、失われるべき幾多の人々の生命を救っているのであります。戦前の人生五十年が、いまや人生七十年となつて、その成果をあげているのであります。国民総医療費が増大するの、こういう見地からは当然のことと考えなければなりません。

かかるに政府は、医療費の増大を、単に経済ベースの上からしか見ようとしないのであります。技術革新がもたらした成果の上に立つて、戦前に比べ二十年も引き延ばされた平均寿命に対する対価としての医療費の増大を容認しようとしないのであります。

○副議長(小平久雄君) 岡本君、時間ですから、結論を急いでください。

○岡本隆一君(統) 国民の生命を守るための医療保障として健康保険を見るならば、災害より国民を守るための防災費、犯罪より国民の生命と財産を守るための防犯費といったぐあいな考え方に立つ大幅な国庫負担があつても当然のことでありま

す。しかるに、医療をあくまで保険制度のワケ内にとどめようとする政府の態度は、人間尊重の看板に、まさに偽りありということをはつきりと物語っているのであります。

進歩した医療の技術とその内容を考えず、かつ、その卓抜した効果を省みずして、ただ総ワケのみをもつて医療費の節減をはかろうとすることは、木を見て森を見ざるのたぐい、まことに医の本質をわきまきまざる所業というのほかにありません。

○副議長(小平久雄君) 岡本君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○岡本隆一君(統) 現代医学が人類の上にもたらした功績を適切に評価して、それを基盤にした医療保障制度としての健康保険の抜本的改正がすみやかに進められなければならない。しかるに斎藤厚生大臣以下厚生当局には、何らこうした熱意をうかがうことはできません。今国会に健保特例法の延長を提案し、あまつさえ修正に名をかりて本法を改悪し、被保険者の負担増大を恒久化して、これで当分ちよつと案になりやうだと、涼しい顔をしておられる厚生大臣には、どこに政治家としての知性と良心があるのか、私は疑わざるを得ないのであります。昔、中国に宦官という……

○副議長(小平久雄君) 岡本君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○岡本隆一君(統) 男性にして男性にあらざる存在があられたが、斎藤さんもどうやら、そのたぐいにあらざるやと疑わざるを得ないのであります。提案者の八木先輩はいかがお考えになりますか、お伺いしたいと思ふのであります。

以上をもつて、私は私の質問を終わりたいと思ふのであります。先ほど枝村君の質問に対する八木先輩の答弁が中断されましたが、私も枝村君同様の質問を一部いたしたいと存じておりましたので、それらについても、あわせて御答弁を承りたいと存ずる次第であります。(拍手)

「八木一男君登壇」

○八木一男君 ただいま、同僚の議員であり、社会保障、医療保障に非常に経験をお持ちの岡本さんから御質問がございました。岡本議員は、私の人生の先輩であります。特に社会保障について

は、その人生経験の中から、ほんとうに国民の健康と生命を守るという立場で、非常にりっぱな御定見を持っておられることについて、私、いつも尊敬をしている次第でございます。

本日も、この医療問題や医療保障問題については、ただお金のことはかり論議をされている向きが多いようでございますけれども、そうではないに、無医地区があつてはならない、病院や診療所で看護婦さんがいなくて、あたたかい看護を患者が受けられないようなことであつてはならない、また、そのようなことと任務を果たしている人たちが、ほんとうにその人たちの意欲をそがれたり、人権を侵害されたり、そういうようなことのないような状態で、そういう医療に従事する人たちがたくさん確保されなければならないという、非常にヒューマニズムに満ちた御質問をいただきまして、ほんとうに、私、全く同感でございます。

特にインターンの問題では、このインターンの問題の非常にまずい政府の対処のために、新しいお医者さまがでない、無医地区が实际的にどんどん拡大していく、お医者さんの不足ということばではなしに、医師の欠乏ということばまでいわれているような時代になりました。こういう問題を解決するために、医学生の人たちにはほんとうの意味のいい研修と、その間の十二分の生活保障を確保しなければ、こういうことに対して対処することができないわけですから、また、いまの大学紛争は全般にわたつておりますけれども、その紛争の一つの大きな原因として、このような医学生に對し、国の対処が非常に乏しかった。封建的な医局制度の中で押しつぶされてきた若い医者になる人や、なりたての人たちのふんまんが高まつて爆発をしたことが、いまの大学紛争の一つの大きな原因であります。そのような面での大切なことを解決するために、大学紛争を文部大臣だけにまかせず、その原因の一つの医学生に對する問題について真剣に対処しなければならぬ、そして、十二分な生活保障をもつて研修をしたお医者さん

が、元気でどんどんと国民の診療を後顧の憂いなしにしてもらうような体制をつくらなければならぬのに、斎藤厚生大臣はこのような問題について何ら対処をしておらないばかりか、対処をする気持さえも漏らされたことを承っており、おられないわけでごさいます。まことに不適当な厚生大臣でございませう。

また、看護婦の不足の問題。現在看護に従事をしておられる方々が、非常に苦しい労働条件の中で働いておられる。夜勤は二人でなければつとまらない、一月に四回以内にとどめてほしいという、だれが考えてもあたりまえのその要望が実現できない。一月に十五日以上も、ひどいところでは二十日も、また二人夜勤ではなしに、一人で多くの病人をかかえて夜勤をしなければならぬというような状態が続いておりまして、それに対して厚生省が何ら積極的な対処をしておられない。看護婦の国の養成をどんどん進めるといふような態度も示しておられぬというところは、まことにけしからぬこととございまして、この点においても、斎藤厚生大臣の大きな不信任の理由があるわけとございませう。

第三に、岡本先生からの御質問は、給食費の問題でありました。給食費が、物価が三五%値上がりをして、そのまま据え置いているために、実質的に切り下げになる。病人にやわらかい御飯も食ってはいけぬ、ほんとうにおもひのようなおかゆだけで過ごせというふうなことはけしからぬではないか。これは佐藤内閣が人間尊重などといっているけれども、こういうことが直つていないのは、その看板がまっかな大偽りであるといふふうに考へるがどうかという御質問でございまして、私も全くそのとおりだと思ひます。そのことの具体的な責任実施者である斎藤厚生大臣の非常に重大な責任を、さらに追及していかなければならないと思ひます。

次に、現物払いをそのまま完全に確立し、それを絶対に変えてはならないという問題についてお

触れになりました。全くそのとおりに私も考えます。

沖繩が現物払いでなくて、沖繩県の同胞が、あつてきたと称する医療保険制度を、実際はほとんど活用できないという状態であることは、ほとんどの方が御存じであります。そのような例があるのに、厚生省の態度の中には、何とかして療養費払いを持ち込もうとするような言動断然な態度があらます。このことは、金を払わし国民を痛めつける、金を払うことが苦しいからお医者にかかることをおそくする、少なくする。そのことによつて国民が病気が重くなつたり死んでしまつても、そんなことはかまわないのだ。社会保険の赤字さえなくないはいふのだ。その赤字を、租税特別措置法の独占資本に対するような措置をやめて埋めようという考へではなしに、大資本のために幾らでも金を率仕したいから、弱い国民は死のうが病気が重くなつたりがどうでもいいのだという考へ方につながつていると思ひまして、このような反動的な考へ方を断固として打破して、全日本国民の健康と命を守る、その権利意識の結集をもつて、この現物払いを完全に死守するだけではなしに、いま国民健康保険が、他の市町村に行けば現物払いでないというふうな欠点も改めて、完全に現物払いを確立していかなければならないと考へるものであります。

さらに、医療費の問題について御質問がございました。

岡本先生がおっしゃる通りに、いま、医療費の赤といふ問題を厚生省が宣伝に宣伝を重ねておりますので、幾ぶん改良すべき欠点があることはもちろんだと考へるけれども、この医療費の増大といふことは、とりまなおさず、そのことによつて病気が早くおつた人がたくさんいる。重くなる病気が軽くて済んだ人がたくさんいる。昔だったら早く死ぬべき運命にあつた人が、そのような医療技術や薬品の進歩によつて助かつた、長生きをしておる人がたくさんあるということにつな

がつていられるわけでありませう。目前の現象面にとらわれて、ほんとうに医療の進歩が国民の命を延ばしている、その大切なことを忘れるようなことがあつては断じてならないと思ひわけでありませう。

そのことについて、そのように医療費が伸びても、日本国憲法の第二十五条第二項において、社会保険は常に向上、改善をしなければならぬとなつております。したがつて、医療の技術が発達をし、新しいい薬品ができたときに、それが金がかつたならば、少なくともその分だけ国庫支出を増大し、保険料など上げずに、一部負担など新設せず、そのことをやるといふことが、政府としての最低の責任であります。そのこともやらすして、そしてまた家族給付や、あるいはまた国民健康保険の給付を十割にしなければならぬといふ大きな目標を忘れて、いま政府は抜本改正をなすわけよといふたしております。もし、政府がなすけた抜本改正といふものが出来たときには、われわれはおそらくびっくりするのじやないかといふ心配がございませう。抜本改正は、あくまでも全国民が十割給付であり、そして制限診療がなく、あらゆるところの医療機関が整備をされて、全国民が病氣になつたときに、自分の負担がなしに、すぐ最新最上の診療と薬品を給付されて、その健康を回復し、命を全うする体制のための抜本改正でなければならぬと思ひます。

一部薬業独占資本が薬価の点でもうけ過ぎているといふような、このような不合理な点、診療報酬において技術料が尊重されておらないことについての不合理、このような不合理は断じて改めなければならぬと考へますが、根本的に、医療といふものは、新しい技術、新しい薬剤が、全国民に必要があれば、それが用いられる。その費用は国の費用でまかなうという体制で、その抜本改正を進めていかなければならないといふふうに私は考へております。

○副議長(小平久雄君) 八木君、時間ですから、結論を急いでください。

○八木一男君(統) 最後に、急いで結論を申し上げますが、先ほど厚生大臣の不適格の要件として、申し上げる時間がなかつたことを申し上げませう。

実は、これは大蔵大臣にも重大な責任があります。毎年第一次予算要求を、大蔵省の要望によつて各省の前年度予算の二五%に押える、けしからぬシステムがとられております。ところで、厚生省のような省では、医療保障をよくしなければならぬ、老齢保障をよくしなければならぬ、障害者の対策をしなければならぬ、ガンの対策をしなければならぬ、公害対策をしなければならぬ、ありとあらゆるものを、すぐ十分な金をかけて取組まなければならぬところでありませう。その一省全体を二五%に押えれば、たとえば、年金に取組めば医療保障は引つ込めなければならぬ。障害者対策に取組めばガン対策をあきらめなければならぬといふことになる。このような大蔵省のやり方で、国政のなればならぬ大切なアクセントが消えているわけでありませう。これは道路と住宅を担当される建設省においても同じであります。そのようなアクセントをぶすようなことについて、断じて賛成をしてはならない。もちろん、すべての要求は、最後は総予算にインフレを起こさないようにおさめなければならぬけれども、第一段でアクセントをつぶすようなことは、大蔵省の主計局官僚がみずからの仕事をサポーターとして、事務的に楽になるだけのために、国政のりつぱな方向を誤るものである。そういうことに対しては、断じて社会保障の担当省である厚生大臣は抵抗しなければならぬ。十二月に新任された斎藤君は、八月のときにはない四十四年度予算については、その根元から変えて、予算全体については二五%以上の追加要求をする。そして、それを実現する。それが憲法二十五条の精神であるといふことを、口をすっぱくして論及をして、彼は約束をしたのかかわら

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 厚生大臣斎藤昇君不信任決議案

ず、このような国政全体の欠点を改めて、社会保障を前進し、厚生行政を前進させるための努力に大いに欠けるところがあつたわけであります。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○八木一男君(統) そのような点においても、斎藤厚生大臣は全く不適格でございます。このような諸論点を聞いておる斎藤君は、みずからその責任を痛感されて、直ちにただいま辞職をされるべきであります。そのことによって、斎藤君は、自分はやりたかつたけれども、大蔵省の抵抗があつた、圧力があつた、他の閣僚が無理解であつたという事実があつたならば、それを天下に公表して辞表を出されることが、日本の社会保障行政を、厚生行政を前進させるものになることをお考えいだいて、直ちに辞表を出し、いままでの責任の一端でも補うようにされることを強く勧告いたしたいと存じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○八木一男君(統) また、内閣総理大臣は、このよう不適格な厚生大臣を、この議決以前に解任されるべきである。それをされない場合には、内閣総理大臣自体、社会保障の憲章である憲法第二十五条の第二項を尊重せず、憲法第九十九条の精神を佐藤内閣総理大臣が踏みにじつたことになることを、佐藤内閣総理大臣に申し上げるわけであります。ここにおられるすべての閣僚も、自民党の議員諸君も……

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限の時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 八木君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

〔八木一男君なお発言を継続、降壇〕

質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名から、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。閉鎖。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十四
可とする者(白票) 百七十一
否とする者(青票) 百二十三

○副議長(小平久雄君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 安倍晋太郎君 | 足立 篤郎君 |
| 阿部 喜元君 | 愛知 揆一君 |
| 青木 正久君 | 赤城 宗徳君 |
| 秋田 大助君 | 天野 光晴君 |
| 荒木萬壽夫君 | 井出一太郎君 |
| 井原 岸高君 | 伊藤宗一郎君 |
| 伊能繁次郎君 | 池田 清志君 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 稻村左近四郎君 | 上村千一郎君 | 白井 莊一君 | 内海 英男君 | 小笠 公昭君 | 小沢 辰男君 | 大石 八治君 | 大竹 太郎君 | 大野 明君 | 大橋 武夫君 | 大村 襄治君 | 奥野 誠亮君 | 加藤 六月君 | 銀治 良作君 | 金丸 信君 | 金子 岩三君 | 亀岡 高夫君 | 川島正次郎君 | 菅 太郎君 | 木野 晴夫君 | 木村 武雄君 | 北澤 直吉君 | 久保田次君 | 熊谷 義雄君 | 河野 洋平君 | 佐々木秀世君 | 齋藤 邦吉君 | 坂村 吉正君 | 櫻内 義雄君 | 始関 伊平君 | 塩谷 一夫君 | 正示啓次郎君 | 菅波 茂君 | 砂田 重民君 | 瀬戸山三男君 | 田澤 吉郎君 | 田中 角榮君 | |
| 宇野 宗佑君 | 植木庚子郎君 | 内田 常雄君 | 浦野 幸男君 | 小川 半次君 | 小沢 恵三君 | 大久保武雄君 | 大坪 保雄君 | 大野 市郎君 | 大平 正芳君 | 岡本 茂君 | 加藤常太郎君 | 鹿野 彦吉君 | 海部 俊樹君 | 金子 一平君 | 神田 博君 | 亀山 孝一君 | 川野 芳満君 | 菅野和太郎君 | 木部 佳昭君 | 菊池 義郎君 | 久野 忠治君 | 久保田藤麿君 | 倉成 正君 | 小宮山重四郎君 | 河本 敏夫君 | 佐藤 文生君 | 坂田 道太君 | 坂本三十次君 | 笹山茂太郎君 | 椎名悦三郎君 | 重政 誠之君 | 進藤 一馬君 | 鈴木 善幸君 | 世耕 政隆君 | 園田 直君 | 田中 榮一君 | 田中 正巳君 |
| 田中 六助君 | 高橋 英吉君 | 高見 三郎君 | 竹下 登君 | 谷川 和穂君 | 地崎宇三郎君 | 渡海元三郎君 | 徳安 實藏君 | 内藤 隆君 | 中川 一郎君 | 中山 マサ君 | 瀬尾 弘吉君 | 丹羽 久章君 | 丹羽 兵助君 | 西村 英一君 | 根本龍太郎君 | 野呂 恭一君 | 橋本登美三郎君 | 長谷川四郎君 | 八田 貞義君 | 早川 崇君 | 広川シズエ君 | 福井 勇君 | 福永 健司君 | 藤枝 泉介君 | 藤田 義光君 | 藤本 孝雄君 | 古内 広雄君 | 古屋 亨君 | 細田 古藏君 | 松澤 雄蔵君 | 松野 頼三君 | 三ツ林弥太郎君 | 水野 清君 | 武藤 嘉文君 | 村山 達雄君 | 森田重次郎君 | 山下 元利君 |
| 田村 良平君 | 高橋清一郎君 | 竹内 黎一君 | 谷垣 專一君 | 千葉 三郎君 | 塚田 徹君 | 登坂重次郎君 | 床次 徳二君 | 中尾 栄一君 | 中曾根康弘君 | 永山 忠則君 | 二階堂 進君 | 丹羽喬四郎君 | 西岡 武夫君 | 西村 直己君 | 野田 卯一君 | 葉梨 信行君 | 橋本龍太郎君 | 長谷川 峻君 | 濱野 清君 | 原 健三郎君 | 廣瀬 正雄君 | 福田 勉夫君 | 藤井 勝志君 | 藤尾 正行君 | 藤波 孝生君 | 古井 喜實君 | 古川 文吉君 | 保利 茂君 | 増岡 博之君 | 松野 幸彦君 | 三池 信君 | 三原 朝雄君 | 湊 敬郎君 | 村上 勇君 | 毛利 松平君 | 保岡 武久君 | 山田 久就君 |

否とする議員の氏名

山村新治郎君	吉田 重延君
渡辺 栄一君	渡辺 肇君
渡辺美智雄君	
安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
淡谷 悠蔵君	井岡 大治君
井上 泉君	井上 普方君
石川 次夫君	石野 久男君
石橋 政嗣君	板川 正吾君
枝村 要作君	小川 三男君
大田 俊君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 利春君
岡田 春夫君	岡本 隆一君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君
金丸 徳重君	唐橋 東君
川崎 寛治君	川村 継義君
河上 民雄君	河野 正君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	工藤 良平君
栗林 三郎君	黒田 寿男君
小林 信一君	兒玉 末男君
後藤 俊男君	神門至馬夫君
佐々栄三郎君	佐野 憲治君
齊藤 正男君	柴田 健治君
島本 虎三君	下平 正一君
田中 武夫君	田邊 誠君
多賀谷眞稔君	高田 富之君
武部 文君	橋 兼次郎君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
内藤 良平君	中澤 茂一君
中嶋 英夫君	中谷 鉄也君
永井勝次郎君	檜崎弥之助君
西風 勲君	野口 忠夫君
野間千代三君	芳賀 貢君
畑 和君	華山 親義君
浜田 光人君	原 茂君

平岡忠次郎君	平林 剛君
広瀬 秀吉君	福岡 義登君
古川 喜一君	穂積 七郎君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
三木 喜夫君	三宅 正一君
美濃 政市君	武藤 山治君
村山 喜一君	八百板 正君
八木 一男君	八木 昇君
矢尾喜三郎君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山本 政弘君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	渡辺 惣蔵君
渡辺 芳男君	池田 禎治君
受田 新吉君	内海 清君
小澤 貞孝君	岡澤 完治君
神田 大作君	小平 忠君
曾根 益君	田畑 金光君
塚本 三郎君	中村 時雄君
門司 亮君	吉田 賢一君
吉田 泰造君	有島 重武君
伊藤惣助丸君	石田幸四郎君
小川新一郎君	大橋 敏雄君
岡本 富夫君	沖本 泰幸君
北側 義一君	小濱 新次君
鈴切 康雄君	正木 良明君
松本 忠助君	山田 太郎君
谷口善太郎君	

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。順次これを許します。橋本龍太郎君。

〔橋本龍太郎君登壇〕

○橋本龍太郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま提出されております厚生大臣斎藤昇君に対する不信任案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

国民の一人一人が心身ともに健全であることは、福祉国家を目指す政治の最も大切な目標であ

り、それはまた国家の繁栄と経済の発展の基盤ともなるものであります。医療保険、なにかんづく医療保険制度は、そのための中心施策であることは申すまでもありません。

〔副議長退席、議長着席〕

わが自由民主党は、立党以来、医療保険の改善充実には断続の努力を続け、昭和三十六年には国民皆保険という、世界に向かってみずから誇るに足る制度を創設し、国民の健康の増進にはかり知れない貢献をいたしてまいりましたことは、何人も否定し得ないところであります。(拍手)

しかしながら、近年、政府管掌健康保険を中心として、保険財政は悪化の一途をたどり、制度の存立すら危ぶまれるに至ったのであります。わが自由民主党は、医療保険制度の将来にわたる安定と発展の基盤を築くために、各制度を通じた抜本的な対策を講ずる必要性を痛感し、政府と一体となつて真剣に検討を続けてまいりました。

斎藤厚生大臣は、昨年十一月就任以来今日まで、この医療保険制度の抜本改革という世紀の大事業に取り組み、日夜努力を続けてこられたのであります。その御苦労に対して心から敬意を表するものであります。しかしながら、この問題はきわめて広範多岐にわたるばかりではなく、根深い問題点を有し、また、関係各界の御意見にもかなりの開きがあり、この結論を得るまでにはなお多くの努力を必要とする状況でありまして、今日まで成案を得られないことをもって斎藤大臣を責めることは、全く当たらないのであります。むしろ、国民医療の将来を決する重大問題であるがために、事の本質を見きわめて、文字どおり抜本的な対策を検討しておられるその真摯な姿勢は、斎藤大臣の誠実な人柄のあらわれとして、むしろ深い敬意を抱いております。(拍手)

このような事情をまじめて考慮するならば、今回斎藤大臣が健保特例法の延長を提案されたことも、やむを得ない措置として了承されるべきであります。

自由民主党は、各界各層のこの問題に対する種々の御意見を考慮しつつ、一昨日、健保特例法の延長問題について党議を定め、高度の政治的立場から特例法を廃止し、必要最小限の財政措置を講ずることといたしました。これは、今後抜本対策を立案していくにあたって、現行制度の財政的基盤を確立しておくことが何よりも必要と考えてきたからであります。

昨夜からただいままでの間に、本議場で耳にいたしすにはあまりにふさわしからぬ、品のよろしくない片言隻句もあつたやに思いますが、特に先刻来、趣旨弁明者並びにこの不信任案に対し発言せられた各位の御発言を拝聴いたし、何ゆえに斎藤大臣に対し不信任案を提出されるのか、その真意を理解するに苦しむものであります。

〔拍手〕趣旨弁明に当たられました本院議員のすぐれた御人格から考えますに、おそらくは御自分の本意にそむき、自己の心にもない御発言を他より強制せられたものと私は拝察し、御同情を申し上げておる次第であります。(拍手)同時に、願わくは、みずからの心に対し忠実にふるまわれて、本案をみずからの意思ですなお撤回されんことを祈るものであります。提出者その他関係せられた各位のこれが本意であるといはしますならば、最後に、各位に対し、特に一言申し述べておきたいと思ひます。

医療保険の財政対策を拒否し、医療保険制度を崩壊に追いやることは、決して国民の健康を守るゆえんではありません。国民より託されておるみずからの責任を自覚され、いわれなき反対のため反対をやめ、医療保険の実態を直視し、真に国民の代表者として建設的な姿勢を取り戻されることを諸君に對し期待しつつ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 渡辺芳男君。

〔渡辺芳男君登壇〕

○渡辺芳男君 私は、日本社会党を代表して、ただいまわが党の八木一男君によって提案された厚

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

厚生大臣齋藤昇君不信任決議案

生大臣齋藤昇君の不信任決議案に対し、国民の生命と健康を守り、さらにまた、国会の權威と信頼性を回復するために、全国民の痛烈な声とともに、賛成の討論を行なうものであります。

ただいま自民党の橋本君が、結論的に何もやっていない齋藤昇君に対して、齒の痒くようなお世じを並べているのは、まことに遺憾なことであり

提案者も強く言われておりますように、わが国の社会保障の基本は、憲法第二十五条に規定されているとおり、すべての国民は健康にして文化的な最低の生活をする権利があるとの理念がそれであり、すなわち、政府は、政治を遂行するにあたって、国民に対し誠実に、しかも、深い愛情をもって国民生活の向上に全力をあげることを本旨とするものであります。したがって、不幸にして病床にある者には安心して療養できることを国は保障し、また、老後の生活を保障し、児童には十分な保護を加え、そしてさらに、広く国民に豊かな生活ができるようにつとめることが政府の責任でなければなりません。

政府、自民党の諸君も御案内のとおり、スウェーデンにおいては、社会保障こそ国政の柱であると宣言をし、政治の基本としたしておるのであります。今日、北欧三國に限らず、社会主義國はもろゝのこと、いずれの近代國家においても、国民の健康管理と社会保障の充実に政策の最大の努力目標を置いているのであります。

しかるに、わが國では、佐藤總理をはじめ政府の閣僚は、国民総生産額は世界第二位になったと誇らかに宣伝しているにもかかわらず、国民一人当たりの所得は、実に二十位という後進國並みの低位にあるのであります。このことは、わが國の社会保障制度の後進性とともに、所得配分のきわめて不公平なことを如実に物語っているものであります。(拍手)政府の発表している国民生活白書でも明らかとなり、自動車による交通事故は、本年は死傷百万人に達するであろうという、まことに

憂うべき状態にあります。また、住宅事情は一向に改善されず、産業公害をはじめ各種の公害は、一そう拡大し、国民の生命は脅威にさらされているのが現状であります。なにかんず、医師の不足とこれに倍する看護婦の慢性的不足状態は、国民の健康保持にきわめて重大な社会問題を提起いたしております。このことは、言うまでもなく厚生大臣の責任であります。保育施設の不足、特に心身障害者の収容施設の貧弱さ、各種の厚生施設の不足は、まさに政策不在であり、厚生大臣のこれまた重大な責任であります。

私は、初めに、社会保障制度の充実に國はあげて努力すべきであり、憲法に規定された政府の最も重要な責務であると申し述べました。このことが、平和的文化國家をつくり上げる最低の条件であるからであります。佐藤總理と厚生大臣齋藤昇君は、今日のわが國の社会保障の不備、立ちおくれの責任を免れることはできません。ことに、主務大臣である齋藤昇君は、努力を払った見るべき実績が今日何もないのであります。

二年前、健保特例法案を強行可決し、医療費の値上げを行ない、国民に多くの負担をかけておきながら、佐藤内閣は、公約を無視して今日まで無為徒食に過ごし、いまだ健康保険法の抜本的改善どころか、当初、今国会に提案した特例法の二カ年延長どころか、健康保険法そのものを改悪し、政府の無能無策から生じた赤字財政を国民に負担させようとしておるのであります。しかも、齋藤昇君は、強行採決したと自民党が称している一昨晩の午後八時前に、第三委員室前の廊下にてこのこと出てきて、厚顔無恥にも、これで健保改正案は可決をしたと称しているものであります。主務大臣としての責任を果たさず、公約に目をおお

い、二枚舌を使うに至っては、許すべからざるものと断言せざるを得ないのであります。事ここに至っては、齋藤昇君は、厚生大臣としての資格は全くないと思ふのであります。私は、最後に、齋藤昇君が直ちにいさぎよくその職を辞任されることを強くおすすめていたします。このことが、真に本院が国民に信頼される唯一の道であることを確信いたしまして、私の賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 小川新一郎君。
「小川新一郎君登壇」
○小川新一郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました齋藤厚生大臣不信任決議案に対して、賛成の討論をいたすものであります。(拍手)
今回、衆議院社会労働委員会における自民党の健保特例法案修正の強行採決は、かの理不尽な国鉄運賃値上げ法や、また総定員法など、相次いで行なわれた強行採決に比べ比較にならないほど悪質なもので、常軌を逸した自民党の横暴な押しの手という、きわめて異常なものであります。健保特例法そのものは、さきの五十六臨時国会で国民皆保険の美名に隠れた政府の怠慢から生じたところの政管健保を中心とする累積赤字を、国民大衆の負担において解消しようとした悪評さくさくたる法律であります。すなわち、保険料率、初診料及び入院時負担の引き上げ、さらに、薬価の一部患者負担等々、要するに、保険財政対策に終始し、医療経済の危機が乱診乱療に原因すると

したものでございす。しかも、国民あげて反対する世論の中で、自民党の常套手段ともいふべき多数暴力による強行採決を断行した、いわくつきの法律であります。そして、この特例法は、医療保険制度の抜本改正が実現するまでの応急的な暫定措置であり、この八月末に失効する二年の時限立法であつたのであります。

しかるに、佐藤内閣は、この二年間においていたずらに時日を浪費し、各種利益団体にも右顧左弁して、ついに今日に至るも公約の抜本改革案を示すことはできなかったものであります。佐藤首相自身、政府はその限られた二カ年のうちに必ず医療保険制度の抜本的改正をはかると確約した

ことは厳肅なる事実であります。こうした経緯をたどるとき、まず何よりも明らかなことは、首相の国民大衆に対する公約違反であり、国民の看過し得ないことであり、私は、怒りを込めてこのことを指摘するものであります。(拍手)政治の常道から言ふならば、これこそ、まさに内閣総辞職に値する失政であり、首相の弁解がましい「医療制度の抜本改正案は、問題が広範多岐にわたるほか、根深い問題を有しており、容易に解決することができません、まことに遺憾に存する」の一言で、その責任は免れるものではありせん。

言うまでもありませんが、医療行政は、人命尊重に立脚して、個人の幸福と社会の繁栄を願うという根本理念によるものであり、また、文化國家のパロメーターは医療の充実度いかににかかっていると云つても過言ではありせん。医療に対する國の責任はきわめて大きいのであります。言うならば、国民の生活と生命を擁護する最高責任者である厚生大臣の政治姿勢と責務はきわめて重大であります。

厚生大臣、あなたは、去る二日社会労働委員会において、抜本改正案については七月末に関係審議会に諮問するよう努力すると答弁され、あくまでも抜本改正に取り組み姿勢を示しましたが、与党たる自民党は、特例法を廃案とし、本法改正において保険料率の値上げをはかろうとしておるのであります。厚生大臣、あなたは、まさに与党たる自民党に裏切られ、政治の犠牲者としての姿を国民の前にさらけ出しておるのであります。全く同情を禁じ得ないのであります。同時に、このことは、とりもなおさず与党の思想不統一を象徴するものであり、実質的に医療制度の抜本改革はほぼ恒久的にたな上げされたことになり、これまで国民の期待をじゅうりんするばかりでなく、二年間にわたり国民生活に負担を強要し、国民を欺き続けてきたことになるのであります。さらに、真偽のほどはわかりませんが、自民党の主張によれば、齋藤厚生大臣は、修正案動議に

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

厚生大臣斎藤隆夫君不信任決議案

対して、修正案はやむを得ないものと思ひます、と答弁してゐるというのであります。事実そのとおりであるならば、わずか一週間の短い期間に、はなはだしい自語相違の言動を行なつております。厚生大臣が所管の医療行政について確たる信念、主義主張を持たず、簡単に与党の横やりに従ひ、その所信を曲げるようでは、一國の一億國民の生命をこれ以上ゆだねるわけにいかないではありませんか。(拍手) いずれにしろ、これは、政府・自民党に医療や医療保険について一貫した主体性も政策もないことをあらためて立証したものであるといわざるを得ないのであります。審議を尽くすべき国会において、あつてはならない強行採決の暴挙により、一瞬にして國民の期待を踏みにじるばかりでなく、逆に、國民に負担を強要する結果になつてゐるではありませんか。

いやしくも厚生大臣たるものは、是非々々主義で十分に審議を尽くし、努力を重ね、何よりもまず第一に、憲法の精神にのっとり國民の健康と生命を守ることに全力をあげるべきで、それでこそ厚生大臣としての責任を果たせるのであり、この点より見たときに、厚生大臣としての資格に大きな欠陥があると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

ところが、私は、つい最近まで、斎藤厚生大臣こそ最適任の方であると信じていたものであります。すなわち、斎藤厚生大臣は、東大法科を卒業され、警視總監、警察庁長官、運輸大臣を歴任され、典型的なエリートコースをたどられた政治家であると思つて尊敬していたのであります。ところが、斎藤厚生大臣は、功を急ぐあまりか、その与えられた任務を放棄し、國民の生命と健康を守るどころか、むしろ破壊するような諸施策を推進することに狂奔し、御自身の政治経歴に一大汚点を残されたのであります。斎藤厚生大臣の今後の政治生命の上からも、また、終生の名譽を保つためにも、ここに、眞の政治家のかがみとして、いさぎよく國民に謝罪し、退陣すべきことを勧告するものであります。(拍手)

以上をもちまして、私の斎藤厚生大臣不信任決議案に対する賛成の討論を終わらせていただく次第であります。(拍手)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

○議長(石井光次郎君) 園田直君外二十六名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百八十九
可とする者(白票) 百七十四
否とする者(青票) 百十五

○議長(石井光次郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 相川 勝六君
愛知 探一君 青木 正久君
赤城 宗徳君 秋田 大助君

天野 光晴君	井出 一太郎君	伊藤 宗一郎君	池田 清志君	宇野 宗佑君	植木 庚子郎君	内田 常雄君	浦野 幸男君	小川 半次君	小淵 恵三君	大久保 武雄君	大坪 保雄君	大野 市郎君	大平 正芳君	岡本 茂君	加藤 常太郎君	鹿野 彦吉君	海部 俊樹君	金子 一平君	神田 博君	龜山 孝一君	川野 芳満君	菅野 和太郎君	木部 佳昭君	菊池 義郎君	久野 忠治君	久保田 藤磨君	倉成 正君	小宮山 重四郎君	河野 洋平君	齊藤 邦吉君	坂村 吉正君	櫻内 義雄君	始関 伊平君	塩谷 一夫君	正示 啓次郎君	菅波 茂君	砂田 重民君
荒木 萬壽夫君	井原 岸高君	伊能 繁次郎君	鶴村 左近四郎君	上村 千一郎君	白井 莊一君	内海 英男君	小笠 公昭君	小沢 辰男君	大石 八治君	大竹 太郎君	大野 明君	大橋 武夫君	大村 襄治君	奥野 誠亮君	加藤 六月君	鍛冶 良作君	金丸 信君	金子 岩三君	龜岡 高夫君	川島 正次郎君	菅 太郎君	木野 晴夫君	木村 武雄君	北澤 直吉君	久保田 円次君	熊谷 義雄君	藏内 修治君	小山 長規君	佐藤 文生君	坂田 道太君	坂本 三十次君	笹山 茂太郎君	椎名 悦三郎君	重政 誠之君	進藤 一馬君	鈴木 善幸君	世耕 政隆君
瀬戸山 三男君	田澤 吉郎君	田中 榮一君	田中 龍夫君	田中 六助君	高橋 英吉君	高見 三郎君	竹下 登君	谷川 和雄君	地崎 宇三郎君	渡海 元三郎君	徳安 實藏君	内藤 隆君	中川 一郎君	中野 四郎君	澤尾 弘吉君	丹羽 久章君	丹羽 兵助君	西村 英一君	根本 龍太郎君	野原 正勝君	葉梨 信行君	橋本 龍太郎君	長谷川 峻君	濱野 清吉君	原 健三郎君	廣瀬 正雄君	福田 勉夫君	藤井 勝志君	藤尾 正行君	藤本 孝雄君	古内 広雄君	保利 茂君	増岡 博之君	松野 幸泰君	三池 信君	三原 朝雄君	水野 清君
園田 直君	田中 伊三次君	田中 角榮君	田中 正巳君	田村 良平君	高橋 清一郎君	竹内 繁一君	谷垣 專一君	千葉 三郎君	塚田 徹君	登坂 重次郎君	床次 徳二君	中尾 栄一君	中曾 根康弘君	永山 忠則君	二階堂 進君	丹羽 喬四郎君	西岡 武夫君	西村 直己君	野田 卯一君	野呂 恭一君	橋本 登美三郎君	長谷川 四郎君	八田 貞義君	早川 崇君	広川 シズエ君	福井 勇君	福永 健司君	藤枝 泉介君	藤波 孝生君	古井 喜實君	古屋 亨君	細田 吉藏君	松澤 雄藏君	松野 頼三君	三ツ林 弥太郎君	水田 三喜男君	湊 徹郎君

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 厚生大臣齋藤昇君不信任決議案

否とする議員の氏名

武藤 嘉文君	村上 勇君
村山 達雄君	毛利 松平君
栗山 秀君	森田重次郎君
森山 欽司君	保岡 武久君
山下 元利君	山田 久就君
山村新治郎君	吉田 重延君
渡辺 栄一君	渡辺 肇君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
淡谷 悠藏君	井岡 大治君
井上 泉君	井上 替方君
石川 次夫君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	枝村 要作君
小川 三男君	大出 俊君
大原 亨君	太田 一夫君
岡田 利春君	岡田 春夫君
岡本 隆一君	加藤 清二君
加藤 万吉君	勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君
唐橋 東君	川崎 寛治君
川村 継義君	河上 民雄君
河野 正君	木原 実君
北山 愛郎君	久保 三郎君
工藤 良平君	栗林 三郎君
小林 信一君	兒玉 末男君
神門至馬夫君	佐々栄三郎君
佐野 憲治君	齊藤 正男君
島本 虎三君	下平 正一君
田邊 誠君	多賀谷眞稔君
高田 富之君	武部 文君
橋 兼次郎君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	内藤 良平君
中澤 茂一君	中嶋 英夫君
中谷 鉄也君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	西風 敷君
野口 忠夫君	野間千代三君
芳賀 貢君	畑 和君
華山 親義君	浜田 光人君

原 茂君	平岡忠次郎君
平林 剛君	広瀬 秀吉君
福岡 義登君	古川 喜一君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
三木 喜夫君	三宅 正一君
美濃 政市君	武藤 山治君
村山 喜一君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
八木 昇君	矢尾喜三郎君
山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山本 政弘君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	渡辺 惣蔵君
渡辺 芳男君	受田 新吉君
内海 清君	小澤 貞孝君
岡澤 完治君	神田 大作君
曾根 益君	田畑 金光君
塚本 三郎君	門司 亮君
吉田 賢一君	吉田 泰造君
有島 重武君	伊藤惣助丸君
石田幸四郎君	小川新一郎君
大橋 敏雄君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君
小濱 新次君	鈴木 康雄君
伏木 和雄君	正木 良明君
松本 忠助君	山田 太郎君
谷口善太郎君	

○議長(石井光次郎君) 厚生大臣齋藤昇君不信任決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百一

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(石井光次郎君) 右の結果、厚生大臣齋藤昇君不信任決議案は否決されました。(拍手)

柳田秀一君外六名提出厚生大臣齋藤昇君不信任決議案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君	阿部 助哉君
赤路 友藏君	淡谷 悠藏君
井岡 大治君	井上 泉君
井上 替方君	石川 次夫君
石橋 政嗣君	板川 正吾君
枝村 要作君	小川 三男君
大出 俊君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 利春君
岡田 春夫君	岡本 隆一君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君
金丸 徳重君	唐橋 東君
川崎 寛治君	川村 継義君
河上 民雄君	河野 正君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	工藤 良平君
栗林 三郎君	黒田 寿男君
小林 信一君	兒玉 末男君
神門至馬夫君	佐々栄三郎君

佐野 憲治君	青藤 正男君
柴田 健治君	島本 虎三君
下平 正一君	田中 武夫君
田邊 誠君	多賀谷眞稔君
高田 富之君	武部 文君
橋 兼次郎君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	内藤 良平君
中澤 茂一君	中嶋 英夫君
中谷 鉄也君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	西風 敷君
野口 忠夫君	野間千代三君
芳賀 貢君	畑 和君
華山 親義君	浜田 光人君
原 茂君	平岡忠次郎君
平林 剛君	広瀬 秀吉君
福岡 義登君	古川 喜一君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
三木 喜夫君	三宅 正一君
美濃 政市君	武藤 山治君
村山 喜一君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
山内 広君	矢尾喜三郎君
山崎 始男君	山口 鶴男君
山中 吾郎君	山田 耻目君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	渡辺 惣蔵君
渡辺 芳男君	受田 新吉君
内海 清君	小澤 貞孝君
岡澤 完治君	神田 大作君
曾根 益君	田畑 金光君
塚本 三郎君	門司 亮君
吉田 賢一君	吉田 泰造君
有島 重武君	伊藤惣助丸君
石田幸四郎君	小川新一郎君
大橋 敏雄君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君

否とする議員の氏名

小濱 新次君	鈴切 康雄君	河野 洋平君	河本 敏夫君
伏木 和雄君	正木 良明君	佐々木秀世君	藤枝 健司君
松本 忠助君	山田 太郎君	齋藤 邦吉君	藤田 泉介君
谷口善太郎君		坂村 吉正君	藤田 義光君
		櫻内 義雄君	藤本 孝雄君
		始関 伊平君	古内 広雄君
		塩谷 一夫君	古屋 亨君
		正示啓次郎君	細田 吉藏君
		菅波 茂君	増田甲子七君
		砂田 重民君	松野 幸泰君
		瀬戸山三男君	三池 信君
		田澤 吉郎君	三原 朝雄君
		田中 榮一君	水野 清君
		田中 龍夫君	武藤 嘉文君
		田中 六助君	村山 達雄君
		高橋 英吉君	栗山 秀君
		高見 三郎君	森山 欽司君
		竹下 登君	山下 元利君
		谷川 和穂君	山村新治郎君
		地崎宇三郎君	渡辺 栄一君
		渡海元三郎君	
		徳安 實藏君	
		内藤 隆君	
		中川 一郎君	
		中野 四郎君	
		難尾 弘吉君	
		丹羽 久章君	
		丹羽 兵助君	
		西村 英一君	
		根本龍太郎君	
		野原 正勝君	
		葉梨 信行君	
		橋本龍太郎君	
		長谷川 峻君	
		濱野 清吾君	
		原 健三郎君	
		廣瀬 正雄君	
		福田 赴夫君	

足立 篤郎君	河本 敏夫君	藤井 勝志君
相川 勝六君	佐藤 文生君	藤尾 正行君
青木 正久君	坂田 道太君	藤波 孝生君
秋田 大助君	坂本三十三次君	古井 喜實君
荒木萬壽夫君	笹山茂太郎君	古川 丈吉君
井原 岸高君	椎名悦三郎君	保利 茂君
伊能繁次郎君	重政 誠之君	増岡 博之君
稻村左近四郎君	進藤 一馬君	松澤 雄藏君
上村千一郎君	鈴木 善幸君	松野 頼三君
白井 莊一君	世耕 政隆君	三ツ林弥太郎君
内海 英男君	園田 直君	水田三喜男君
小笠 公昭君	田中伊三次君	湊 徹郎君
小沢 辰男君	田中 角榮君	村上 勇君
大石 八治君	田中 正巳君	毛利 松平君
大竹 太郎君	田村 良平君	森田重次郎君
大野 明君	高橋清一郎君	保岡 武久君
大坪 保雄君	竹内 繁一君	山田 久就君
大久保武雄君	谷垣 專一君	吉田 重延君
大坪 保雄君	千葉 三郎君	渡辺 肇君
大野 市郎君	塚田 徹君	
大野 正芳君	登坂重次郎君	
岡本 茂君	床次 徳二君	
加藤常太郎君	中尾 栄一君	
鹿野 彦吉君	中曾根康弘君	
海部 俊樹君	永山 忠則君	
金子 一平君	二階堂 進君	
神田 博君	丹羽喬四郎君	
亀山 孝一君	西岡 武夫君	
川野 芳滿君	西村 直己君	
菅野和太郎君	野田 卯一君	
木部 佳昭君	野呂 恭一君	
菊池 義郎君	橋本登美三郎君	
久保田藤磨君	長谷川四郎君	
倉成 正君	八田 貞義君	
小宮山重四郎君	早川 崇君	
	廣川シズエ君	
	福井 勇君	
	福田 一君	

○議長(石井光次郎君) この際、午前八時まで休憩いたします。

午前六時二十九分休憩

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、午前九時まで休憩いたします。

午前八時十九分休憩

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前九時六分開議

日程第一 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。日程第一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十四年七月八日

提出者

議院運営委員長 久野 忠治

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第四条第二項を次のように改める。

日数は、証人として各議院に出頭し、又は滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない事情により要した日数のほか、旅行に必要な日数(鉄道旅行、水路旅行及び陸路旅行にあつては最も経済的な通常の経路及び方法による旅行に必要な日数、航空旅行にあつては旅行のため現

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

に要した日数)による。

第五号中(急行料金、通行税、はしけ賃及びさん橋賃を含む)を「はしけ賃及びさん橋賃を含む。」急行料金(片道百キロメートル以上の鉄道旅行の場合における急行料金に限る。)、特別車両料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)」に改め、ただし書を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第五号の改正規定は、昭和四十四年五月十日から適用する。

(証人等に対する旅費の内払)

2 昭和四十四年五月十日からこの法律の施行の日の前日までの間に議院に出頭した証人等に対し改正前の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の規定に基づいて支払われた旅費は、改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の規定による旅費の内払とみなす。

理由

国有鉄道運賃法の改正に伴い、議院に出頭する証人等に対し特別車両料金及び特別船室料金が支給できるように改め、その他所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の總旨弁明を許します。議院運営委員会理事田澤吉郎君。

[田澤吉郎君登壇]

○田澤吉郎君 たいだいま議題となりました議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、第一に、さきに国有鉄道運賃法が改正され、一

等車及び一等船室が特別車両及び特別船室になったことに伴い、議院に出頭する証人、公述人及び参考人に対しても特別車両料金及び特別船室料金を支給できるようにしようとするものであります。

第二に、証人、公述人及び参考人に支給する日当の計算上の日数について、従来は旅行の実態と関係なく、単に旅行距離に応じて算出することになっていましたが、これを実情に即した日数によるものとするように改めることとし、その他所要の整理を行なうとするものであります。

なお、この法律は公布の日から施行し、特別車両料金と特別船室料金に関する改正部分については、国有鉄道運賃法の一部改正法が施行された本年五月十日から適用しようとするものであります。

本案は、議院運営委員会において起草提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第二 真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出)

日程第三 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第二、真珠養殖等調整暫定措置法案、日程第三、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

真珠養殖等調整暫定措置法案
右
国会に提出する。
昭和四十四年三月六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案 真珠養殖等調整暫定措置法案外一案 一四六六

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 真珠養殖等調整組合

第一節 総則(第三条・第十条)

第二節 事業(第十一條・第二十五條)

第三節 組合員(第二十六條・第三十二條)

第四節 設立(第三十三條・第四十條)

第五節 管理(第四十一條・第六十五條)

第六節 解散及び清算(第六十六條・第七十三條)

第七節 事業活動の規制に関する命令等(第七十四條・第八十四條)

第八節 監督(第八十五條・第九十一條)

第三章 養殖いかだの密殖改善に関する措置(第九十二條・第九十七條)

第四章 雑則(第九十八條・第一百四條)

第五章 罰則(第一百五條・第一百六條)

附則(第一百五條・第一百六條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、当分の間、真珠若しくは真珠貝の需給が著しく均衡を失し、若しくは失するおそれがある場合又は真珠若しくは真珠貝の養殖いかだの敷設の過密化により真珠若しくは真珠貝の品質が著しく低下し、若しくは低下するおそれがある場合に、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が適切にその事業活動を調整することができるようになる等の措置を定めることにより、これらの事業を営む者の経営の安定及び合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保して国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「養殖いかだ」とは、真珠又は真珠貝の養殖のため真珠貝を海中に垂下しておくためのいかだをいい、真珠又は真珠

貝のはえなわ式養殖施設その他の養殖施設のうちいかだに代わる施設の部分を含むものとする。

2 この法律において「真珠養殖業」とは、海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠を養殖する事業をいい、「真珠母貝養殖業」とは、海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠貝を養殖する事業をいう。

第二章 真珠養殖等調整組合

第一節 総則

(組合の種類)

第三条 真珠養殖等調整組合(以下「組合」という)は、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会とする。

(人格及び住所)

第四条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する)が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に次の文字を用いなければならない。

一 真珠養殖調整組合にあつては、真珠養殖調整組合

二 真珠養殖調整組合連合会にあつては、真珠養殖調整組合連合会

三 真珠母貝養殖調整組合にあつては、真珠母貝養殖調整組合

関係がある事業者又は当該事業者を直接若し

一 調整規程(連合会の会員については、總合調整規程)に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員

二 経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事項に該当する組合員
除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節 設立

(発起人)

第三十三条 単位組合を設立するには、その組合員にならうとする十人以上の者が、連合会を設立するには、その会員にならうとする二以上の単位組合が発起人となることを要する。

(創立總會)

第三十四条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時および場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の公告は、會議開催日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款を修正することができ、ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの二分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 第二十六条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(總會の延期又は執行の決議)、第二百四十四条(總會の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三條總會の決議の取消し又は無効の規定は、

創立總會について準用する。この場合において、

同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第三十四条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第三十四条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第三十五条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第七条及び第八条の要件を備えていること。

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

(理事への事務の引継ぎ)
第三十六条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(設立の認可の取消し)
第三十七条 組合が第三十五条第一項の認可があつた日から九十日を経過しても設立の登記をしないときは、農林大臣は、その認可を取り消すことができる。

(成立の時期)
第三十八条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)
第三十九条 組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第四十条 商法第二百八条(株式会社の設立の無効)の規定は、組合の設立について準用する。

第五節 管理

(定款)

第四十一条 組合の定款には、次の事項(連合会にあつては、第三号の事項を除く。)を記載しなければならない。

一 事業
二 名称
三 地区
四 事務所の所在地
五 組合員たる資格に関する規定
六 組合員の加入及び脱退に関する規定
七 経費の分担に関する規定
八 役員の数及びその選挙に関する規定
九 事業年度
十 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

(規約)
第四十二条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 總會又は總代会に関する規定
二 業務の執行及び会計に関する規定
三 役員に関する規定
四 組合員に関する規定
五 その他必要な事項

(役員)
第四十三条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選挙する。ただし、設立当時の役員は、

創立總會において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者(法人を除き、法人の業務を執行する役員を含む。)でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6 役員は、選挙権は、無記名投票によつて行なう。

7 投票は、選挙権一個につき一票とする。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が總會(設立当時の役員にあつては、創立總會)において選任することができる。

(役員の変更の届出)
第四十四条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

(役員の任期)
第四十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(理事会)
第四十六条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十七条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

真珠養殖等調整暫定措置法案外一案

一四七〇

(監事の兼職禁止)

第四十八條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約)

第四十九條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第五十條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第五十二條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定は、第一項の理事の責任について準用する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第五十一條 理事は、定款、規約、調整規程又は組合調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十二條 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を

監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を要求することができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第五十三條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し、会計に關する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員)の解任)

第五十四條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員を請求することができる。その請求につき総会において出席者の過半数(連合会にあつては、出席した会員の議決権の過半数の議決権を有する会員の)の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程若しくは組合調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十七條第二項及び第五十八條の規定は、

前項の場合について準用する。

(商法等の準用)

第五十五條 商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條(欠員の場合の処置)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定は、理事及び監事について、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定は、理事について、第五十條並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定は、監事について、同法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十條ノ三(取締役会の議事録)の規定は、理事会について準用する。この場合において、同法第二百五十八條第二項(同法第二百六十一條第三項において準用する場合を含む。)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第五十二條第二項」と読み替へるものとする。

(総会の招集)

第五十六條 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。第五十七條 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第五十八條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

理事の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会の招集の手続)

第五十九條 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第六十條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第六十一條 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第三十五條第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(総会の議事)

第六十二條 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権

利を有しない。

4 総会においては、第五十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についての議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第六十三条 次の事項は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散

三 単位組合の合併

四 組合員の除名

(商法の準用)

第六十四条 商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は執行の決議)、第二百四十四条(総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三條(総会の決議の取消し又は無効の規定は、総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第五十九条」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第六十三条」と読み替へるものとする。)

(総代会)

第六十五条 組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時に於ける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては、百人)を下つてはならない。

4 第四十三条第六項及び第七項の規定は、総代

の選挙について準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総会に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第二十六条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「六人」とあるのは「三人」と読み替へるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)をし、又は組合の解散若しくは単位組合の合併の議決をすることができない。

第六節 解散及び清算

(解散の原因)

第六十六条 組合は、次の原因によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の破産

三 定款で定める存立時期の満了又は解散の原因の発生

四 第八十八条第一項の規定による解散の命令

2 単位組合は、前項に掲げる原因によるほか、単位組合の合併によつて解散する。

3 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 組合は、第一項第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(合併の手続)

第六十七条 単位組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2 合併は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十五条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十八条 合併によつて単位組合を設立するに

は、各単位組合の総会において組合員(法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第四十三条第四項本文の規定は、前項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

3 第六十三条の規定は、第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

(合併の時期)

第六十九条 単位組合の合併は、合併後存続する単位組合又は合併によつて成立する単位組合が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第七十条 合併後存続する単位組合又は合併によつて設立した単位組合は、合併によつて消滅した単位組合の権利義務(当該単位組合がその行なう事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(商法等の準用)

第七十一条 商法第一百四十四条から第一百六条まで及び第一百八条から第一百一十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百五十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定は、単位組合の合併について準用する。

(清算人)

第七十二条 組合が解散したときは、破産及び単位組合の合併による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十三条 商法第一百六条、第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十九条第二項及び第三項、

第三百三十一条、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十六條、第三十七條ノ二、第三百五十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定は、組合の解散及び清算について、第四十六條から第五十三條まで、第五十七條第二項及び第五十八條並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十八條から第二百五十九條ノ三まで(欠員の場合の処置及び取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任解除)の規定は、組合の清算人について準用する。この場合において、同法第二百五十八條第二項(同法第二百六十一條第三項において準用する場合を含む。)中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十三条ニ於て準用スル同法第五十二条第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「真珠養殖等調整暫定措置法第七十二条」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ總數ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七節 事業活動の規制に関する命令等

(事業活動の規制に関する命令)

第七十四条 農林大臣は、調整規程を定めて安定事業を実施している単位組合の組合員たる資格

昭和三十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 真珠養殖等調整暫定措置法案外一案

一四七一

を有する者であつて組合員以外のものの当該資格養殖業に係る事業活動が第十一条第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又はその単位組合の組合員たる資格を有する者の当該資格養殖業に係る事業活動を自主的に調整することによつては同号に掲げる事態を克服することができず、若しくはその方法によつては同号に掲げる事態を克服するのに適当でないと認められる場合には、その単位組合の地区内の海面に敷設した養殖いかだを使用して当該資格養殖業を営む者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるとして認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、当該資格養殖業に係る同号に掲げる制限を定め、これに従うべきことを命ずることができる。

(真珠養殖業等の免許についての配慮事項)

第七十六條 都道府県知事は、農林大臣が第七十四條又は前条の規定による命令をした場合において、その命令の有効期間中に真珠養殖業又は真珠母貝養殖業(第七十四條の規定による命令の場合にあつては、その命令に係る単位組合の地区内の海面に敷設する養殖いかだを使用して真珠又は真珠母貝を養殖する事業に限る。)を内容とする区域漁業の免許(その変更の免許を含む。)をしようとするときは、その命令をする要件となつた事態の改善に支障を及ぼすこととならないように配慮しなければならない。

(養殖いかだの新規敷設の制限命令)

第七十七條 農林大臣は、第七十四條又は第七十五條の規定により真珠又は真珠母貝の養殖いかだの制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、政令で定めるところにより、海面(第七十四條の規定による命令の場合にあつては、その命令に係る単位組合の地区内の海面)における真珠又は真珠母貝の養殖いかだの新たな敷設の制限又は禁止を命ずることができる。

(命令の決定及び形式)

第七十八條 第七十四條の規定による命令は当該単位組合が、第七十五條の規定による命令は当該連合会が、總會の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、第七十四條又は第七十五條の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければ

ならない。

3 第十六條第二項の規定は、第一項の議決について準用する。

4 第七十四條、第七十五條又は前条の規定による命令は、農林省令をもつてするものとする。

(聴聞)

第七十九條 農林大臣は、第七十四條、第七十五條又は第七十七條の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならない。

(調整規程等の変更命令)

第八十條 農林大臣は、第七十四條若しくは第七十五條の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命ずることができる。

(命令の変更又は取消し)

第八十一條 農林大臣は、第七十四條、第七十五條又は第七十七條の規定による命令をした後において、これらの規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(事務の処理)

第八十二條 農林大臣は、第七十四條又は第七十五條の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その命令に係る事務の一部は、その命令に係る単位組合又は連合会若しくはその組合員たる単位組合が処理すべき旨を定めることができる。

(手数料)

第八十三條 第七十四條又は第七十五條の規定による命令に基づく登録、割当て、検査その他の処分を受ける者は、農林省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において農林省令で定め

る額の手数料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第八十四條 第八十二條の規定により第七十四條又は第七十五條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員でその事務に従事するもの又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第八節 監督

(検査の請求)

第八十五條 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令、定款、規約又は調整規程若しくは総合調整規程に違反する疑いがあることを理由として、農林大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

(必要措置命令)

第八十六條 農林大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上その事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(役員等の解任命令)

第八十七條 農林大臣は、第八十二條の規定により第七十四條又は第七十五條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは検査員たるに不適当な非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(解散命令)

第八十八條 農林大臣は、組合が次の各号の一に

該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一 第五条又は第八条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二 第八十六条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

2 農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(決算関係書類の提出)

第八十九条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

(規制に関する命令についての不服の申出)

第九十条 第七十四条、第七十五条又は第七十七条の規定による命令に不服がある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に対して不服を申し出ることができる。

(組合の行為についての審査請求)

第九十一条 第八十二条の規定により第七十四条又は第七十五条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服がある者は、農林大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第三章 養殖いかだの密殖改善に関する措置

(密殖改善計画)

第九十二条 農林大臣は、真珠又は真珠貝の主要な養殖漁場の海域で、これらの養殖に関する自然の社会的経済的諸条件をおおむね等しくする政令で定めるものにおいて、養殖いかだの敷設の密度が著しく適正を欠き、又は欠くおそれがあり、その結果真珠又は真珠貝の品質が著しく低下し、又は低下するおそれがある場合において、

て、海外における国産真珠の価値を保持するため必要があるときは、当該海域における養殖いかだの敷設密度の適正化を図るための計画(以下「密殖改善計画」という。)を定めなければならない。

2 密殖改善計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 養殖いかだの敷設密度の適正化を図るべき海域(以下「密殖海域」という。)の範囲

二 密殖海域について目標とすべき養殖いかだの敷設数の適正な限度

三 前号の目標を達成するのに要する期間

四 その他農林省令で定める事項

3 農林大臣は、密殖改善計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(真珠養殖業等の免許についての配意事項)

第九十三条 都道府県知事は、漁場の区域の全部又は一部が密殖海域に含まれる真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を内容とする区画漁業の免許(その変更の免許を含む。)をするに当たっては、当該密殖海域につき定められた密殖改善計画に配意しなければならない。

(共同行為の指示)

第九十四条 農林大臣は、第九十二条第一項の規定により密殖改善計画を定めた場合において、当該計画に定める同条第二項第二号の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、農林省令で定めるところにより、真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者が当該目標に係る密殖海域に敷設することができる養殖いかだの数の限度を定め、当該真珠養殖業又は真珠母貝養殖業を営む者に対しその限度をこえて養殖いかだを敷設しないことに関する共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の内容)

第九十五条 前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 第九十二条第二項第二号の目標を達成するため必要な最小限度をこえないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第九十六条 農林大臣は、第九十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第九十七条 第九十四条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第四章 雑則

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第九十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十二条若しくは第二十四条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程又は第十二条第一項(第二十五条において準用する場合を含む。)の認可を受けた組合協約及びこれらに基づいてする行為並びに第九十四条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第五項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第四項の請求に応じ、農林大臣が第十四条(第二十二條第三項(第二十五条において準用する場合を含む。))又は第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

2 次条第四項の規定による請求が調整規程若しくは総合調整規程又は組合協約の定めの一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程若しくは総合調整規程又は組合協約のうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

(公正取引委員会との関係)

第九十九条 農林大臣は、第十一条第一項第一号に掲げる制限のうち組合員が生産する資格養殖業に係る真珠若しくは真珠貝の養殖いかだその他の養殖施設に関する制限、その真珠の生産のための真珠貝のそり核技術の数量、時期若しくは時間に関する制限又はその真珠若しくは真珠貝の販売価格に関する制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第十二条若しくは第二十四条の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る組合協約について第二十二條第一項(第二十五条において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 農林大臣は、第十二条、第二十二條第一項(第二十五条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の認可をしようとするとき(前項に規定する場合を除く。)、第七十四条、第七十五条若しくは第七十七条の規定による命令をしようとするとき、又は第九十四条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 農林大臣は、第十四条(第二十二條第三項第

二十五条において準用する場合を含む。又は第二十五条において準用する場合を含む。第八十条若しくは第九十六條の規定による処分をしたとき、又は第九十七條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第十二条若しくは第二十四条の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第十三条各号(第二十五条において準用する場合を含む。)に適合するものでなくなつたとき、又は組合が第二十二條第一項(第二十五条において準用する場合を含む。)の認可を受けた組合協約の内容が第二十二條第二項各号(第二十五条において準用する場合を含む。)に適合するものでなくなつたとき、認めるときは、農林大臣に対し、第十四条(第二十二條第三項(第二十五条において準用する場合を含む。))又は第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による処分をすべきことを請求することができる。

5 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(真珠養殖事業審議会への諮問)

第百条 農林大臣は、第七十四條、第七十五條若しくは第七十七條の規定による命令をしようとするとき、又は第九十二條第一項の規定により密殖改善計画を定めようとするときは、真珠養殖事業審議会に諮問しなければならない。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第百一条 農林大臣は、第十二條若しくは第二十二條第一項の認可をしようとするとき、第七十四條の規定による命令若しくは当該命令に係る第七十七條の規定による命令をしようとするとき、第九十二條第一項の規定により密殖改善計

画を定めようとするとき又は第九十四條第一項の規定による指示をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(報告の徴収)

第百二條 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、単位組合の組合員たる資格を有する者、第二十條第一項第一号(第二十五条において準用する場合を含む。)に掲げる者であつて同項(第二十五条において準用する場合を含む。)の規定による申出を受けたもの又は第七十七條の規定による命令に係る養殖いかだを敷設している者に対し、その業務又は会計の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第百三條 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に単位組合の組合員たる資格を有する者又は第七十七條の規定による命令に係る養殖いかだを敷設している者の漁場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は養殖いかだ、真珠若しくは真珠貝を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は会計の状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第百四條 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第五章 罰則

(罰則)

第百五條 第八十二條の規定により第七十四條又は第七十五條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に関し、わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第百六條 前条に規定する役員又は職員にならうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

2 前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第百七條 前二條の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百八條 第百五條又は第百六條に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第百九條 第八十四條の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十條 第七十四條、第七十五條又は第七十七條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十一條 第十二條又は第二十四條の認可を受けなかつて調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第百十二條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反した者
二 第十五條(第二十二條第三項(第二十五条において準用する場合を含む。))又は第二十五条において準用する場合を含む。又は第九十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十五條第二項又は第百三條第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第百二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百十三條 第八十六條の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第百十四條 第八十條の規定により農林大臣が調整規程又は総合調整規程を変更すべきことを命じた場合においてその変更のための手続をしなかつた組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第百十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十條又は第百十二條の規定行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第百十六條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。
二 第十條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第二十九條の規定に違反したとき。
四 第三十二條第二項後段又は第五十四條第四項の規定に違反したとき。

五 第三十四條第六項若しくは第六十四條において準用する商法第二百四十四條、第五十五

条若しくは第七十三條において準用する商法第二百六十条ノ三又は第七十三條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十九條、第四十四條又は第六十六條第四項の規定に違反したとき。

七 第四十三條第五項の規定に違反したとき。

八 第四十八條（第七十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第五十一條又は第五十二條（これらの規定を第七十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えておかず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第五十三條（第七十三條において準用する場合を含む。）又は第五十五條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第五十五條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第七十三條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第五十六條の規定に違反したとき。

十三 第七十三條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第七十三條において準用する商法第四百二十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十三條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十六 第七十三條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

十七 第八十九條の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合又は真珠母貝養殖調整組合連合会という文字をその名称中に使用している者については、第六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「漁業生産調整組合の下に」、真珠養殖調整組合、真珠養殖調整組合連合会、真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会を加える。

4 農林漁業団休職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

十三 真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第 号）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中新技術開発事業団の項の次に次のように加える。

5 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中新技術開発事業団の項の次に次のように加える。

6 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

7 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

8 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

真珠養殖等調整暫定措置法案外一案

真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第 号）
真珠母貝養殖調整組合連合会	同
真珠養殖調整組合	同
真珠養殖調整組合連合会	同

理 由

最近における真珠及び真珠貝の需給の著しい不均衡並びに主要な養殖漁場の海域における養殖いかだの敷設の過密化による真珠及び真珠貝の品質の著しい低下により真珠養殖業及び真珠母貝養殖業を営む者の経営の安定と合理化が著しく阻害されている現状にかんがみ、これらの者の経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保するため、当分の間、このような事態が生じ又は生ずるおそれがある場合に、これらの者が適切にその事業活動を調整することができるようになる等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度における農林漁業団休職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十四年二月二十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十四年度における農林漁業団休職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

（旧法の規定による年金の額の改定）

第一条 農林漁業団休職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）による改正前の農林漁業団休職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下「旧法」という。）の資格の喪失（組合員にあつては旧法第十五條第二項各号に

掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第十七條第四項第一号若しくは第二号の事由による任意継続組合員の資格の喪失又は旧法第三十九條第一項の障害給付の請求をいう。）をした組合員又は任意継続組合員に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十四年一月分以後、その額を、これらの年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の各月における標準給与の月額に別表の上欄に掲げる期間の区分に應じて得た額を基礎として、附則第二項の期間の区分に應じて得た額を基礎として、附則第二項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第十一号に定める旧法の平均標準給与の仮定月額の算定の例により算定した額（その額が十一万円をこえるときは、十一万円とする。）を平均標準給与の月額とみなし、旧法（附則第五條を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（新法の規定による年金の額の改定）

第二条 昭和四十四年十月三十一日以前に三十九年改正法による改正後の農林漁業団休職員共済組合法（以下「新法」という。）の資格の喪失（組合員にあつては新法第十五條第二項各号に掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては新法第十七條第六項各号に掲げる事由による任意継続組合員の資格の喪失又は新法第三十九條第一項の障害給付の請求をいう。）をした組合員又は任意継続組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前（昭和三十九年九月以前）の期間を含むものについては、昭和四十四年十一月分以後、その額を、昭和三十九年九月以前の組合員期間の各月における標準給与の月額に別表の上欄に掲げる期間の区分に應じて得た額を基礎として、農林漁業団休職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十一條の規定の適用については同条の規定の例により算定した平均標準給与の年額（その額が百三十二万

掲げる事由による組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては旧法第十七條第四項第一号若しくは第二号の事由による任意継続組合員の資格の喪失又は旧法第三十九條第一項の障害給付の請求をいう。）をした組合員又は任意継続組合員に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十四年一月分以後、その額を、これらの年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間の各月における標準給与の月額に別表の上欄に掲げる期間の区分に應じて得た額を基礎として、附則第二項の期間の区分に應じて得た額を基礎として、附則第二項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第十一号に定める旧法の平均標準給与の仮定月額の算定の例により算定した額（その額が十一万円をこえるときは、十一万円とする。）を平均標準給与の月額とみなし、旧法（附則第五條を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

第三十級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一五、〇〇〇円未満
第三十一級	一二〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満
第三十二級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第三十三級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第三十四級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	

5 前項の規定の施行の日前に法の規定により給付事由が生じた給付については、同項の規定による改正後の法第二十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(標準給付に關する経過措置)

6 農林漁業団体職員共済組合が昭和四十四年十月一日前に附則第四項の規定による改正前の法第二十條第三項の規定により標準給付を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、附則第四項の規定による改正後の法第二十條第一項の規定の例による。

7 昭和四十四年十月一日前に附則第四項の規定による改正前の法第二十條第五項又は第七項の規定により標準給付が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に職員になつたものとみなし、附則第四項の規定による改正後の法第二十條の規定を適用してその標準給付を改定する。

(退職年金等の最低保障に關する経過措置)

8 昭和四十四年十月一日以後に第二條第一項の資格の喪失をした組合員又は任意継続組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、遺族年金については、第三條の組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

- 一 退職年金又は障害年金 九万六千円
- 二 遺族年金 四万八千円

別表

期 間	区 分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで		一・七九四
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで		一・七三八
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで		一・六二四
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで		一・三九八
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで		一・二二一
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで		一・〇七四

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 眞珠養殖等調整暫定措置法案外一案

理 由

農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長丹羽兵助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔丹羽兵助君登壇〕

○丹羽兵助君 ただいま議題となりました両案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出、眞珠養殖等調整暫定措置法案について申し上げます。

本案は、当分の間、眞珠及び眞珠貝の需給の著しい不均衡、並びに主要な養殖漁場における養殖いかだの過密化による眞珠及び眞珠貝の品質の著しい低下の事態に対処して、眞珠養殖業者または眞珠母貝養殖業者が生産調整、品質改善等のための自主的な調整活動を実施できるようにすること、また、行政庁が必要な補完措置を講ずることができ、行政庁が必要なる者の経営の安定と合理化をはかり、眞珠の正常な輸出を確保しようとするものであります。

本案は、去る三月六日付託され、六月二十五日政府から提案理由の説明を聴取するとともに、七月二日及び七月九日の両日にわたって参考人を招致する等、慎重な質疑を行ない、これを終局し、七月九日全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、本制度の実施にあたっては、現行制度との

関連を十分考慮して、その運用に遺憾なきを期することなど、五項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えます。

次に、内閣提出、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律案について申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、昭和三十四年に発足し、その後数度にわたる改正が行なわれ、その給付内容は逐次改善されてまいりましたが、国家公務員共済組合法等と比較いたしますと、兩者の間に、なおかなりの格差が存在いたしております。

本案は、このような事情を考慮するとともに、他の共済組合法等における新たな改善措置に準じて、農林漁業団体職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を、国家公務員共済組合法等の規定による既裁定の年金の額の改定に準じて改定する等の措置を講じ、その給付内容をさらに改善しようとするものであります。

本案は、二月二十一日内閣から提出され、農林水産委員会におきましては、六月二十五日政府から提案理由の説明を聴取するとともに、七月九日、質疑を終了し、同日、委員長提案により、農林漁業団体職員共済組合法の適用対象団体に全国農業共済協会及び中央畜産会を加える旨の修正を加え、本案は全会一致をもって修正議決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、農林漁業団体の特性にかんがみ、組合員の掛金負担の増高等をきたさないよう、給付に要する費用に對する国庫補助率を百分の二十に引き上げる等國の補助を増額することなど、六項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えます。

〔参照〕

昭和四十四年度における農林漁業団体職員

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

真珠養殖等調整暫定措置法案外一案

一四七八

共済組合法の規定による年金の額の改定に
関する法律案に対する修正案(委員会修正)
昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済
組合法の規定による年金の額の改定に関する法律
案の一部を次のように修正する。

附則第四項中農林漁業団体職員共済組合法第二
十条第一項の表の改正に関する部分の前の次のよ
うに加える。

第一条に次の一項を加える。

2 昭和二十三年八月二十七日に設立を許可され
た社団法人全国農業共済協会及び昭和三十年十
二月一日に設立を許可された社団法人中央畜産
会は、この法律の規定の適用については、前項
に掲げる法律に基づいて設立された法人とみな
す。

○副議長(小平久雄君) 日程第二につき質疑の通
告があります。これを許します。米内山義一郎君。

〔米内山義一郎君登壇〕

○米内山義一郎君 私は、日本社会党を代表し
て、ただいま委員長から報告になりました真珠養
殖等調整暫定措置法案について、総理並びに大蔵
大臣に質問し、政府の見解をたださんとするもの
であります。

すでに、委員長の報告にもありましたとおり、
この法案は、農林水産委員会におきまして満場一
致可決すべきものと決定したのでありますが、そ
の席に総理並びに大蔵大臣の出席がなかったた
で、この際、重要な問題点について質問するの
であります。(拍手)

養殖真珠は、わが国独特の産業であることは論
を待ちません。そうしてまた、きわめて付加価値
の高いものであり、外貨獲得のために、きわめて
大きな役割を果たしてきたものであります。し
かるに、この真珠養殖業は、近年に至りましてき
わめて深刻な不況におちいっているものでありま
す。これを救済せんとしてこの法案が提出されて
いるのでありますが、この不況の原因を探究して

みれば、この原因をつくつたものは佐藤内閣であ
り、歴代内閣の無定見な政治方針にあると断ぜざ
るを得ないのであります。(拍手)

養殖真珠の創始者である故人御木本幸吉老は、
かつて、優秀な真珠をつくり、これを海外に輸出
して、欧米貴婦人の首をぎゅぎゅぎゅ絞めると、
きわめて愉快な発言をされたことは、きわめて印
象に深いものであります。しかるに、今日粗悪な
真珠が大量に出回り、その数量も三万貫をこえる
に至つたのであります。その結果、国産真珠は財
宝的な意義を失ひ、中級雑貨品に成り下がり、ぜ
いたく大な首飾りにもなりかねない状態であり
ます。そうして、真珠産業みずから首を絞めつ
けているのであります。これは、政府の政治姿勢
と行政運営にすべての責任があると断ぜざるを得
ないところであります。

特に佐藤内閣は、歴代自民党内閣のうちで最も
政治観念の低い内閣であります。(拍手)すべて重
大なことに処するにあつて、その問題の本質に
触れて問題点を理解しようとしないのでありま
す。その能力もまたきわめて疑わしい点が多過ぎ
るのであります。したがつて、合理的に問題を解
決することはできないのであります。しかしなが
ら、問題が破局的になつた場合には、本質的に、
根本的に問題を考究することを放棄してしまひ、
きわめて衝動的な、ショックな行為にしか出
れないのであります。こういう政府の心理的な状
況というものは、動物学的にしか理解できない、
まことに悲しむべき習性におちいっているのであ
ります。

今回の健保改正における政府・自民党の態度
も、まさにこれであります。今回の健保の問題に
おける紛争におきまして、昨夜以来きわめて混乱
が起きておる。この中におきまして不信任の対象
になられた森田委員長は、私の郷土の大先輩
であり、恩師である。この方は、政府・自民党首
脳と違ひまして、昭和初期以来、当時汚濁せる政
治に抵抗して、一貫して政治の理想を追求してき

たわが郷党の大先輩である。自民党の中において
も正しからんと努力するきわめて数少ない一人の
政治家である。私は、この不信任にあつて白票
を投じます場合に、弓矢とる身のつらさ、悲しさ
をしみじみと感じたのであります。おそろく森
田先生も、自民党員であることに今度ほどつら
さ、悲しさを覚えられたことはなからうと思ふ。

(拍手)これはすべて佐藤政治の結果なのでありま
す。学園紛争に対する大学法の問題にしまして
も、問題の本質を考へることなく、ただショッキ
ングな対策をもつて臨もうとしておるのでありま
す。農業政策においてもしかりであります。場合
によっては、鬼面人を驚かす態度に出たりするが、
おおよその政策というものは、お茶濁しに終始し
ているのであります。これが佐藤内閣の実態であ
り、真珠に対する対策も、その一つにすぎないので
あります。

このように、あまりにも心理的な動揺と混乱が
激しく、政策的にも全く安定性を欠くのでありま
す。その政治の結果が、今日もろろの社会不安
をかもし出し、ひいては今日、民主議会政治を危
機の段階から破局的段階に推し進めているのであ
ります。わが党は、国民とともに佐藤総理に強く
抗議するとともに、その責任を追及するものであ
ります。総理の責任感について、われわれはその
希薄さに抗議するとともに、総理の所信を聞きた
いのであります。(拍手)

さらに、真珠に対して、救済しようとするので
あります。わが国の水産業におきまして、きわ
めて重大な問題点は疎外しているのであります。
水産白書にもありますとおり、一億の国民に供給
するために、魚の資源が二百万トン不足だとい
うことを言ひながら、また、真珠には八十九億の調
整資金を供給すると言ひながら、沿岸漁業に対
してはわずか百億の近代化資金の供給しかしてい
ないのが今日の事態なのであります。この不均衡
というものは、政府の政策的な不安定のためであ
り、そして、問題を本質的に解決しようとしな

結果なのであります。真珠も水産業であるなら
ば、沿岸漁業に対しても当然同等以上の対策を立
てるべきである。この点について、総理の見解を
承りたいのであります。

さらに、大蔵大臣に尋ねるのは、真珠の生産を
そのように過剰生産におとし入れた最も悲劇的な
ものは金融であります。年間の生産三百億にすぎ
ないものに對して、すでに貸し付け残高が五百億
に及んでゐる。この一事を見ましても、今日真珠
をこのように危殆におとし入れたものは政府の行
政指導に基づく金融対策であります。しかも、そ
の五百億の金融の中の三九％は農林中金の金融で
あり、その金額は百九十五億に及んでゐる。沿岸
漁業に対する農林中金の融資というものは六十億
にすぎない。この一点を見ましても、いかに今日
金融というものが不公平に選択されてゐるかとい
うことは明らかであります。この上に利子補給を
して、さらに粗悪な真珠のストックに對して融資
をするならば、農林金融に大きなひずみが出るこ
ととえわれわれは予想せざるを得ない。私は、こ
のような点に對して……

○副議長(小平久雄君) 米内山君、制限時間にな
りましたから、結論を急いでください。

○米内山義一郎君(続) その指導責任のある金融
政策の責任者である大蔵大臣に、このような偏差
の多い金融に對して、大蔵大臣はいかなる見解を
持ち、いかなる指導方針を持つかを伺う次第であ
ります。

以上をもちまして質問を終る次第でありま
す。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) まず第一に、私の
政治責任感についてのお尋ねがありました。私は、
機会あるごとに申し上げておるのでありますが、
私が政治、政局を担当しておりますのは、国民の
ために、また、国民とともに政治をするというの
が私の政治責任であります。この点をばつきり申
し上げておきます。

ただいまお尋ねになりました真珠対策行政にいたしまして、これが場当たりすぎないとの御批判でありましたが、決してそのようなことはありません。最近の真珠の需給の動向に即応して生産規制を強化してまいりましたが、幸いに業界の自粛機運の上昇と相まって、価格も安定のきざしを見せてまいりました。今回の法案も、この機会に、重点輸出産業たる真珠業界のため、さらに一歩前進しようとするものであります。これらのことは、委員会を通じて十分御審議をいただいたと思ひます。私があらためてこの席で、さらにもう一度申し上げる必要もないことだと思います。場当たり行政をやっておらないこと、その点ははっきり申し上げまして、御了承をお願いいたします。(拍手)

【國務大臣福田起夫君登壇】
○國務大臣(福田起夫君) 真珠業界に對しまして、農林中金から二百億近く出ておる、こういう話ですが、大体そのようであります。しかしこれは、真珠業界が過剰生産の結果、市況が非常な急変をした、それに対して滞貨金融というような性格を持ったものが多いわけでありまして。皆さんから、真珠業界がたいへんだ、たいへんだ、融資でつなげ、こういう御要請があったはずでございます。そういう要請にこたえての融資ではございませうけれども、今回の法的措置、そういうようなことで業界の体制も整いますのは、漸次この金融の負担というものは軽くなつていく、かように

考えております。(拍手)
○副議長(小平久雄君) これにて質疑は結局いたしました。

○副議長(小平久雄君) 両案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は可決、第三の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 旅券法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○副議長(小平久雄君) 日程第四、旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

旅券法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十四年四月十七日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

旅券法の一部を改正する法律
旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「本籍地又は住所若しくは」を「住所又は」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 旅券の名義人 旅券の発給又は再発給を受けた者第十一一条の併記がされている者を除く。

第三条第一項中「その者が同伴する十五才未満の子を含む。」を削り、同項第一号中「一通を」を「二通」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「上平身の」の下に「背景なしの」を加え、「とする」を「とし、第十一一条の併記を求められる者で提出のときに六歳未満のものについては、省略することができる」に改め、同項中同号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第三号、第五号及び第六号」を「及び第四号」に、「外務大臣」を「外務大臣、以下この条において同じ。」に改め、「及び第三号」を削り、「第五号に掲げる書類についてはその者の健康状態が良好であること、第六号を」を「第四号」に改め、同条に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たって、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 第一項の場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、やむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認めるときは、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

5 第一項の場合において、本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復しようとする者は、その旨及び理由を一般旅券発給申請書に記載して、数次往復用の一般旅券の発給を申請することができる。

第四条第二号中「その者が同伴する十五才未満の子を含む。」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前条第五項の規定は、数次往復用の公用旅券の発給の請求の場合について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

(旅券の二重受給の禁止)
第四条の二 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができない。ただし、外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第五条中「旅券(一般旅券及び公用旅券をいう。以下同じ。)」を「一般旅券」に、「前二条を」を「第三条」に改め、「又は請求」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、外務大臣又は領事官は、同条第五項の申請をした者について数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発行することができる。

第五条に次の一項を加える。

2 公用旅券は、国内においては外務大臣が、国外においては領事官が、第四条の規定による発給の請求に基づき、その発給を受けようとする者が外国に渡航するつど発行する。ただし、外務大臣又は領事官は、同条第二項の請求があつた場合において、数次往復の必要を認めるときは、五年以内の期間を付した数次往復用の公用旅券を発行することができる。

第五条の次に次の一条を加える。

(旅券の記載事項)
第五条の二 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 旅券の種類、番号及び発行年月日
二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
三 渡航先及び渡航目的
四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項

前項第三号の渡航先を地域名をもつて包括記載する場合の地域の範囲は、外務大臣が官報で

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

旅券法の一部を改正する法律案

告示するところによる。

第六条第一項中「前条」を「第五条第一項」に、「発給を申請した」を「発給につき第三条第一項の申請又は当該申請に係る第十一條第一項の一括申請をした」に改め、同条第二項中「前条」を「第五条第二項」に改める。

第七条の見出し中「又は渡航先を削り、同条第一項中「書換発行又は再発行を含む。以下第十條まで」を「再発行を含む。以下この項に」、「又は渡航先の変更を受け」を「変更し」に改め、「書換交付又は再交付を含む。以下第十條まで」において同じ。」を削り、同条第二項中「又は渡航先」を削る。

第八条第一項中「発給を申請した後に渡航先の追加を受けようとする者（一般旅券の交付を受けた者を含む）」を「名義人は、当該一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、当該一般旅券及び」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

第八條第二項及び第三項を削り、同条第四項中「二通」の下に「（国外においては、外務大臣の定めるところにより、渡航先の追加を必要とする理由が新たに生じたことを立証する書類一通を含む）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第三条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は第一項の申請の場合について、第六條の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替へるものとする。

第九条を次のように改める。

(記載事項の訂正)

第九条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の渡

航目的以外の記載事項に変更を生じた場合に

は、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてははもよりの領事館の領事官に提出し、当該記載事項の訂正を申請しなければならない。

一 一般旅券訂正申請書一通

二 記載事項に変更を生じた事実を立証する書類一通

2 公用旅券の記載事項の訂正の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては当該公用旅券の名義人がもよりの領事館の領事官に、遅滞なく、当該公用旅券及び公用旅券訂正請求書一通（国外においては、記載事項に変更を生じた事実を立証する書類一通を含む。）を提出してするものとする。

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第六條及び前条第三項後段の規定は第一項の申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

4 外務大臣又は領事官は、旅券の記載事項に変更を生じ、又は誤りがあることを知つた場合には、当該旅券の名義人（公用旅券でその名義人が国内にあるものについては、各省各庁の長。次項において同じ。）に対し、当該旅券の提出を求めて、その記載事項を訂正することができ

5 第一項の申請又は第二項の請求に係る旅券で、当該申請又は請求に係る訂正をすることににより旅券面の体裁を著しく損ずるおそれがある」と外務大臣又は領事官が認めてその旨を当該旅券の名義人に通知したものは、次条第一項又は第二項の損傷に係る旅券とみなして、同条の規定を適用する。

第十條第一項中「き損し」を「損傷し」に、「又は国外において」を「又は」に改め、同条第二項を削

り、同条第三項中「き損し」を「損傷し」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加え、同条第四項を削る。

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第五條及び第六條の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の再発行及び交付について、それぞれ準用する。

第十一條及び第十二條を次のように改める。

(同伴される子の併記)

第十一條 第三条第一項の場合において、一般旅券の発給を受けようとする者が、十五歳未満であつて、かつ、同時に一般旅券の発給を受けようとするその父若しくは母に同伴されて渡航しようとするものであるとき、又は六歳未満であつて、かつ、一般旅券の名義人である父若しくは母に同伴されて渡航しようとするものであるときは、当該父又は母は、それぞれその一般旅券発給申請書又は一般旅券訂正申請書にこれらの子をその一般旅券に併記することを求める旨を記載して、これらの子に係る一般旅券の発給の申請を一括して申請することができる。この場合において、併記される子の数は、一般旅券の一部につき通算して三人までとする。

2 前項の規定は、第四條第一項又は第九條第二項の請求をする場合における子の併記について準用する。

3 旅券に併記されている者は、旅券の名義人に同伴される場合を除くほか、本邦から出国するため当該旅券を行使することができない。

4 外務大臣又は領事官は、旅券の渡航先の追加、記載事項の訂正、再発給、合冊又は査証欄の増補の申請又は請求があつた場合その他旅券の提示があつた場合において、当該旅券に併記されている者が当該申請若しくは請求又は提示の日に十五歳以上に達しているときは、その者を当該旅券から抹消する。

(旅券の合冊及び査証欄の増補)

第十二條 一般旅券の発給（再発給を含む。以下第十九條までにおいて同じ。）を受けようとする者（前条の併記を求めらるる者を除く。）又は一般旅券の名義人は、その者の効力を失つた一般旅券に記載された外国の官憲による査証等であつて現に有効であり、又は有効となるものを使用するため、新たに発給される一般旅券又は現に所持する有効な一般旅券と当該効力を失つた一般旅券との合冊を受けようとする場合には、その合冊を受けようとする一般旅券及び一般旅券合冊申請書を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてははもよりの領事館の領事官に提出して、合冊を申請することができる。

2 一般旅券の名義人は、査証欄に余白がなくなつた当該一般旅券を引き続き使用しようとする場合には、当該一般旅券及び一般旅券査証欄増補申請書を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においてははもよりの領事館の領事官に提出して、一回に限り査証欄の増補を申請することができる。

3 公用旅券の合冊又は査証欄の増補の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の名義人がもよりの領事館の領事官に、合冊又は査証欄の増補を受けようとする公用旅券及び公用旅券合冊請求書又は公用旅券査証欄増補請求書を提出してするものとする。

4 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項又は第二項の申請の場合について、第六條及び第八條第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

5 効力を失つた旅券で有効な旅券に合冊されたものの査証欄は、当該有効な旅券の一部とみなす。

第十三條第一項第二号中「又は長期十年」を「若

しくは長期五年」に改め、「訴追されている者」の下に「又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者が関係機関から外務大臣に通報されている者」を加え、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第四号中「第二十三号各号の」を「第二十三号の規定に改め、同号の次に次の一号を加える。四の二 国の援助等を必要とする帰国者に關する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）第一条に規定する帰国者で、同法第二条第一項の措置の対象となつたもの又は同法第三条第一項若しくは第四条の規定による貸付けを受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの」

第十五条を削り、第十六条中「書換発給又は再発給を受けようとする者」を「受けようとする者（第十一号の併記を求めらるる者を除く）」に改め、「書換交付又は再交付を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国滞在の届出）
第十六条 旅券の名義人が外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならぬ。

第十七条中「旅券の発給、渡航先の追加、書換発給又は再発給を受けた者（以下「旅券の名義人」という。）を「旅券の名義人」に、「当該旅券の交付官庁を「都道府県知事」に改める。

第十八条第一項第一号中「旅券の名義人がその」を「旅券の発給を申請し若しくは請求した者が当該旅券の発行（再発行を含む。）の日から六月以内に当該旅券を受領せず、又は旅券の名義人（数次往復用の旅券の名義人を除く。次号において同じ。）が当該旅券の」に改め、同号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。ただし、第十一号の併記がある

旅券について、これに併記されている者で日本国籍を失わぬものがある場合においては、その者が帰国したとき。

第十八条第一項第二号中「数次往復用の旅券の名義人を除く。」を削り、同項第三号中「旅券の名義人が、その発行の日から二年を経過した日において、国内にある場合にはその二年を経過した」を「一般旅券にあつては、その有効期間を経過したとき、数次往復用の公用旅券にあつては、これに付された期間を経過した日において、その公用旅券の名義人が国内にある場合にはその経過した」に改め、同項第四号中「書換発給又は再発給」及び「書換発行され」を削り、同項第六号中「第十九条」を「次条」に、「外務大臣又は領事官が、当該旅券」を「同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券」に改める。

第十九条第一項第一号及び第二号中「渡航先の追加、書換交付又は再交付」を削り、同項第三号中「書換発給又は再発給」を「記載事項の訂正、合冊又は査証欄の増補」に改め、同項に次の一号を加える。

五 一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合

第十九条第三項中「第一号又は第二号」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第五号まで」を「第三号まで又は第五号」に、「効力を失つた場合には」を「その効力を失つたとき、及び公用旅券の場合においては」に改め、同条第六項中「交付官庁を「都道府県知事」に、「遅滞なく」を「国外においては旅券の名義人が領事官に、遅滞なく」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「公用旅券の発給、書換発給又は再発給の請求に当つて公用旅券を返納すべき場合及び前二項」を「旅券の発給の申請又は請求に当つて旅券を返納すべき

場合及び前項」に、「交付官庁」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第五項とし、同条の次に次の一条を加える。

（帰国のための渡航書）

第十九条の二 外務大臣又は領事官は、外国にある日本国民のうち次の各号の一に該当する者で本邦に帰国することを希望するものに対し、その者の申請に基づいて、必要があると認める場合には、旅券に代えて渡航書を発給することができる。

一 旅券を所持しない者であつて緊急に帰国する必要がある者、かつ、旅券の発給を受けることができないもの

二 旅券の発給を受けることができない者

三 前条第一項の規定による旅券の返納の命令に基づいて旅券を返納した者

2 渡航書の発給を受けようとする者は、渡航書発給申請書一通その他外務省令で定める書類及び写真をもよりの領事館に出頭の上領事官に提出して、渡航書の発給を申請するものとす。この場合において、その者の現住する地方に領事館が設置されていないとき、その他その者が当該申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、その者の親族その他外務省令で定める関係者が外務省又はよりの領事館に出頭の上外務大臣又は領事官に申請するものとする。

3 前項の申請に基づいて発行された渡航書は、外務大臣又は領事官が、当該渡航書の発給を申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付するものとする。

4 外務大臣又は領事官は、第一項各号の一に該当する者の帰国のため特に必要があると認める場合には、前三項の規定にかかわらず、申請に基づかない渡航書を発給することができる。

5 外務大臣又は領事官は、第一項又は前項の規定に基づき渡航書を発給する場合においては、渡航書の有効期間及び帰国の経由地を指定することができる。

第二十條第一項を次のように改める。

国内において次の各号に掲げる処分の申請をする者（第十一号の併記を求めらるる者を除く。）は、当該各号に掲げる額の手数料を国に納付しなければならない。

- 一 一般旅券（数次往復用のものを除く。第五号において同じ。）の発給 三千円
- 二 数次往復用の一般旅券の発給 六千円
- 三 一般旅券の渡航先の追加 千円
- 四 一般旅券の記載事項の訂正 五百円
- 五 一般旅券の再発給 二千円
- 六 数次往復用の一般旅券の再発給 四千元
- 七 一般旅券の合冊又は査証欄の増補 千五百円

八 渡航書の発給 千五百円

第二十条第二項中「旅券受領証」を「旅券又は渡航書の受領証」に改め、同条第三項中「一般旅券」の下に「及び渡航書」を加え、同条第四項中「書換発給」を「一般旅券の記載事項の訂正又は再発給」に改める。

第二十二條を次のように改める。

（事務の委任）

第二十二條 外務大臣は、政令で定めるところにより、一般旅券に關する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

2 外務大臣は、第十九条第三項において準用する第十四条の通知に係る書面の交付に關する事務を出入審査官に委任することができる。

第二十二條の次に次の一条を加える。

（外務省令への委任）
第二十二條の二 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、外務省令で定める。

第二十三條第一号中「前条に規定する書類」を「この法律に基づく申請又は請求に關する書類」に、「旅券の交付、渡航先の追加、書換交付又は再交付」を「当該申請又は請求に係る旅券又は渡航書の

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

交付」に改め、同条第二号中「旅券」の下に「又は渡航書」を加え、同条第三号中「旅券」を「旅券若しくは渡航書」に改め、同条第五号中「旅券」の下に「又は渡航書」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者

二 渡航書に帰国の経由地が指定されている場合において、経由地以外の地域に渡航した者
第二十四条中「同条各号の一に掲げる」を「同条の二に改める。

第二十五条中「第二十三条同号の一」を「第二十三条第一項又は第二項に掲げる者」に改め、「旅券」の下に「又は渡航書」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(従前の旅券に関する経過措置)

2 改正前の旅券法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なもの(以下「旧旅券」という。)は、改正後の旅券法(以下「新法」という。)第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなして、新法の規定を適用する。ただし、数次往復用の旧旅券(当該旧旅券につきこの法律の施行後に新法第十条の規定により再発給される旅券を含む。)については、旧法第十八条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。(従前の申請又は請求に関する経過措置)

3 旧法の規定に基づいてされた旅券に関する申請又は請求でこの法律の施行の際当該申請又は請求に対する処分がされていないものは、新法の相当規定に基づいてされた旅券に関する申請又は請求とみなす。この場合において、旧法第

旅券法の一部を改正する法律案

九条の規定に基づいてされた旅券の書換発給の申請又は請求は、新法第九条の規定に基づいてされた旅券の記載事項の訂正の申請又は請求とみなす。

(手数料に関する経過措置)

4 前項前段の申請に基づく一般旅券(数次往復用のものを除く。)の発給、当該申請に基づく一般旅券の渡航先の追加及び再発給並びに附則第二項ただし書に規定する旧旅券につき新法第十条の規定により行なわれる再発給に関する手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

6 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「おいてする」を「おいては、」に改め、「、第九条第一項を削り、「經由して」の下に「、旅券法第九条第一項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請は、沖繩事務所長を經由して、」を加え、ただし書を削り、同条第三項中又は第八条第三項を削り、「、外務大臣」の下に「以下この条において同じ。」を、「領事官」との下に「あり、同条第三項中「都道府県知事」とあり、又は同条第四項中「国内においては都道府県知事が、国外においては領事官」とを加え、同条第四項中「本文」を削り、「第八条第四項、第九条第三項又は第十条第三項を」第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項又は第十二条第三項に改める。

第三条の見出し中「発行を」を「発行等」に改め、同条第一項中「発行の下に」を「その他の処分」を加え、同条第二項中「規定により発行された」を「規定の適用を受ける」に改める。

第四条中「第十二条第一項中「国内」とあるのは「沖繩」と、本邦と特定の二又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖繩と特定の

一又は二以上の外国との間」を「第三条第五項中「本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復」とあるのは「沖繩と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間」に改める。

第五条中「第九条第一項若しくは」を削り、「第十八条第一項第一号中」の下に「帰国」とあるのは「沖繩に再入域し、又は帰国」と、同項第一号の二中を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する旅券については、旅券法第十一條第三項中「本邦」とあるのは、「沖繩から出域し、又は本邦」とする。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律の適用を受ける旅券に關して準用する。

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

8 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の別表第三第一号(中)(昭和二十六年法律第二百六十七号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「を受理し、及び一般旅券等の交付」を「等の受理及び一般旅券の交付等」に改める。

理 由

最近における渡航の自由化の趨勢等にかんがみ、国民の海外渡航の便宜を図るとともに、激増する旅券事務の合理化に資するため、数次往復用旅券を五年間有効とし、その発給対象を大幅に拡大し、あわせて旅券制度の適正な運用と実情に即した改善を図るため、旅券の発給、訂正等に関する規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。外務委員長北澤直吉君。

「報告書は本号末尾に掲載」

「北澤直吉君登壇」

○北澤直吉君 たいだいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行旅券法は、昭和二十六年に制定されたものでありますが、最近の海外渡航の実情に合致しなくなつてまいりました。このため、本案は、国際的な渡航自由化の時代に適合するよう旅券法を改正し、もつて国民の便宜をはかるとともに、増大する旅券事務の合理化と、旅券制度の適正な運用をはかるものであります。

本法務案のおもな改正点を申し上げますと、
第一は、従来、一渡航ごとの旅券を原則としていたのを、五年間はいつでも使用できる数次往復旅券を発給することができるとし、また、渡航先を個別に記載する方式のほか、包括して記載できることとしたこととあります。

第二は、旅券事務を迅速に処理するため、旅券の作成事務の一部を都道府県知事に委任できるとし、旅券発給等にかかわる手数料については、ほぼ現行の二倍に改定したこととあります。

第三は、一般旅券の発給手続を容易にするため、旅券申請時の本人の出頭を免除できるようにするなど、配慮を加えております。

第四は、旅券記載の渡航先及び渡航書に指定された経由地以外の地域に渡航した者に対して、罰則を新たに設けたこととあります。

本案は、四月十七日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重な審査を行ないました。

おもな質疑といたしましては、第十三条の旅券発給制限の条項及び第二十三条の罰則規定について論議が集中し、特に、それらの条項を修正してはどうかとの質疑に対しましては、政府側から、

修正する意思はないが、その運用面において十分配慮する旨の答弁がありました。

なお、外務委員会理事懇談会において、政府側から、旅券法改正案は、いずれの地域に対しても渡航の制限をする目的に出たものでないとの説明があり、なお、いずれの地域に対する渡航の自由についても善意をもって措置するなどの発言があり、与野党理事がこれを確認したことを、委員長より委員会の席上で報告いたしましたことを申し添えます。詳細は会議録によって御了承願います。

かくて、七月九日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して田中第一君、民主社会党を代表して曾根益君より賛成の旨が、また、日本社会党を代表して穂積七郎君、公明党を代表して樋上新一君より反対の旨が表明されました。

討論を結局し、採決を行ないましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。順次これを許します。米田東吾君。

〔米田東吾君登壇〕

○米田東吾君 私は、ただいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案に対して、日本社会党を代表して、反対の意見を申し述べさせていただきます。

政府は、現行旅券法を改正する理由として、最近におけるわが国民の海外渡航の現状から見て、昭和二十六年に定めた現行制度が時代に即応しなくなつた、したがって、旅券行政の簡易化とその合理化をはかり、国民の不便を解消するためだと称しているであります。なるほど、改正案を見るに、現在でも、ごく一部の特殊な海外旅行者に出されている二年間有効の旅券を、五年間有効の数次往復旅券を発給するとか、事務の一部を都道府県に分散して、将来都道府県で旅券を早期につくることが出来る体制にするなどをうたつております。そして、行政実務上、従来の不便を簡易化、合理化するため、その手続を改めております。

政府は、このように、憲法で保障された海外渡航の権利が拡大されたといつておられますが、この国会ですでに審議されております出入国管理法案とともに、国民各層から、とりわけ、海外旅行を経験した多くの労働者をはじめ、学者、文化人、貿易界等から、激しい反対と抗議が連日にわたつて行なわれておるのであります。それは、この改正案が、一見、憲法上の権利を拡大したかのように見えるが、その実は、憲法に保障する海外渡航の自由をますます制し、制限する反動性を持つてゐるからであります。

私は、まずこの改正案の持つ反動性を明らかにするため、改正案第十三条と、現在の旅券行政について、次のことを指摘したいのであります。すなわち、現行の旅券制度のもとでは、いずれの国への渡航も自由であるはずのものが、政府の行政目的のために、社会主義諸国への渡航は制限され、なかんずく、朝鮮民主主義人民共和国への渡航は、過去十八年間禁止をされ、わずかに国会議員とその同行者に対してのみ平壤行き旅券が交付されたという事実があります。政府が朝鮮民主主義人民共和国への旅行を禁止するという法律根拠は現行法にはなく、しいて政府が根拠とするところは、現行法の第十三条一項五号といわれております。この条項は、「著しく且つ直接に日本の利益又は公安を害する行為を行つた者」と認められるに足りる相当の理由がある者」といふばく然とした表現であつて、その解釈と運用について、昭和二十六年十一月、国会において、当時の大橋法務総裁はその乱用をいしましめるとともに、外務省にそのことを期待する旨の答弁を行なつておるのであります。しかし、政府は、昭和三十年、古屋貞雄代議士ほか数名の朝鮮民主主義人民

共和国への旅券交付申請に際して、いわゆる韓国政府におもねり、朝鮮民主主義人民共和国に対しての貿易及びその他の接触を認めない旨の態度をきめ、事実上渡航の禁止を行つてきたのであります。

わが国の憲法は、国家権力の乱用から国民の基本的的人権を守る立場で規定されていることは、何人も否定することはできません。また、政府の役人は、法律に従つてその行政を行なうのも当然のことです。しかし、そのときの政府・与党の政治目的のために、政府内部で法律以外の事柄を定めて、国民の権利、自由を奪うとは、まさに言語道断であります。歴代の政府・与党は平然とこのやうな行爲を行つてきたのであります。そして、いままた現行法第十三条一項五号をそのまま改正案に生かし、非合法を合法化づけようとしてゐるのであります。しかも、この規定は、個人について、旅券発給または渡航先追加の制限を規定していますが、その制限が個人から特定の渡航先、すなわち、地域へと拡大される可能性があらわれます。しかも、その地域が外務大臣の裁量に任されるということは、時の政府の腹一つで特定国への渡航が制限、禁止されることを意味してゐるのであります。

現在、わが国と朝鮮民主主義人民共和国の間では貿易が行なわれておりますが、貿易に必要な商社員や技術者が朝鮮を訪問することが日本の利益や公安を害するとは、だれが見ても考えられないこととてございします。それならば、政府は、日本人の朝鮮行き旅券発給を拒否する理由は全くないものであります。もし、それを認めると、いわゆる韓国から横やりが入るから困るというのなら、横やりを入れる韓国こそ非難されるべきでありまして、外務大臣は、そのような韓国の横やりを、わが国に対する内政干渉として強く抗議してこそしかるべきであると思つております。私は、政府がいかに国民の権利や自由を奪おうとしても、人が何を食べ、何を着、何を読むかの選択

は、まさに個人の自由であると同様に、渡航の自由は、歴史の上からも個人の生存権に属する基本的権利であり、この権利を抹殺しようとすることは、人類の発展にそむくこと以外にないことを断言するものであります。

次に、私は、改正法案第八条、十三条、二十三条に關し、いわゆる横すべり禁止条項について触れたのであります。さきに言及しましたように、本来自由である渡航の原則を作為的に制限ないしは禁止するのでありますから、そこに必ず矛盾が出るのであります。すなわち、現在朝鮮民主主義人民共和国と貿易をしてゐる業者は、ソ連行き旅券でナホトカイルクルック經由もしくはモスクワ經由、または東京・パリあるいは東京・アムステルダム經由モスクワから朝鮮民主主義人民共和国へ入つておるのであります。本来ならば、船で片道二日、船賃わずか三万円程度で渡航ができるのに、地球を半周するほどの時間と経費をかけて渡航しなければならぬのであります。もし、いまアメリカへ行くと、このような不便をしなければ行けないやうな措置を政府がとつたといふと、国民の反響はどんなものになるか想像にたかくないのであります。そして何よりも、政府自身が現在横すべりを認めざるを得ないという厳然たる事実であります。いかに渡航の自由を制限、禁止しようとも、直接その相手国向けの旅券を出さなくとも、これを押さえることができないのを政府も認めざるを得ないのであります。しかし、今回の改正では、この横すべりを禁止し、罰則をつけ、自後旅券の発給を拒否し、その上、大臣裁量で、朝鮮民主主義人民共和国をはじめ社会主義諸国へ行くのも行かぬのも、大臣の腹一つという規定であります。旅券を出した上で、旅券指定以外の地域へ入つた場合罰則を適用するというならば、一応の筋は立ちますが、朝鮮行きの旅券を出さないで、横すべりをした者を罰し、旅券を取り上げるといふ、これは片手落ちの規定はないの

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 旅券法の一部を改正する法律案

一四八四

であります。これは立法自体、違法であります。現在、朝鮮民主主義人民共和国と貿易している商社にとっては、まさに死ねというところと同じであります。

言うまでもなく、わが国と朝鮮との貿易は、政府・与党のあらゆる妨害があるにもかかわらず、大蔵通関統計によれば、昨年度、輸出は七百二十品目、七十五億円、輸入九十品目、百二十三億円に達し、しかも、通産当局によって法的に許可され、この取引は、国益に反し公安を害するものではなくて、国益に沿い、国民生活に大きな貢献を与え、さらに、日朝間の取引はますます拡大されこそすれ、減少することは考えられないのであります。

○副議長(小平久雄君) 米田君、時間が来ましたから、結論を急いでください。

○米田東吾君(統) このような現実の実態に目をおおい、日朝貿易を事実上断絶させることをねらった法案は、まさに日本憲法に違反し、根こそぎ国民の権利である渡航の自由を奪うものであるといわねばなりません。

私は、ここで、あらためて政府のいう国益論に触れておきたいのであります。

○副議長(小平久雄君) 米田君、時間ですから、結論を急いでください。

○米田東吾君(統) 昨年十二月十八日、東京高裁の、朝鮮民主主義人民共和国創設二十周年記念行事に参加するための在日朝鮮人祝賀団の再入国に対する法務省の不許可処分取り消し判決が出ております。この判決で法務省は、本件申請を許可することは、わが国と大韓民国との修交上及び在日朝鮮人の管理上国益に沿わない結果となるとして、国益公安事項を持ち出しているのではありません。これに対して東京高裁は、在日外国人も憲法二十二条によって、公共の福祉に反しない限度で海外旅行の自由を享有する権利を有するとし、わが国の国益とは、究極においては、憲法前文に示すとおり、いずれの国の国民とも協和することの中

に見出すべきもので、一国との修交に支障を生ずるおそれがあるからといって、他の一国の国民が本来享有する自由権を行使することをもって直ちにわが国益を害すると断定することはきわめてへんばであり、誤りといわねばならないと、明快に判断を下しているのではありません。

○副議長(小平久雄君) 米田君、制限の時間になりましたから、結論を急いでください。

○米田東吾君(統) さらに、元来、政府の政策は、国益や公共の福祉を目標として企画、実施されるべきもので、政策と公共の福祉とは同義ではないとして、ある人々が、本来享有する海外旅行の自由を行使することが、たとえ政府の当面の政策に沿わないものであっても、そのみをもって右自由権の行使が公共の福祉に反するとの結論は導かれな

いとしていっているのであります。

○副議長(小平久雄君) 米田君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○米田東吾君(統) この判例は、在日外国人の入国にかかわる問題であります。引用した判決は、政府及び自民党に重大なる反省を求めているものとして、また、本法案十三条一項五号についての政府の乱用を戒める判例として、謙虚に受けとめるのであります。

次に、私は……

○副議長(小平久雄君) 米田君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○米田東吾君(統) 本法案で新しく設けられた九条について注意しておかねばなりません。

すなわち、日本国民の一般的信用または利益を著しく害した場合、外務大臣または領事官が認めれば旅券の返納を命ずることができ……

○副議長(小平久雄君) 米田君、制限時間が参りましたから、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、発言の中止を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

○副議長(小平久雄君) 米田君、降壇を命じます。

ければならないのであります。そして、これが受理されると、受理票を渡されるのであります。それまでに二、三週間を要するのであります。その後初めて旅券発給申請書にこの受理票を添えて旅券申請の運びとなるのであります。さらに、旅券の発給までには少なくとも一月以上を要するのであって、このようなひどい差別待遇を受けなければならないことになっているのであります。したがって、激烈な競争場裏で一刻を争う業者等が、商機を失い、ばく大な損失を受けざるを得ないのが実情であります。しかも、北鮮行きの場合には、渡航趣意書提出以前の段階で渡航は断念せざるを得ないのが現状であります。このような困難な条件のもとに、常に政府のこの政策に沿って、国の利益を考え、貿易振興のため日夜努力を積み重ねていっているのであります。

しかし、これらの人たちのこの努力の中には、政府が、商用の目的で朝鮮民主主義人民共和国へ渡航しようとしても、旅券の発給はおろか、渡航申請書すら提出できないという過酷な措置をとっているため、みすみす数倍にのぼる経費の負担と精神的苦痛に耐え忍びつつ、やむを得ず、横すべりという行為を行なっているのが実情であります。この横すべりは、政府の不当な措置のため、万やむを得ざる行為といふべきであって、政府も貿易振興の観点に立つてこれを黙認していたのであります。

しかるに今回、発給制限の規定をそのままにしておきながら、旅券に記載された渡航先以外の地域への渡航、いわゆる渡航先の横すべりはけしからぬということで、罰則を新たに設けて、これに罰金を科すことにしたのであります。さらに、政府は冷酷にも、それ以後の旅券の発給を停止するに至っては、国民の渡航の自由という基本的権利の侵害のみならず、人間が生きていくための経済活動をも阻止するにひとしいものであり、これは国民の生活権すら奪い去るもので、まさに人道無視の法律と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

また、ここに見のがせないことは、法体系を整備するという名目のもとに、権力による威圧を国民に押しつけようとする意図が、本法律案の行間にかがめられることでもあります。

国民合意のための努力をなおざりにして、ひたすら国家権力のみによって国民に対決しようとする最近の政府の傾向に対しては、われわれは厳重な監視をするともに、政府に対してきびしく警告するものであります。われわれは、このように国民の基本的権利を不当にも制限し、国家権力の乱用とも見られる本法律案には反対せざるを得ないのであります。

終わりに、未承認国に対する旅券の発給制限を撤廃し、全世界への渡航を実現することこそ急務であり、もって人間の交流を通じ、あらゆる国々との間に友好親善関係を促進し、相互理解を深めることこそ、日本国憲法の世界に冠たる平和思想の本體であり、これこそ主権者たる国民の意思であることを申し添えまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

日程第四につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開閉。――開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百八十九

可とする者(白票) 百九十一

〔拍手〕

否とする者(青票) 九十八

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、旅券法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

旅券法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
愛知 揆一君	青木 正久君
赤城 宗徳君	青木 正久君
秋田 大助君	赤澤 正道君
荒木萬壽夫君	天野 光晴君
井出一太郎君	有田 喜一君
伊藤宗一郎君	井原 岸高君
稲村左近郎君	池田 清志君
植木庚子郎君	上村千一郎君
内田 常雄君	白井 莊一君
浦野 幸男君	内海 英男君
小川 半次君	小笠 公昭君
小淵 恵三君	小沢 辰男君
大竹 太郎君	大石 八治君
大野 市郎君	大坪 保雄君
大平 正芳君	大橋 武夫君
奥野 誠亮君	大村 襄治君
鹿野 彦吉君	加藤 六月君
海部 俊樹君	鍛冶 良作君
金子 一平君	金丸 信君
神田 博君	金子 岩三君
龜山 孝一君	鴨田 高夫君
	宗一君

飯谷 忠男君	川島正次郎君
川野 芳満君	菅 太郎君
木野 晴夫君	木部 佳昭君
木村 武雄君	木村 俊夫君
菊池 義郎君	北澤 直吉君
久野 忠治君	久保田四次君
久保田藤磨君	熊谷 義雄君
倉成 正君	藏内 修治君
小宮山重四郎君	小山 省二君
河野 洋平君	河本 敏夫君
佐々木秀世君	佐藤 榮作君
佐藤 文生君	齋藤 邦吉君
坂田 道太君	坂村 吉正君
坂本三十次君	櫻内 義雄君
志賀健次郎君	始岡 伊平君
塩谷 一夫君	重政 誠之君
篠田 弘作君	正示啓次郎君
進藤 一馬君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
瀬戸山三男君	田川 誠一君
天澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田中 六助君
田村 良平君	高橋 英吉君
高橋清一郎君	高見 三郎君
竹内 繁一君	竹下 登君
谷垣 專一君	谷川 和穂君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君
塚原 俊郎君	渡海元三郎君
登坂重次郎君	徳安 實藏君
床次 徳二君	内藤 隆君
中尾 栄一君	中川 一郎君
中曾根康弘君	中野 四郎君
中村庸一郎君	永山 忠則君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西岡 武夫君	西村 英一君
西村 直己君	根本龍太郎君

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 旅券法の一部を改正する法律案 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

一四八六

野田 卯一君	野田 武夫君
野原 正勝君	野呂 恭一君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君
長谷川 峻君	八田 貞義君
早川 崇君	原 健三郎君
原田 憲君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福井 勇君
福永 勉夫君	福田 一君
福永 健司君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤波 孝生君
藤本 幸雄君	古内 広雄君
古川 丈吉君	細田 吉蔵君
堀川 恭平君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	増田甲子七君
松野 幸泰君	三木 武夫君
三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君
箕輪 登君	水田三喜男君
水野 清君	湊 徹郎君
宮澤 喜一君	武藤 嘉文君
村上 勇君	村上信二郎君
村山 達雄君	毛利 松平君
栗山 秀君	森下 國雄君
森田重次郎君	森山 欽司君
保岡 武久君	山下 元利君
山田 久就君	山村新治郎君
吉田 重延君	渡辺 栄一君
渡辺 肇君	池田 禎治君
稻富 稜人君	岡澤 完治君
春日 一幸君	神田 大作君
鈴木 一君	管 祐 益君
田畑 金光君	玉置 一徳君
中村 時雄君	永末 英一君
山下 榮二君	吉田 賢一君
關谷 勝利君	
否とする議員の氏名	
阿部 助哉君	阿部 昭吾君
安宅 常彦君	赤路 友藏君

淡谷 悠蔵君	井岡 大治君
井上 泉君	井上 普方君
石川 次夫君	石田 有全君
石橋 政嗣君	板川 正吾君
枝村 要作君	小川 三男君
大出 俊君	太田 一夫君
岡田 利春君	岡田 春夫君
加藤 清二君	勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君
唐橋 東君	川崎 寛治君
河野 正君	河上 民雄君
久保 三郎君	北山 愛郎君
工藤 良平君	久保田鶴松君
黒田 寿男君	栗林 三郎君
兒玉 末男君	小林 信一君
佐々栄三郎君	神門至馬夫君
佐野 憲治君	佐々木更三君
柴田 健治君	齊藤 正男君
下平 正一君	島本 虎三君
田邊 誠君	田中 武夫君
高田 富之君	多賀谷真稔君
楯 兼次郎君	武部 文君
堂森 芳夫君	戸叶 里子君
中谷 鉄也君	内藤 良平君
西風 勲君	永井勝次郎君
華山 親義君	野間千代三君
平岡忠次郎君	浜田 光人君
平等 文成君	平林 剛君
福岡 義登君	広瀬 秀吉君
穂積 七郎君	古川 喜一君
堀 昌雄君	細谷 治嘉君
三宅 正一君	三木 喜夫君
森本 靖君	武藤 山治君
八木 一男君	八百板 正君
矢尾喜三郎君	八木 昇君
山内 広君	安井 吉典君
山田 耻目君	山口 鶴男君
	山中 吾郎君

山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	渡辺 芳男君
有島 重武君	伊藤惣助丸君
石田幸四郎君	小川新一郎君
大橋 敏雄君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	小濱 新次君
斎藤 実君	鈴木 康雄君
正木 良明君	松本 忠助君
山田 太郎君	谷口善太郎君

日程第五 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)
○副議長(小平久雄君) 日程第五、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

右国会に提出する。

昭和四十四年二月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

(空港周辺地域整備計画の決定等)

第二条 千葉県知事は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画(以下「空港周辺地域整備計画」という。)の案を作成し、これを自治大臣に提出しな

ければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

一 道路

二 生活環境施設

三 教育施設

四 消防施設

五 農地及び農業用施設

六 前各号に掲げるもののほか、新東京国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる施設

3 自治大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があつた場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

4 自治大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5 自治大臣は、空港周辺地域整備計画の決定があつたときは、これを千葉県知事に通知しなければならない。

6 前各項の規定は、空港周辺地域整備計画を変更する場合について準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる事業で別表に掲げるもののうち自治大臣が主務大臣及び大蔵大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業が首都圏、近畿圏及び中

部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第四条に規定する特定事業に該当する場合において、当該事業に係る経費について同法第五条の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、同法同条の規定の例により算定した割合とする。

（財政上及び金融上の援助）

第四条 国は、前条に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

（政令への委任）

第五条 第三条第二項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

2 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和五十四年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

（自治省設置法の一部改正）

3 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の六 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十四年法律第 号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

4 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。
第六条第二項を次のように改める。

2 特定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第三条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、前条の規定にかかわらず、同法同条の規定を適用する。

別表

事業の区分		事業主体	国の負担割合
道 路	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくもの（次に掲げるものを除く。）	市町村	十分の八
	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	市町村	三分の二
生活環境施設	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	市町村	十分の五・五
	清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第十八条第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置	市町村	三分の一
教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築	市町村	三分の二
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	市町村	三分の二
農地及び農業用施設	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（次に掲げるものを除く。）	市町村	百分の七十
	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち国営土地改良事業又は水資源開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの	市町村	百分の六十
水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設の新築（かんがいに係るものに限る。）	水資源開発公団	水資源開発公団	百分の七十五

理 由

新東京国際空港周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員長鹿野彦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

○鹿野彦吉君 ただいま議題となりました新東京

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

一四八八

国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、新東京国際空港周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講じようとするものであります。

本案は、二月二十七日当委員会に付託され、六月十日野田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、参考人を招いてその意見を聴取するなど、熱心に審査を行なつてまいりましたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

七月十日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して山口鶴男君及び日本共産党の林百郎君は、それぞれ本案に対し反対の意見を述べられました。次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、自由民主党、民主社会党及び公明党の三党共同提案により、新空港周辺の地方公共団体に対する財政、金融上の措置及び適切な地元住民対策、並びに新空港―都心間の交通の円滑化などを内容とする附帯決議を付することにした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 質疑の通告があります。順次これを許します。小川三男君。

〔小川三男君登壇〕

○小川三男君 ただいま委員長から報告のあった新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、日本社会党を代表して、若干の質問を行ないます。(拍手)

まず第一に、首相佐藤榮作君にお尋ねする。この法案の根柢に据えられている新東京国際空港の建設が、閣議の問題となつて、これが公表さ

れたのは昭和三十六年である。以来、九年の歳月を経過している。これが具体的に航空審議会の答申案を得たのは、昭和三十八年である。この答申案では、千葉県の浦安地区、茨城県霞ヶ浦、さらに千葉県富里地区の三案であつた。この答申案三案ともつづれたのは、何に原因すると考えられるか。これはすべて関係地元住民の強固な反対の壁に突き当たつて、ついに後退せざるを得なかつたのである。この間、三年に及ぶ各地元の反対運動によつて、地方行政は停滞し、住民の生産活動は重大な損害をこうむつた。政府は、これに対して全く責任をとることなく、また、反対運動の実態に対して、為政者としてすなおに反省し、学ぶべきであるにもかかわらず、何ら反省の色を示すことなく、審議会の答申案では一言も触れることのない成田三里塚に、急遽これが決定した理由はどこにあるのか。

質問の第二は、浦安、霞ヶ浦、富里といひ、すべて東京東部の空を求めるとは、安保条約によつて、東京西北部の空がアメリカ極東空軍によつて占有されているからであります。これらの空域を返還せしめるために、政府はどんな努力を払つたか。日本の農民を大地から追い払うこととはし得ても、アメリカ空軍に対してこれを要求することを得なかつたのか。もし、これを要求した片りんの事実でもあるならば、政府を代表して、佐藤首相が答えられたい。(拍手)

その第三は、この法案によつて、地元関係市町村当局にわずかの助成を与えることによつて反対運動に水をかけようとしていることは、あまりにも見えすぎたごまかしの政策であるといわなければなりません。現地の実態を見よ。閣議決定し、空港公園を発見せしめて以来三カ年の歳月が過ぎているが、いまだ一坪の整地もできないではないか。この法案審議の経過を見ても明らかのように、用地買収の問題一つを取り上げても、まず空港公園、道路公園、水資源公園、千葉県当局、建設省、農林省、これらのものが何らの統制もな

く、個々ばらばらに土地を買いあさつておるのである。これに対して、この事実を政府当局は何と見るのか。道路整備、河川改修、騒音対策、地元住民の生存の保障、何一つとして整理されたものはない。これから対策を立てます、善処しますといつたそらざらしい答弁の繰り返しにすぎない。地元にはうしろさとして起つてくる不安と反対にうす巻く住民の声に対して、だが、どの機関が責任を負おうとするのか、これは推進本部長として、運輸大臣原田君の答弁を求めよう。

質問の第四は、答申案の当初の計画は、四千メートル二本、二千五百メートル二本、三千五百メートル一本、計五本の滑走路を持ち、七百万坪の用地を発表しておきながら、現在では半分にも足りない面積に、政府・公団は四千メートル一本で発足すると言いが、一体、四千メートル滑走路一本の国際空港がどこの世界に存在するか、どこにも存在しないではないか。この一本の滑走路が、もし故障を生じたとしたら、一体、飛んできた飛行機はどこに着陸するのか。こんな不完全なものをもちて国際空港などといえるものでは断じてない。これを計画した役人どものメンツに引き回されることなく、政府はこれを白紙に還元して、出直すべきであると思ふが、佐藤首相にその決意ありやいなや。これは佐藤君の答弁を求めよう。

第五に、空域や気象や土質の問題に事態の本質があるのではなく、すべてはその地上に住む人間の条件にあるということは、およそ政治に関与する者の当然に把握しなければならぬ第一歩である。政府・公団は、当初から国家権力を前面に押し出し、わずか三本のくいをつつために二千をこえる機動隊を出動させた。その権力万端の行動が、いま地元では老人決死隊の結成となつてはね返つてきている。このまま力の圧制によつて事を処理しようとするなら、現地ではおそるべき不祥事態が発生するであらう。政府は、この事態を知つてなお強行しようとするのか。あるいはこれを

を回避するためのいかなる方途を講じようとするのか。この点については、佐藤首相の答弁を求めよう。

さらに、質問の第六として、これは農林大臣の答弁を要求する。先日来の地方行政委員会の質疑の中で、空港の水を根本名川水系に放流せしめる計画を発表した。その中に、増水時には堤防を越えてはならんせしむる越流堤方式を実施しようとしてゐるのであります。この越流せしめた濁流は民有水田に重大な損害を与える結果になるが、この責任はだれが負うのか。この質問に対して、国有地があるのか。そこに遊水せしめるから、民有地には一切被害は与えない、と彼は答えたのである。しかし、わが党の現地調査の結果、かかる国有地は存在しないのである。再度この点を追及されるや、前回の答弁は全くの誤りでありましたと答えた。しかし、ここで重大な点は、八十町歩をこえる水田を濁水に埋めながら、この損害は支払わないと答えているのであります。これは一体何事であるか。政府はかかる暴圧をみずから計画したのか、それとも、部下の計画したことだ、おれは知らぬ存ぜぬとするのであるか。これは農林大臣、農地に関する限りあなたの所管である。河川改修は建設大臣の所管である。少なくとも、農林大臣として、この点、明確に答えられたい。

一体、この損害は払うのか、越流堤ですから、堤防を越えてはならんという最初からの計画である。したがつて、当然水田が冠水することはあたりまえである。しかも、この損害を支払わないということを委員会の席上で答弁しているのである。一体これは何事なのか、これが政治か。損害を払うのか、払わないのか。払うとすればどの機関が払うのか、その点、言明されたい。

さらに、農林大臣長谷川君にお尋ねする。君は、農林大臣として一度でも現地を見たことがあるのか、一度もない。一度もない。したがつて、芝山町を中心として丸朝園芸農業協同組合があることを知らないのか。この組合は、国や県から一銭

の補助金も受けることなく、自主独立して今日に至っているものである。しかも、単位農協として日本一の生産と出荷力を持っている事実を農林省も認めておるのである。この組合、一千二百名の組合員は、計画生産、計画出荷を行なっているが、この組合は、航空運送の直下にさらされて壊滅させられるのである。この組合が全員出席のもとで反対を決議しているのは当然である。農林大臣、農林大臣は、国から一銭の助成金も、県から一銭の助成金ももらわず、計画栽培、計画出荷して、単位農協としては日本一の出荷力を誇っているこの組合を壊滅せしめようとするのか、かかる農協は必要としないのか、これに対してどんな対策を持っているのか。これは何とかしますとか、善処しますとか、考慮しますとかいうようなことでは許されない。具体的な政策を明確に示すべきであります。(拍手)

最後の質問として、佐藤首相の明確な答弁を求めなければならぬのは、新国際空港に米軍機または米軍のチャーター機が、地位協定の条項によってその使用を要求してきた場合、これを断わるのか、断われないのか、それとも、これはその使用を許すのか。断われば断わりたいといった願望ではなく、明確に法的根拠をもって、断わるならば断わるという法的根拠を示されたい。

○副議長(小平久雄君) 小川君、時間ですから、結論を急いでください。

○小川三男君(統) 断われないならば、安保条約をあなたが破棄しない限り、米軍のチャーター機あるいは米軍がこの空港を使うことは当然の彼らの権利である。あなたは、その権利を許しながら、一方では断わるがごときを現地で言いふらしているが、それはあなたの願望ではなく、断わるならば断わる、断われないならば断われない、この席上で明確に示さなければならぬ。

要するに、この法案は、すべてがずさんきわまるものであります。なぜならば、この発足は佐藤首相と友納千葉県知事の二人の合作によって決

定したものである。何らの準備も何らの時間もないのであります。したがって、全く支離滅裂である。このようなものを現地に持ち込んで現地を混乱におとし入れることは、断じて許さるべき問題ではない。この点、明確な佐藤首相の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 小川君にお答えいたします。

昭和三十六年から三十八年にかけての新空港建設地、その土地の選定等につきまして、いろいろ政府も善処したこと、これについてのお尋ねがありました。それらの経緯は委員会で詳しく説明されたことだと思えます。

私が申し上げるまでもなく、超音速機時代になって、たゞいまの羽田空港ではもうすでに狭い、さらにまた、東京の空が狭い、そういうところから、超音速機のために新しい飛行場を建設するということは、これは時代の要請であります。ただ単に国家的と申しますよりも、国際的な要望にもこたえる、そういう大事な空港の建設であります。その意味におきまして、政府はただいまこれと真剣に取り組んでおる。ところが、地元におきましては、後ほど説明をいたしますが、軍用飛行場とこれがしばしば間違えられるといいますが、そういう方向に利用される、その危険があるという一部の方々の国民を迷わすような議論が盛んに行なわれております。(拍手)そのために、なかなか地元の協力を得ることができない。こういう大問題は、何と申しまして、地元の協力を得なければできません。私は、そういう意味で、さらに地元の方々に對しまして、大局的見地からよくその趣旨のあるところを理解していただいて、そうして協力を求めたいと思っております。

方について一その理解を深めて、ぜひとも協力を求めたいと思えます。ことに地元から出ておられる議員諸公には率先してこの使命の重大さを理解し、どうか御協力のほどお願いをいたします。(拍手)

その問題になります。しばしば議論されます点は、いわゆる地位協定の関係の問題であります。これについてのお尋ねがありました。この問題は、すでに委員会におきまして、たびたび討議があったと聞いておりますので、私は要点のみをこの席上からはっきり申し上げまして、地元民の方々の不安を一掃したい。また、疑惑をなくしていただきたいと思います。

まず、地位協定第二条第一項に基づく施設、区域として提供し、同四項による共同使用区域として認めることは拒否する。すなわち、戦時目的として、または軍事基地としての使用は許さない方針であります。この点は、はっきり申し上げておきます。

また、地位協定第五条第一項に基づくMACチャーター機を含め米軍用機の離着陸について、この空港が国際民間空港の発着に對応して新たに建設するものであり、純民間空港として育ててまいりたいと考えているので、地位協定第二十五条の合同委員会を通じて、極力制限するよう調整したいと考えております。この点をはっきり申し上げまして、誤解を解きたいと思えます。

次に、特に農林大臣についてもお尋ねがありましたが、坪川建設大臣からもお答えすることであり、本日おりませんから、私からかわってお答えをいたします。

河川のはんらんによる越流堤のはんらん、その補償についてどうするかということでございますが、はんらんした場合の補償につきましては、かすみ堤等、他のはんらん地域との関係もあり、原則として補償しないが、現地の特殊事情等を考慮し、十分検討の上、誠意をもって措置する所存であります。

私は、これらのことをこの議場を通じて地元民の方々に答えをいたすつもりで立ったのであります。したがって、どうか小川君その他千葉県の方々が十分真意を理解していただきまして、そして地元民の協力を得るよう、この上にも御協力を願いたいと思えます。よろしくお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣原田憲君登壇〕

○國務大臣(原田憲君) 私、運輸大臣といたしまして、この新空港建設のための推進本部長をいたしております。各事業を総合的に對処していくためにどうするかというお問いでございますので、お答えいたします。

新空港建設については、特に目下の急務は用地買収でございます。第一期工事区域の用地については、すでに約八五%の買収を終わっており、残りについてもぜひ速急に契約できるよう努力したいと考えております。

それから、関連公共事業につきましては、事業計画及び事業費の決定にあたりまして、関係閣僚協議会及び実施本部におきまして、従来から政府及び関係機関が一体となつてその強力な推進をはかってきたところでございますが、特に今国会におきましては、財政措置についての特別立法をただいま御審議をいただいておりますので、この成立をまつて関係行政機関及び関係団体の連絡をさらに一そう緊密にいたしまして、関連公共事業の強力な推進をはかってまいりたいと存じますので、何とぞ御協力を賜るようお願いを申し上げます。(拍手、発言する者あり)

〔國務大臣長谷川四郎君登壇〕

○國務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げます。

芝山町の園芸組合の方々の希望を十分伺つて、新空港の建設と両立するように、千葉県当局とも一体となつて努力をいたしてまいっている覚悟でございます。

さらに、はんらんした場合の補償についてというお話でございますが、かすみ堤防等、他のはん

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

一四九〇

らん地域との関係もありまして、原則として補償はしないのでございますけれども、現地の特殊の事情を考慮いたしまして、十分検討の上に、誠意をもって措置する所存でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 實川清之君

「答弁漏れだ、答弁漏れがある」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 運輸大臣は、先ほど十分答弁したと言っております。

實川清之君

「實川清之君登壇」

○實川清之君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、佐藤総理に若干の質問をいたしたいと思ひます。

きよりの会議が、成田空港問題についてのわれわれの発言の最後の機会でございますので、私は地元民の声を総理にお伝えをいたしたい。その中には、恨みのことばもあるかもしれませんが、あるいは、憎しみのことばもあるかもしれませんが、あるいは若干の願望もあらうと思ひます。私の発言は、必ずしも質問の体をなしていないかもしれませんが、真意をおくみ取りの上に、何ぶんの善処をお願いいたしたいと思ひわけでございます。

総理は、日ごろ人間尊重を政治信念とされておりますが、少なくとも、そういう角度からこの問題をまともにお聞きを願ひたいと思ひるのでございます。この問題が出てきてから、成田空港になりましてから、すでに三年の日時を経過いたしておりますが、この問題に対処する当局の態度が、非常に権力をかさに着て、地元住民の声を全然無視しておる、しやにむに押し切らう、こういうような権力主義的なにおいが非常に強いのでございます。したがって、先ほどの小川君の質問に対する総理の答弁の中にもありましたように、国際空港建設の敷地の問題で数年間を空費いたしてお

ります。それを取り返そうとするあせりもあつたことはわかりますけれども、とにかく非常に高飛車で、しやにむにやつつけまわらうと、こういうような態度で終始一貫いたしております。そのために、打つ手打つ手が非常に無理手を重ねてきておる。このことが、私は、かえって空港建設を阻害しているのではないかと、もしほんとうに、先ほど総理自身もおっしゃいましたが、この大きな仕事を完成いたしましたためには、地元民の理解と協力がなければ、私は一切できないのではないかと。現在、地元は紛争に次ぐ紛争をもつていて、いつ果てるともない紛争の渦巻きの中に入っております。このような紛争を解決しないで、空港建設は私は不可能だと思ひます。このような政府の態度、これが地元民の不信を買ひ、今日では、話が全く通じないような対立の関係になっております。したがって、私はこの際、ぜひとも政府におきまして深く反省をされまして、今後の事態に対処していただきたい。このことが私の希望でもあるし、あるいは現地の諸君の希望でもあると思ひます。

すでに、先ほど小川君の質問にもございましたが、この空港の閣議決定のいきさつから考えましても、現地に對しましては全然話がなかつた。昭和四十一年七月四日ですが、その二週間前の、六月二十一日の夕方のテレビで成田空港の構想が放送された、それが地元民が知つた最初でございます。そして、その放送を聞いた地元民は、直ちに六月の二十五日、成田市において空港反対の集會を催し、続いて二十八日には、芝山町の空港反対の大集會が持たれて、町をあげて、市当局をあげて、空港反対の一面に塗りつぶされたわけでございます。

自來、今日までのような経過をたどってきたかというのを簡単に触れてみますと、一番最初に打つた手というのは、芝山町の町會議員を印刷郡米町の金田屋に集めて、そこでどういふ話があつたか私は存じませんが、それまでデモの先

頭に立つておつた町長、町會議員が一挙にして空港に賛成の態度を表明した。七月の二十日には芝山町の議會議が開かれて、そこで空港反対のさきの申し合ひを取り消して、賛成に切りかえようとしたのでございますが、このときは、町民の多数が町役場を包圍して、とうとうそれはできなかった、こういう経過になっております。したがって、そのような形で、自來、芝山町におきましては、住民と町役場あるいは町議會とが対立をして、何一つ行政上の仕事ははかどっていない。特に、町民の反対の前で、一部の町議あるいはまた町長が、いわゆる公団の手先化をして、空港の問題で反対同盟の切りくずしにやつきになっておつた、だんだん対立は深まる、こういうようなことでございまして、特に町長は、これは賛成派の議員を連れて県庁を訪問し、そこで何か気分が悪くなつたといふことで、だれが指導したのか、だれがそのおかしなかわかりませんが、鶴舞病院という山の中の病院に約二カ月近く軟禁状態にいたしておりました。もちろん辞表も出さな

い、町長の代理者もきめない、町政をほったらかしにして、二カ月近くも行くく不明になっておつた、こういうような事実もございまして、あるいはまた、町會議員に対するリコールの運動が起つた。これも法定の数をそろえて選挙に提出いたしたのでございますが、これもだれかの指導でございまして、とうとう町の選挙はその事務を取り運ばない。結局、町民のリコールに対する署名を不発に終わらしてあります。このようなことが重なり合つて今日に至つております。

さらにまた、公団なり当局がいままでやってこられたことは、先ほど小川君の質問にもございましたように、ことごとく弾圧の一手あるのみ、あるいはまた、あの手の手のひきような手を用ひまして、反対同盟の切りくずし、こういうことに狂奔いたしております。そういう、すべてが明朗を欠いた、あるいはまた極端に言うると、不潔な手によって問題の解決しようとした、そこには

ます住民との対立は深まる一方でございます。したがって、先ほど総理は、地元民の了解を得てこのことをまとめたとおっしゃるけれども、この点につきましては、だれが地元民の協力をねがはしたのか、地元民の協力を拒否したのはむしろ政府当局であり、あるいは公団当局だと考えております。最近の公団当局のやり方を見れば、むしろ空港建設の阻害の一番大きな犯人は空港公団そのものだと、このように私は申し上げたいのでございます。(拍手)

そのようなことで、現在もつれにもつれております。たとえば、同じ一軒のうちのでも、夫婦が空港問題で意見が対立する、あるいは親子の関係がこの問題から冷却をして、家庭争議が起きた、あるいはまた部落が二つに分かれて、お互いに憎しみと冷たい対立を繰り返しておる、このような部落がたくさんできております。あるいは町の議會につきましては、先ほど申し上げましたように、行政は全く三年間停滞をして、何にもできない状態になっておる。住民の不幸これに過ぎるものはないと思ひます。

さらにまた、このような中で、私たちが特に申し上げたいことは、先ほど、これも小川君の発言の中にございましたが、県警本部を中心とする警察官の態度でございます。一昨年の十月の地元の立ち入り調査にあたりましては、数千の警官を動員して、農民をなぐる、ける、検束をするというやうなことを繰り返してあります。さらにまた、越えて昨年の三月十日の成田の集會のごときは、全くこれはむちゃくちゃの一言に尽きます。集會を終つて、広場に集まつた、その広場がややくばみになっております。その周辺の高いところに警察官が隊伍を組んで、何かの合図一つで一斉にその高いところからくば田に飛びおりて、その下に集まつた多くの農民をなぐる、ける、あるいはまた逮捕する、あるいはまた監禁をする、こういうやうな事態が起きたのでございます。これなどは、そういう暴力をふるわなければならぬ根拠

というものは、全然なかったわけですが。集衆が終つて、まさに解散しようとして、いうならば戦闘休止をしているその部隊に対して、そのような猛烈な攻撃を加えたという事は、これは弾圧のための弾圧以外の何ものでもない私は考えております。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 實川君、時間ですから、結論を急いでください。

○實川清之君(統) 空港建設の問題が国家的な要請によつてなされておるわけでございますが、これが今日このような事態に立ち至りましたのは、地元の住民がわからず屋で、頑迷不靈、度しがた連中だからこういうことになったのか、あるいはまた、当局のやり方が悪いためにこのような事態を惹起したのか、その点をひとつ総理にもよくお考えをお願いしたいと思います。

それから、時間がございせんので……

○副議長(小平久雄君) 實川君、制限の時間になりましたから、結論を急いでください。

○實川清之君(統) 最後に、私は騒音地帯の出身でございます。隣町でございます。私の町はいわゆる騒音地帯でございます。この町、この騒音地帯については、ほとんど対策らしいものはない、このように申し上げても、私は間違いないと思ひます。道路の問題、これは空港ができて、道路の機能を果たせなければ、何らかの処置をするのはあたりまえでございます。あるいはまた、学校が騒音で授業ができない、その学校に対して防音施設をすることもあたりまえであります。しかも、これは実際は、私たち聞くところによれば、本造校舎ではほとんど防音施設のやりようがないといふことを伺つております。さらにまた、これは噴飯ものだといふはそうですが、先ほどの丸瀬田農協に対する対策の一つかもしれないが、いわゆる畑地かんがいをする。これが一体空港とどういふ関係があるのか、あるいはまた、農民がばく大な金を投じて、そして畑地かんがいを歓迎するかどうか、これをお考え願ひたいのでござい

ます。あるいは職業訓練所をつくる、職業訓練所をつくつても騒音は消えませんが。したがいましめて、私は、騒音地帯に対する対策というものがないうといふことを申し上げたい。

それからもう一つ、これは総理からお聞きしたいのでございせんが……

○副議長(小平久雄君) 實川君、制限時間が来ましたから、発言を終わってください。

○實川清之君(統) 滑走路の前方二千メートル、滑走路の中心から左右六百メートルが騒音地帯とされております。この騒音地帯は実は狭過ぎて、芝山町の場合は、町全体が八十ホン以上の騒音のうちに入ります。したがって、それでは騒音区域外の地帯に対しては何ら救済の方法は考えることができないのか、できるのか、この点を私はお伺ひたいのでございせん。したがいましめて、私は、この騒音の問題につきましても、さらに具体的に、より住民の立場を考えた親切な対策を御明示願ひたい、このことをお願い申し上げる次第でございせん。

以上、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 實川君にお答えいたします。〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 實川君にお答えいたします。

まず、新空港建設にあたりまして、国や公団の態度が高圧的で権力的だ、住民の意思を無視しているとの御批判がありました。私は、そのようなことはないと確信しております。と申しますのは、最初からこの問題に一番政府としては頭を悩まして、千葉県の当局といたしまして、地元民の積極的協力を得るといふ、そういう方向でなければならぬ、この事柄が権力的に片づけられる、かようにも思つたらたいへんだぞといふことをよく注意しておりますので、さうなことはないと申します。私が申し上げるまでもなく、ただいまは民主主義の世の中でありまして、ただいま御指摘になりましたように、地元民の理解と協力

なくしては、このような大きな仕事を円滑に進めることはできません。さうなはずはないのであります。私はさうに考えまして、この点で御注意もありましたから、さらにさらに、一そうこれらの点については注意するつもりであります。

ただ、この際、地元地域住民の方々にもお願いをしておきたいことは、今回のこの空港、その持つ、第一条の持つ意義を、大局の立場に立ちまして、ぜひ御理解いただきたい。そして前向きに御協力いただきたいこととあります。政府といひましたも、地域住民の立場に立ちまして十分の施策を講じてまいることが、あらためて申すまでもありません。

いろいろ實川君から実情についてのお話がありました。まず第一に、発表が突然であつた、いつの間にか成田になつて、こゝろよりうな話でありまして、これが地元の非常な誤解を招いた、こゝろのこととあります。しかし、この種の事柄は、事前の調査を十分いたしまして、そして政府の腹づもりが決定した後に発表するといふことは、これはいかにも突然であるかのようでありまして、まだまだ話がはつきりきまらないうちから出して、そして批判をされるという、これはものをまとめる方向ではないと思ひます。そういう意味で、政府が慎重な態度をとつたといふことについては、ぜひとも御了承いただきたいと思ひます。

ただいまお尋ねのありました点、あるいはまた御意見を述べられた方は、いずれもこの地区の地域代表であられる議員諸君だと思ひます。實川君にしても、小川君にしても、そのとおりだ。このお二人の方々、この地方の事柄についてだけではなく、私は、社会党の中でもたいへん良識のある方々だと思つております。しかし、それとも、皆さん方が良識がないとおっしゃるなら、その点は私もよく考えますが、良識のある方だと私は思つております。(拍手) そのような方々から先ほど来

まして、さらにさらによく考えまして、善処すべきことだと思つております。

〔さらに、御意見の中に、県警本部並びに警官の態度がたいへん高圧的でけしからぬといふ、こゝろのお話であります。私は、県警本部や警官の方々が、社会的秩序を維持する、こゝろの立場に立ちまして職務に忠実である、このことをはつきりこの際におし上げておきたいと思ひます。また、ただいまも、すでに戦闘休止に入らうとしたその段階に弾圧があつたといふ。戦闘休止とは一体何事ですか、これからまず説明していただきたい。〕(拍手) 私は、かようなことはが使われておるところに、今回の問題を、どうも地域住民の方々にだけなくて、特別な政治的な運動にこれが利用されておる、まことに遺憾に思ひ次第であります。

次に、騒音対策であります。新空港については、特に騒音の程度が高いと予想される一定の騒音地帯につきましては、申し出によりまして土地の買い取りに應ずることとしております。その他公共飛行場周辺における航空機の騒音による障害の防止等に関する法律により、御質問のあつた芝山町周辺の騒音対策にも十分配慮してまいります。道路や学校等の防音装置、さらにまた、騒音地帯と決定されたその地帯が狭過ぎる、そういう点などは、実情に応じて善処する考えでございす。はつきり申し上げておきます。(拍手)

質疑終局の動議(國田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 國田直君外二十六名から、質疑終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議長閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

一四九二

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――開鎖。

〔議場開鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百八十七

可とする者(白票)

百七十六

否とする者(青票) 百十一

○副議長(小平久雄君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名
安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 相川 勝六君
愛知 揆一君 青木 正久君
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋田 大助君 天野 光晴君
荒松清十郎君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君
伊藤宗一郎君 伊能繁次郎君
池田 清志君 稻村左近四郎君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内田 常雄君
内海 英男君 小笠 公昭君
小川 半次君 小淵 恵三君
大石 八治君 大久保武雄君
大竹 太郎君 大坪 保雄君
大野 市郎君 大平 正芳君
大村 襄治君 岡本 茂君
奥野 誠亮君 加藤常太郎君
加藤 六月君 鹿野 彦吉君

鍛冶 良作君 海部 俊樹君
金丸 信君 金子 一平君
金子 岩三君 神田 博君
亀岡 高夫君 龜山 孝一君
飯谷 忠男君 川島正次郎君
木野 晴夫君 木村 武雄君
木村 俊夫君 菊池 義郎君
北澤 直吉君 久野 忠治君
久保田円次君 久保田藤磨君
熊谷 義雄君 倉成 正君
藏内 修治君 小坂善太郎君
小宮山重四郎君 小山 省二君
河野 洋平君 河本 敏夫君
佐々木秀世君 佐藤 榮作君
佐藤 文生君 佐藤洋之助君
坂本三十次君 櫻内 義雄君
四宮 久吉君 志賀健次郎君
始岡 伊平君 椎名悦三郎君
塩谷 一夫君 重政 誠之君
篠田 弘作君 正示啓次郎君
進藤 一馬君 菅波 茂君
鈴木 善幸君 砂田 重民君
瀬戸山三男君 園田 直君
田川 誠一君 田澤 吉郎君
田中 榮一君 田中 角榮君
田中 龍夫君 田中 正巳君
田中 六助君 田村 良平君
高橋清一郎君 高見 三郎君
竹内 黎一君 竹下 登君
谷川 和穂君 千葉 三郎君
地崎宇三郎君 塚田 徹君
塚原 俊郎君 登坂重次郎君
徳安 實藏君 床次 徳二君
内藤 隆君 中尾 栄一君
中川 一郎君 中曾根康弘君
中野 四郎君 中村 梅吉君
中村庸一郎君 永田 亮一君
永山 忠則君 南條 徳男君

否とする議員の氏名

二階堂 進君 丹羽 久章君
丹羽 喬四郎君 丹羽 兵助君
西岡 武夫君 西村 英一君
西村 直己君 根本龍太郎君
野田 卯一君 野田 武夫君
野原 正勝君 野呂 恭一君
葉梨 信行君 橋本登美三郎君
橋本龍太郎君 長谷川 峻君
原 健三郎君 原田 憲君
廣瀬 正雄君 福家 俊一君
福井 勇君 福田 起夫君
福田 一君 福永 一臣君
福永 健司君 藤井 勝志君
藤枝 泉介君 藤尾 正行君
藤田 義光君 藤波 孝生君
藤本 孝雄君 古内 広雄君
古川 文吉君 保利 茂君
細田 吉蔵君 堀川 恭平君
増岡 博之君 増田甲子七君
松澤 雄蔵君 松野 幸泰君
三池 信君 三木 武夫君
三ツ林弥太郎君 三原 朝雄君
箕輪 登君 水田三喜男君
湊 徹郎君 宮澤 喜一君
村上 勇君 村上信二郎君
村山 達雄君 毛利 松平君
栗山 秀君 森田重次郎君
保岡 武久君 山下 元利君
山中 貞則君 山村新治郎君
吉田 重延君 渡辺 栄一君
渡辺 肇君 關谷 勝利君
安宅 常彦君 阿部 昭吾君
阿部 助哉君 赤路 友藏君
淡谷 悠藏君 井岡 大治君
井上 泉君 井上 善方君
石川 次夫君 石田 宥全君
板川 正吾君 枝村 要作君

小川 三男君 大原 亨君
太田 一夫君 岡田 利春君
加藤 清二君 加藤 万吉君
勝澤 芳雄君 角屋堅次郎君
金丸 徳重君 唐橋 東君
川崎 寛治君 河野 正君
河上 民雄君 北山 愛郎君
木原津與志君 工藤 良平君
久保 三郎君 黒田 寿男君
栗林 三郎君 児玉 末男君
小林 信一君 神門至馬夫君
後藤 俊男君 佐々木更三君
佐々木三郎君 齊藤 正男君
佐野 憲治君 柴田 健治君
實川 清之君 下平 正一君
島本 虎三君 多賀谷眞穂君
田中 武夫君 武部 文君
高田 富之君 戸叶 里子君
橋 兼次郎君 内藤 良平君
堂森 芳夫君 中谷 鉄也君
中澤 茂一君 榑崎弥之助君
永井勝次郎君 野口 忠夫君
西風 勲君 畑 和君
野間千代三君 原 茂君
華山 親義君 平林 剛君
平岡忠次郎君 広瀬 秀吉君
平等 文成君 古川 喜一君
福岡 義登君 堀 昌雄君
細谷 治嘉君 三宅 正一君
三木 喜夫君 村山 喜一君
武藤 山治君 八百板 正君
森本 靖君 八木 昇君
八木 一男君 安井 吉典君
矢尾喜三郎君 山内 広君
柳田 秀一君 山田 耻目君
山口 鶴男君 山本 幸一君
山中 吾郎君 米内山義一郎君
山本弥之助君

米田 東吾君 渡辺 惣蔵君
 渡辺 芳男君 池田 禎治君
 岡澤 完治君 神田 大作君
 田畑 金光君 永末 英一君
 吉田 賢一君 吉田 泰造君
 和田 耕作君 有島 重武君
 伊藤惣助丸君 大橋 敏雄君
 沖本 泰幸君 小濱 新次君
 斎藤 実君 鈴木 康雄君
 伏木 和雄君 正木 良明君
 松本 忠助君 山田 太郎君
 谷口善太郎君

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。
 順次これを許します。山口鶴男君。

〔山口鶴男君登壇〕

○山口鶴男君 私は、日本社会党を代表し、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対し、反対の討論を行ないます。(拍手)

わが党がこの法律に反対する第一の理由は、新東京国際空港の危険な性格についてであります。かつて、中曽根前運輸大臣は、成田空港は軍事目的に使用はしない、そのような要求は断固拒否すると、きわめて勇ましい言明をされたのであります。しかし、わが党が地方行政委員会を追及した結果、成田空港は軍事目的に使用されることは明らかであり、政府も、断固拒否するといふべき然る姿勢は全くないことが明確になったのであります。すなわち、成田空港は民間の国際空港であり、日米安全保障条約第六条、地位協定第二条による軍事基地、条約にいうところの施設及び区域に属しては、先ほど佐藤総理も答弁いたしましたように、地位協定第二十五条による日米合同委員会承認を要する方針である、こういう見解は確かに表明をされました。しかしながら、現在、羽田で、毎年四千回ないし四千五百回もの米軍機、M A Cのチャーター機が離着陸いたしておるのであ

りますが、これは地位協定第五条によって、条約上拒否できないのであります。事実、政府側は、安保条約の施設提供ノ・チェックの原則から、米軍関係機の締め出しはむずかしいと地方行政委員会を答弁をし、最終的には、七月八日、愛知外務大臣が政府の統一見解を示したのであります。それは、第一に、日米安保条約と地位協定では、米軍側からの使用申し入れを拒否することは条約上できない。二、しかし、同空港は民間の国際空港なので、日米合同委員会などで米軍側の使用自粛を申し入れ、できるだけ使用しないように最善の努力を払うという答弁にとどまっておるのであります。ただいま佐藤総理大臣の答弁も同様でございまして、要は、政府は成田空港の使用については米軍に自粛をお願いする、懇願するといふ、そういう努力をするというだけであつて、羽田と同様に米軍機、さらにはM A Cのチャーター機がわがもの前に離着陸することは、まさに必至であるといわなければなりません。そればかりではなく、地位協定に伴う航空法の特例に関する法律によりまして、わが国は米軍機、M A Cチャーター機の検査権は全くないのであります。また、航空法第二百六十六条の二項が適用除外されることによりまして、現に米軍から羽田、そして沖縄の嘉手納、そしてベトナムへと戦闘作戦行動に米軍機が飛び立つておると同様に、米軍から成田、そして米国の施政権下の軍事基地、それからさらに戦闘地域へという形に、戦闘作戦行動に出られる可能性はあるわけでありまして、いわば成田空港が米軍の戦闘作戦行動の中継基地となる可能性はけつぱにあるという点を、私はここにはつきりと指摘をいたしたいのであります。(拍手)

また、同法により航空法百二十八条が適用除外されておりますために、軍需品の輸送につきましても禁止できないことになっております。したがって、現在、羽田には堂々とアメリカ軍の軍需品が持ち込まれておるのであります。同じように、この成田空港にもアメリカのいわば軍需品

が堂々と持ち込まれる危険があることも、この際指摘をしておかなければならぬと存じます。

また、成田がなぜ新国際空港として選ばれたかという理由は、先ほど小川議員がこの壇上で述べたおるわけでありまして、要は、横田、立川、厚木の米軍基地をカバーする、いわゆるブルー14、これを避けて東京の東北部に設定したという以外にないわけでありまして、しかも、この点につきまして、小川議員が佐藤総理に對しまして、日本の空はまさに米軍に占有されているではないか、これを取り払う、ブルー14を取り払うためにいかなる交渉をやったかという質問に對して、残念ながら、佐藤総理は一言も答弁をいたさなかつたのであります。これは何ら米軍側との交渉がでなかつた、いわゆる従属的な佐藤内閣の姿勢を示す以外の何ものでもない、かようにいわざるを得ないと思ふ次第であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 発言を続けてください。

○山口鶴男君(続) いや、定数が足りなければだめです。

○副議長(小平久雄君) 続けてください。

○山口鶴男君(続) いや、足りません。理事を呼んで確認してください。——定数不足でしよ

う。(発言する者あり)

○副議長(小平久雄君) 山口君、定足数に満ちておりますから、発言を続けてください。——山口

君、発言を続けてください。

○山口鶴男君(続) ただいまの定足数不足の時間

は、これは十分には計上されないわけですから、その点はひとつ明確にしておきたいと思ひます。

(拍手)

次に、この法律案に反対をいたします第二の理由を申し上げたいと思ひます。

知事が関係市町村長の意見を聞いて計画案を作成する、自治大臣は主務大臣と協議して計画を決定する、かように定められております。しかしながら、これと類似した、たとえば奄美群島振興特別措置法におきましては、奄美群島振興審議会の議を経て、自治大臣は振興計画を決定するとなつております。すなわち、奄美群島振興特別措置法におきましては、民主的な手続が保障せられておるわけでありまして、今回のこの空港周辺整備特別措置法におきましては、このような民主的な手続が保障せられておりません。これは明らかに千葉県並びにこの計画に該当する成田をはじめとする市町村の自治権侵害のおそれがあることを、私どもは指摘をせざるを得ないのであります。

第三の問題は、地方財政を圧迫し、住民福祉を犠牲にするという問題であります。

本来、地方自治体は、住民サービスを通じ固有事務を処理することが基本でなければなりません。しかるに、今回のこの空港周辺の整備事業にあたりましては、県が七十八億円、市町村が五十七億円という膨大な負担をしなければならぬのであります。その他土地改良等、農業が負担する経費が別に三十八億もござります。今回、この法律によりまして補助率を引き上げ、特別措置をいたすことによりまして負担が軽減されるとは申しませんが、わずか二十七億七千万円にしかすぎません。これを分類いたしますならば、県が二十億の軽減であり、市町村がわずか七億であります。五十七億円もの公共事業を押しつけられ、しかも、この法律による軽減額わずか七億、これでは当該市町村が膨大な負担に悩むことは当然といわなければなりません。現に、新産業都市建設等におきまして、あるいは工場誘致の条例等におきまして、企業のために地方財政が破壊をされる例は枚挙にいとまないものであります。今回の法律によりまして成田市及び成田周辺の自治体の財政破壊、さらに、これによって起こる市町村の住民サービスの低下は、はかり知れないものがある

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

一四九四

といわなければならないであります。(拍手)
第四は、空港周辺整備事業の問題点であります。

この点につきましては、先ほど小川議員あるいは實川議員がごまかく指摘をせられたので、多くは申しませんが、たとえば根本名川の河川改修におきまして、本来、排水を太平洋岸に流すのが常識であります。しかるに、芝山地域に反対が強いというために、あえてこれを利根川に落としておるのであります。利根川の治水、これは明らかにナンセンスであります。さらに、小川議員も指摘をされましたが、計画がずさんであり、民有地に溢流をする。この問題の明確な政府側の答弁はなされておらないのであります。

さらに、問題は、騒音の問題であります。騒音対策につきましては、一部移転を行なうとか、学校、病院等に騒音対策を行なうということが定められておるようでありますが、総合的にきわめて不備であります。特に、近く就航を予定されておりますところのボーイング747あるいは将来就航するであろうといわれているボーイング2707、いわゆるSST、こういった超大型の超音速のジェット旅客機が就航いたしました場合、その騒音はまさに堪へられぬと思ふのであります。その騒音はまさに堪へられぬと思ふのであります。

○副議長(小平久雄君) 山口君、時間ですから、結論を急いでください。
○山口鶴男君(統) 現に、現在就航しております飛行機の三・五倍もの出力を持つSSTが就航いたしました場合に、この地域の騒音はまさに堪へられぬと思ふのであります。これをここに指摘しなければならぬと思ふのであります。この騒音対策は、全くなっていないことを、われわれはこの際強調いたさなければならぬと思ふ次第であります。(拍手)

さらに、道路計画の問題がございます。かつて中曽根前運輸大臣は、この成田空港と東京とを一时间で結ぶと言われたのであります。しかし、こ

れを一时间で結ぶための弾丸道路、まさに、これは机上プランの域を脱してありません。また、東関東自動車道につきましても、用地一坪すらまだ買収をしていないではありませんか。四十八年の供用開始と同時に一時間で成田と東京を結ぶという政府の言明は、まさに夢のまた夢といわざるを得ないと思ふのであります。

○副議長(小平久雄君) 山口君、制限時間が過ぎましたから、発言をおやめください。
○山口鶴男君(統) 最後に私が申し上げたいのは、この計画が、まさに住民を無視して進められているという問題であります。

地域の農民が土地を愛することは当然の私情であります。特に、私がこの際申し上げたいのは、下総地区の農民がこの三里塚地区を訪れまして、この土を握ってはらはらと涙を落としたそうでありました。それほど、この土地は沃野であります。下総の農民の皆さんは、これだけの土地であるならば、反対運動がこれだけ激しいのは無理はない、こう言われたのであります。(拍手)これほど土地を愛する農民の熾烈な運動というものを、単に警察権力によって強引に圧迫し、しやにむにこれを実行しようとする態度は、まさに誤りといわなければなりません。

私も社会党は、地方行政委員会におきまして、地方行政委員会として当該地区をまず現地調査しようではないかという提案をいたしました。ところが、自民党の諸君は、あるいは石を投げられる心配があるとか、あるいは生命の危険があるとか言いました。これを拒否いたしましたのであります。皆さん、地方行政委員会すら調査できないような状態で、何で話し合いの中で成田空港を設置することができるとありましょか。(拍手)私は、このことを特に強調したいのであります。

このような理由から……
○副議長(小平久雄君) 山口君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。
○山口鶴男君(統) 新東京国際空港周辺整備のた

めの国の財政上の特別措置に関する法律案は、絶対に反対であることを強調し、反対討論を終わる次第でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 野口忠夫君。
[野口忠夫君登壇]

○野口忠夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案について、反対の意見を述べたものであります。

ただいま同僚山口議員から、詳しく本法案に対する反対の討論がなされたわけでございしますが、ただいまの討論要項の一切も、私自身、社会党として全く同意のものでございします。しかし、私は、私の立場から一つの問題を浮き彫りにして、その問題について反対の討論を申し上げたいと思ふ次第でございます。

私が反対の中心とするその課題は、日本における建設行政あるいはその建設に伴う政治姿勢というものが、事のは非善悪にかかわらず、国民との間に常に紛争と対立の関係を深めながら進められるあり方について、私の反対する一つの根拠を見出すものであります。

今回の法律案の基をなす新東京国際空港建設の問題も、空の交通が日常の国民生活の一つとして消化されるべき時代に入ってきたのでございします。私から、先ほど佐藤総理の言われるように、全国民待望の対象として、その建設は全国民の協力の中に進めらるべきものと思ふのですが、残念ながら、先ほどから千葉の成田における経過のお話が、あつたとおり、その今日の状況は、全くそれとは逆に、地域住民の不満と熾烈なる反対の声は、三里塚を中心として地域住民の決死的闘争となり、流血の惨事も回避不可能な状態にあるわけでありまふ。私は、この状態を、名神高速道路のとき、東名高速自動車道の建設のとき、あるいは都市開発に伴う諸般の建設等においても、大きい、小さいはありましょけれども、そこには、国際空港建設をめぐると同様、日本における建設

事業が、地域住民との紛争と対立の関係があり、不満を残してこれに従属せしめられた地域住民を乗り越えてこの建設事業が進められてきたということにつきましては、周知の事実であらうと思ふものであります。東北にも東北縦貫自動車道路建設が進められて、これまた広範な地域で地域農民との紛争を生じているのであります。国際空港の建設、道路の建設、本来必要とされる社会的要請の解決策が、なぜ混乱と対立の人間関係に終始しなければならぬのだらうか。

第一に、私は、こうした混乱の原因が、公共の福祉という名をかりて、社会的絶対要請と称してその解決を求めることにのみ急いで、犠牲をしいられる一人一人の国民の立場に立つて、その国民の願いを聞いてやるといふ、そういう心を失った権力支配の行政、ないしはそれを求めてやまない政治の姿勢にあるものと断言するを得ないのであります。(拍手)本法案審議のために出頭していただきまして現地農民の参考人の発言にもありましたとおり、地域住民を主体として語り合う話し合いの場などは、全くなかったと言っております。ただひたすらに上からの押しつけに従属をしいられること以外には何もなかったというところを、この参考人の答への中に述べられております。私の直接体験いたしました東北自動車道問題につきましても、全くその姿勢は、終始一貫、中央できまつたことについてはどうにもならない、地域住民はこの決定に従つてもらう以外にはないのだという、一たん決定したものを地域住民と語り合うという場のないところに、地域の住民の皆さん方の不満がさらに拡大していったという事実は、私自身、東北自動車道で経験したところでございます。このような、地域住民と結ぶことのない、いたけだかに上から押しつけてこようとする建設行政、掲げるところは、社会的要請は全体のしあわせのためであるという、このことばの中に、個人の上のしかかってくるこの問題の話し合い点が全く――先ほどの佐藤総理の話では十分

なされていようお話をいたしました、この紛争と混乱の中には、まことにこの点が少ないという点を指摘せざるを得ないわけであり、第二には、この社会的要請と称して強く個人の権利の上にのしかかり、そしてばく大な費用と労力を注ぎ込んで行なわれるこの種建設事業が、真に一億の国民の願いに沿う社会的要請であるかどうかであります。私は、それはまことに国民の願いは遠い、はるかな距離を置く、一部特定の人の必要と要請を、何か国民全体の大きな要請と見せかけて、これを押しつけてくるのだと断じなければならぬと思ひます。今日、一億の日本の国民に根ざしている社会的要請とは、その生涯を過ごす生活地域における道路であり、水道であり、保育所であり、身近な生活の場と与えられる建設を望むものであつて、さらには、病気の不安、老後の不安を解消してくれる社会保障制度の、せめて外国並みの実現の願ひであらうと思ひます。しかし、現実には、公害であり、がけくずれであり、生命の危険と犯罪の恐怖の増大の中で、騒然と不安と無秩序の中で、過密地域に悩む日本国民が、いかに思ひ、学校に入る子供もいなくなり、農村移住を余儀なくされる過疎地帯があります。日本の国民の現実に当面している現状は、この過密と過疎に分断された人間不在の社会的状態に放置されていることが認識できるのであります。

新国際空港の建設も、空の交通整備のために、その社会的必要性の強いことは当然でもあらうと思ひます。しかし、それは一億の国民のだれもが夢を託せる国民生活の豊かな保障の社会的要請が実現されていった上に、初めて求められてしかるべきものではないかと思ひます。佐藤総理の言をかりれば、国際的な要請であり、日本の当面する、なされなければならない仕事だということ、いま三里塚の農民に要求されているこの問題が、現実に国民が受けている日本の政治の恩恵の中で考えた場合、私は、その政治に対して不信

の念を深くせざるを得ないのだということを指摘せざるを得ないわけであり、第三に、この社会的要請と称して進められる社会資本充実をスローガンとする、佐藤内閣の政治の姿勢に見られる政治的偏向の姿であります。

この点については、わが党の山口さんの反対討論の中で明確に指摘されたところであり、国民の真に要求することには目をこらして、その犠牲の上に社会の要請と称する大義名分を掲げて進めるこの建設事業を通じて、日本の安保体制と大資本、大企業に奉仕する政治にこそ、日本の建設のために進められる事業が常に国民と対立し、混乱する本来的問題が所在するのであらうと思ひます。

以上、私は、日本における建設の事業が、常に国民と対立し、混乱の中で進められてくる理由を三点にわたつて申し上げ、この三点を改め、真に地域住民とともに考えることのない新国際空港の建設に反対するとともに、あらためて出直していただくことを求めるとともに、国の事業を地方公共団体の出資の上に肩がわりさせるためのアメ的存在である本法案について、強く反対の意を表するものであります。

この際、私は、佐藤総理大臣に、まさに日本の経済成長は諸外国に見ないものがあることは認められます。しかし、この経済成長の栄冠が……

○副議長(小平久雄君) 野口君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○野口忠夫君(統) 佐藤総理の頭上に与えられたのは、諸外国において完備しつつある生活、所得、社会保障を捨てている国民の犠牲の上にあることを銘記していただきたいと思ひます。

○副議長(小平久雄君) 野口君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○副議長(小平久雄君) 野口君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○副議長(小平久雄君) 野口君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○野口忠夫君(統) 高度な国民生活の水準を維持するために投ぜられる諸外国に比して、国民の上半分に五割、三百億の負担をかけて、国会がこれを議決して、全くの多数決によってこれをきめていくような、国民を追い落とす政治が進められる中で、諸外国の高い水準を維持する経済政策とは、当然日本は太刀打ちのできなかったことを、私は佐藤総理に十分御検討願つておきたいと思ひ次第であります。

国民と争うことのない日本の建設を期待し、国民の犠牲の上に咲く花に反対して、真に国民の政治実現を要請して、反対の討論を終わるものであります。(拍手)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)
○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。
〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——開鎖。
〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕

投票総数 三百
可とする者(白票) 百八十三
否とする者(青票) 百十七

○副議長(小平久雄君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名
安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 相川 勝六君
愛知 揆一君 青木 正久君
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋田 大助君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君
伊藤宗一郎君 伊能繁次郎君
池田 清志君 稻村左近四郎君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内田 常雄君
内海 英男君 江崎 真澄君
遠藤 三郎君 小笠 公昭君
小川 半次君 小沢 辰男君
小淵 恵三君 大石 八治君
大久保武雄君 大竹 太郎君
大坪 保雄君 大野 市郎君
大平 正芳君 大村 襄治君
岡本 茂君 奥野 誠亮君
加藤常太郎君 加藤 六月君
鹿野 彦吉君 鍛冶 良作君
海部 俊樹君 金子 信君
金子 一平君 金子 岩三君
神田 博君 亀岡 高夫君
龜山 孝一君 鴨田 宗二君
飯谷 忠男君 川島正次郎君
木村 芳満君 菅 太郎君
木野 晴夫君 菅 佳昭君
木村 武雄君 木部 俊夫君
北澤 直吉君 久野 忠治君
久保田四郎君 久保田藤麿君
熊谷 義雄君 倉成 正君
藏内 修治君 小坂善太郎君
小宮山四郎君 小山 省二君

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

一四九六

河野 洋平君	河本 敏夫君	福井 勇君	福田 勉夫君	工藤 良平君	栗林 三郎君
佐々木秀世君	佐藤 榮作君	福田 一君	福永 健司君	黒田 寿男君	兒玉 末男君
坂田 道太君	坂村 吉正君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	後藤 俊男君	神門至馬夫君
坂本三十次君	櫻内 義雄君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	佐々木三三君	佐野 憲治君
四宮 久吉君	志賀健次郎君	古内 広雄君	古川 文吉君	齊藤 正男君	實川 清之君
始関 伊平君	権名悦三郎君	保利 茂君	細田 吉藏君	柴田 健治君	島本 虎三君
堀谷 一夫君	重政 誠之君	堀川 恭平君	増岡 博之君	下平 正一君	田中 武夫君
篠田 弘作君	正示啓次郎君	増田甲子七君	松澤 雄藏君	田邊 誠君	多賀谷眞穂君
進藤 一馬君	菅波 茂君	松野 幸泰君	松野 頼三君	高田 富之君	武部 文君
鈴木 善幸君	砂田 重民君	三池 信君	三木 武夫君	橋 兼次郎君	戸叶 里子君
瀬戸山三男君	園田 直君	三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	堂森 芳夫君	内藤 良平君
田川 誠一君	田澤 吉郎君	笑輪 登君	水田三喜男君	中澤 茂一君	中谷 鉄也君
田中伊三次君	田中 榮一君	水野 清君	湊 徹郎君	榑崎弥之助君	西風 勲君
田中 角榮君	田中 龍夫君	宮澤 喜一君	村上 勇君	野口 忠夫君	野間千代三君
田中 正巳君	田中 六助君	村上信二郎君	村山 達雄君	畑 和君	華山 親義君
田村 良平君	高橋清一郎君	毛利 松平君	粟山 秀君	浜田 光人君	原 茂君
高見 三郎君	竹内 黎一君	森田重次郎君	保岡 武久君	平岡忠次郎君	平林 剛君
谷垣 專一君	谷川 和穂君	山下 元利君	山中 貞則君	平等 文成君	広瀬 秀吉君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君	山村新治郎君	吉田 重延君	福岡 義登君	古川 喜一君
塚田 徹君	塚原 俊郎君	渡辺 栄一君	渡辺 肇君	穂積 七郎君	細谷 治嘉君
渡海元三郎君	登坂重次郎君	關谷 勝利君		堀 昌雄君	三木 喜夫君
徳安 實藏君	床次 徳二君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	三宅 正一君	美濃 政市君
内藤 隆君	中尾 栄一君	赤路 友蔵君	淡谷 悠藏君	武藤 山治君	村山 喜一君
中川 一郎君	中會根康弘君	井岡 大治君	井上 泉君	森本 靖君	八木 一男君
中野 四郎君	中村 梅吉君	井上 普方君	猪俣 浩三君	八木 昇君	矢尾喜三郎君
中村庸一郎君	永田 亮一君	石川 次夫君	石田 有全君	安井 吉典君	柳田 秀一君
永山 忠則君	南條 徳男君	石橋 政嗣君	板川 正吾君	山内 広君	山口 鶴男君
二階堂 進君	丹羽 久章君	枝村 要作君	小川 三男君	山田 耻目君	山中 吾郎君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君	大原 亨君	太田 一夫君	米田 東吾君	渡辺 芳男君
西岡 武夫君	西村 英一君	岡田 利春君	岡田 春夫君	池田 頑治君	内海 清君
西村 直己君	根本龍太郎君	岡本 隆一君	加藤 清二君	岡澤 完治君	田畑 金光君
野田 卯一君	野田 武夫君	岡本 隆一君	加藤 清二君	玉置 一徳君	塚本 三郎君
野原 正勝君	野呂 恭一君	加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	中村 時雄君	門司 亮君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君	角屋堅次郎君	金丸 徳重君	吉田 賢一君	吉田 泰造君
橋本龍太郎君	長谷川 峻君	唐橋 東君	川崎 寛治君	和田 耕作君	有島 重武君
八田 貞義君	早川 崇君	川村 継義君	河上 民雄君	伊藤惣助丸君	石田幸四郎君
原 健三郎君	原田 憲君	河野 正君	木原津與志君	小川新一郎君	大野 潔君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君	北山 愛郎君	久保 三郎君	大橋 敏雄君	岡本 富夫君

否とする議員の氏名

福井 勇君	福田 勉夫君	工藤 良平君	栗林 三郎君	沖本 泰幸君	小濱 新次君
福田 一君	福永 健司君	黒田 寿男君	兒玉 末男君	高藤 実君	鈴切 康雄君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君	後藤 俊男君	神門至馬夫君	伏木 和雄君	正木 良明君
藤尾 正行君	藤波 孝生君	佐々木三三君	佐野 憲治君	松本 忠助君	山田 太郎君
古内 広雄君	古川 文吉君	齊藤 正男君	實川 清之君	谷口善太郎君	
保利 茂君	細田 吉藏君	柴田 健治君	島本 虎三君		
堀川 恭平君	増岡 博之君	下平 正一君	田中 武夫君		
増田甲子七君	松澤 雄藏君	田邊 誠君	多賀谷眞穂君		
松野 幸泰君	松野 頼三君	高田 富之君	武部 文君		
三池 信君	三木 武夫君	橋 兼次郎君	戸叶 里子君		
三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	堂森 芳夫君	内藤 良平君		
笑輪 登君	水田三喜男君	中澤 茂一君	中谷 鉄也君		
水野 清君	湊 徹郎君	榑崎弥之助君	西風 勲君		
宮澤 喜一君	村上 勇君	野口 忠夫君	野間千代三君		
村上信二郎君	村山 達雄君	畑 和君	華山 親義君		
毛利 松平君	粟山 秀君	浜田 光人君	原 茂君		
森田重次郎君	保岡 武久君	平岡忠次郎君	平林 剛君		
山下 元利君	山中 貞則君	平等 文成君	広瀬 秀吉君		
山村新治郎君	吉田 重延君	福岡 義登君	古川 喜一君		
渡辺 栄一君	渡辺 肇君	穂積 七郎君	細谷 治嘉君		
關谷 勝利君		堀 昌雄君	三木 喜夫君		
安宅 常彦君	阿部 昭吾君	三宅 正一君	美濃 政市君		
赤路 友蔵君	淡谷 悠藏君	武藤 山治君	村山 喜一君		
井岡 大治君	井上 泉君	森本 靖君	八木 一男君		
井上 普方君	猪俣 浩三君	八木 昇君	矢尾喜三郎君		
石川 次夫君	石田 有全君	安井 吉典君	柳田 秀一君		
石橋 政嗣君	板川 正吾君	山内 広君	山口 鶴男君		
枝村 要作君	小川 三男君	山田 耻目君	山中 吾郎君		
大原 亨君	太田 一夫君	米田 東吾君	渡辺 芳男君		
岡田 利春君	岡田 春夫君	池田 頑治君	内海 清君		
岡本 隆一君	加藤 清二君	岡澤 完治君	田畑 金光君		
岡本 隆一君	加藤 清二君	玉置 一徳君	塚本 三郎君		
加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	中村 時雄君	門司 亮君		
角屋堅次郎君	金丸 徳重君	吉田 賢一君	吉田 泰造君		
唐橋 東君	川崎 寛治君	和田 耕作君	有島 重武君		
川村 継義君	河上 民雄君	伊藤惣助丸君	石田幸四郎君		
河野 正君	木原津與志君	小川新一郎君	大野 潔君		
北山 愛郎君	久保 三郎君	大橋 敏雄君	岡本 富夫君		

○副議長(小平久雄君) 日程第五につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安部 喜太郎君	足立 篤郎君	坂田 道太君	坂村 吉正君	福永 健司君	藤井 勝志君	井上 泉君	井上 普方君
阿部 喜元君	相川 勝六君	坂本三十次君	櫻内 義雄君	藤枝 泉介君	藤尾 正行君	猪俣 浩三君	石川 次夫君
愛知 揆一君	青木 正久君	四宮 久吉君	志賀健次郎君	藤田 義光君	藤波 孝生君	石田 有全君	石橋 政嗣君
赤城 宗徳君	秋田 大助君	始岡 伊平君	椎名悦三郎君	藤本 孝雄君	古内 広雄君	板川 正吾君	枝村 要作君
有田 喜一君	井出一太郎君	篠田 弘作君	重政 誠之君	古川 文吉君	保利 茂君	小川 三男君	大出 俊君
井原 岸高君	伊藤宗一郎君	進藤 一馬君	正示啓次郎君	細田 吉蔵君	堀川 恭平君	大原 亨君	岡田 孝夫君
伊能繁次郎君	池田 清志君	鈴木 善幸君	菅波 茂君	増岡 博之君	堀田 甲子七君	岡田 利春君	岡田 孝二君
稲村左近四郎君	上村千一郎君	瀬戸山三男君	砂田 重民君	松澤 雄蔵君	松野 幸泰君	岡本 隆一君	加藤 清二君
植木庚子郎君	白井 莊一君	田川 誠一君	園田 直君	松野 頼三君	三池 信君	加藤 隆一君	勝澤 芳雄君
内田 常雄君	内海 英男君	田中 伊三次君	田澤 吉郎君	三木 武夫君	三ツ林弥太郎君	角屋堅次郎君	金丸 徳重君
江崎 眞澄君	遠藤 三郎君	田中 角榮君	田中 龍夫君	三原 朝雄君	箕輪 登君	唐橋 東君	川崎 寛治君
小笠 公昭君	小川 半次君	田中 正巳君	田中 六助君	水田三喜男君	宮澤 喜一君	河野 正君	河上 民雄君
小沢 辰男君	小淵 恵三君	田村 良平君	高橋清一郎君	湊 徹郎君	村上 信二郎君	河野 正君	工藤 良平君
大石 八治君	大久保武雄君	高見 三郎君	竹内 繁一君	村上 勇君	毛利 松平君	北山 愛郎君	黒田 寿男君
大竹 太郎君	大坪 保雄君	谷川 和穂君	千葉 三郎君	栗山 秀君	森田重次郎君	粟林 三郎君	後藤 俊男君
大野 市郎君	大橋 武夫君	地崎宇三郎君	塚原 俊郎君	山下 欽司君	保岡 武久君	兒玉 末男君	佐々木更三君
大平 正芳君	大村 襄治君	坪川 信三君	渡海元三郎君	山下 元利君	山中 貞則君	神門至馬夫君	齊藤 正男君
岡本 茂君	奥野 誠亮君	登坂重次郎君	徳安 實蔵君	山村新治郎君	吉田 重延君	佐野 憲治君	柴田 健治君
加藤常太郎君	加藤 六月君	床次 徳二君	内藤 隆君	渡辺 栄一君	岡澤 完治君	實川 清之君	下平 正一君
鹿野 彦吉君	鍛冶 良作君	中尾 栄一君	中川 一郎君	池田 順治君	田畑 金光君	島本 虎三君	田邊 誠君
海部 俊樹君	金子 信君	中村 梅吉君	中野 四郎君	神田 大作君	塚本 三郎君	田中 武夫君	高田 富之君
金子 一平君	金子 岩三君	永田 亮一君	中村庸一郎君	玉置 一徳君	山下 榮二君	多賀谷眞稔君	橋 兼次郎君
神田 博君	亀岡 高夫君	南條 徳男君	永山 忠則君	門司 亮君	吉田 泰造君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
飯谷 孝一君	鴨田 宗一君	丹羽 久章君	二階堂 進君	吉田 賢一君	有島 重武君	内藤 良平君	中澤 茂一君
川野 芳満君	川島正次郎君	丹羽 兵助君	西岡 武夫君	和田 耕作君	石田幸四郎君	中谷 鉄也君	橋崎弥之助君
木野 晴夫君	菅 太郎君	西村 英一君	西村 直己君	伊藤惣助丸君	大野 潔君	野間千代三君	野口 忠夫君
木村 武雄君	木部 佳昭君	根本龍太郎君	野田 卯一君	小川新一郎君	岡本 富夫君	畑 和君	芳賀 貢君
北澤 直吉君	木村 俊夫君	野田 武夫君	野原 正勝君	大橋 敏雄君	小濱 新次君	畑 和人君	原 親義君
久保田四次君	久野 忠治君	野呂 恭一君	野原 正勝君	沖本 泰幸君	鈴木 康雄君	浜田 光人君	原 茂君
熊谷 義雄君	久保田藤磨君	橋本登美三郎君	橋本龍太郎君	斎藤 実君	正木 良明君	平岡 忠次郎君	平林 剛君
蔵内 修治君	倉成 正君	橋本登美三郎君	八田 貞義君	伏木 和雄君	山田 太郎君	平等 文成君	広瀬 秀吉君
小宮山重四郎君	小坂善太郎君	早川 崇君	原 健三郎君	松本 忠助君	阿部 昭吾君	福岡 義登君	古川 喜一君
河野 洋平君	河本 敏夫君	原田 憲君	廣瀬 正雄君	關谷 勝利君	淡谷 悠蔵君	細谷 治嘉君	堀 昌雄君
佐々木秀世君	佐藤 榮作君	福家 俊一君	福井 勇君	安宅 常彦君	井手 以誠君	三木 喜夫君	三宅 正一君
		福田 越夫君	福田 一君	赤路 友蔵君		美濃 政市君	武藤 山治君
				井岡 大治君		村山 喜一君	森本 靖君
						八木 一男君	八木 昇君

否とする議員の氏名

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

この際昼食のため一時間休憩を求めるの動議

一四九八

矢尾喜三郎君 安井 吉典君
柳田 秀一君 山内 広君
山口 鶴男君 山田 耻目君
山中 吾郎君 米田 東吾君
渡辺 芳男君 谷口善太郎君

この際昼食のため一時間休憩を求めるの動議

(安宅常彦君提出)

○副議長(小平久雄君) 安宅常彦君から、この際
昼食のため一時間休憩を求めるの動議が提出され
ました。

本動議は記名投票をもって採決いたします。

本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票
を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありません
か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。
開閉。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせま
す。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長よ
り報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百八

可とする者(白票) 百十九

〔拍手〕

否とする者(青票) 百八十九

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、安宅常彦君提
出の動議は否決されました。

安宅常彦君提出この際昼食のため一時間休憩を
求めるの動議を可とする議員の氏名

安宅 常彦君 阿部 昭吾君
赤路 友蔵君 淡谷 悠蔵君
井岡 大治君 井手 以誠君
井上 泉君 井上 普方君
猪俣 浩三君 石川 次夫君
石田 有全君 石橋 政嗣君
板川 正吾君 枝村 要作君
小川 三男君 大出 俊君
大原 亨君 太田 一夫君
岡田 利春君 加藤 清二君
加藤 万吉君 勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君 金丸 徳重君
唐橋 東君 川崎 寛治君
川村 継義君 河上 民雄君
河野 正君 木原津與志君
北山 愛郎君 久保 三郎君
工藤 良平君 栗林 三郎君
黒田 寿男君 兒玉 末男君
後藤 俊男君 神門至馬夫君
佐々栄三郎君 佐々木更三君
佐野 憲治君 齊藤 正男君
實川 清之君 柴田 健治君
島本 虎三君 下平 正一君
田中 武夫君 田邊 誠君
多賀谷眞稔君 高田 富之君
武部 文君 楠 兼次郎君
堂森 芳夫君 内藤 良平君
中澤 茂一君 中谷 鉄也君
永井勝次郎君 楠崎弥之助君
西風 勲君 野口 忠夫君
野岡千代三君 芳賀 貢君
畑 和君 華山 親義君
浜田 光人君 原 茂君
平岡忠次郎君 平林 剛君
平等 文成君 広瀬 秀吉君
福岡 義登君 古川 喜一君

否とする議員の氏名

安倍晋太郎君 阿部 喜元君
相川 勝六君 愛知 揆一君
青木 正久君 赤城 宗徳君
秋田 大助君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君
伊藤繁次郎君 伊能繁次郎君
池田 清志君 稻村左近郎君
上村千一郎君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内田 常雄君
内海 英男君 江崎 眞澄君
遠藤 三郎君 小笠 公昭君
小川 半次君 小沢 辰男君
小淵 恵三君 大石 八治君

大久保武雄君 大竹 太郎君
大坪 保雄君 大野 市郎君
大橋 武夫君 大平 正芳君
大村 襄治君 岡本 茂君
奥野 誠亮君 加藤常太郎君
加藤 六月君 加藤 彦吉君
鍛冶 良作君 海部 俊樹君
金丸 信君 金子 一平君
金子 岩三君 神田 博君
龜岡 高夫君 龜山 孝一君
鴨田 宗一君 飯谷 忠男君
川島正次郎君 川野 芳満君
菅 太郎君 木野 晴夫君
木部 佳昭君 木村 武雄君
木村 俊夫君 北澤 直吉君
久野 忠治君 久保田四郎君
久保田藤麿君 熊谷 義雄君
倉成 正君 蔵内 修治君
小坂善太郎君 小宮山四郎君
小山 省二君 河野 洋平君
河本 敏夫君 佐々木秀世君
佐藤 榮作君 坂田 道太君
坂村 吉正君 坂本三十次君
櫻内 義雄君 四宮 久吉君
志賀健次郎君 始岡 伊平君
椎名悦三郎君 塩谷 一夫君
重政 誠之君 篠田 弘作君
正示啓次郎君 進藤 一馬君
菅波 茂君 鈴木 善幸君
砂田 重民君 世耕 政隆君
瀬戸山三男君 園田 直君
田川 誠一君 田澤 吉郎君
田中伊三次君 田中 榮一君
田中 角榮君 田中 龍夫君
田中 正巳君 田中 六助君
田村 良平君 高橋 英吉君
高橋清一郎君 高見 三郎君
竹内 繁一君 竹下 登君

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

谷垣 專一君	谷川 和穂君
千葉 三郎君	地崎宇三郎君
塚原 俊郎君	坪川 信三君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
徳安 實藏君	床次 徳二君
内藤 隆君	中尾 榮一君
中川 一郎君	中曾根康弘君
中野 四郎君	中村 梅吉君
中村庸一郎君	永田 亮一君
永山 忠則君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽 久章君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西岡 武夫君	西村 英一君
西村 直己君	根本龍太郎君
野田 卯一君	野田 武夫君
野原 正勝君	野呂 恭一君
葉梨 信行君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川 峻君
入田 貞義君	早川 崇君
原 健三郎君	原田 憲君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君
福井 勇君	福田 赴夫君
福田 一君	福永 一臣君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤波 孝生君
藤本 幸雄君	古内 広雄君
古川 文吉君	保利 茂君
細田 吉藏君	堀川 恭平君
増岡 博之君	増田甲子七君
松澤 雄蔵君	松野 幸泰君
松野 頼三君	三池 信君
三木 武夫君	三ツ林弥太郎君
三原 朝雄君	箕輪 登君
水田三喜男君	水野 清君
湊 徹郎君	宮澤 喜一君
村上 勇君	村上信二郎君
村山 達雄君	毛利 松平君

栗山 秀君 森田重次郎君
森山 欽司君 保岡 武久君
山下 元利君 山中 貞則君
山村新治郎君 吉田 重延君
渡辺 栄一君 渡辺 肇君
關谷 勝利君

日程第六 沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しの特別措置に関する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第六、沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しに関する法律案を議題といたします。

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十四年六月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律

政府は、沖縄(沖縄県の区域とされいた地域をいう。以下同じ。)が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄における産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、琉球政府に対し、その要請に基づき、米穀を次に掲げる条件により売り渡すことができる。ただし、琉球政府が、その売渡しに係る米穀を売り渡して得た代金を積み立て、その積立金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府の立法により設立された政令で定める法人に

対し、農産生産の基盤の整備及び開発のための資金、砂糖製造業等農産加工工業の企業構造の高度化のための資金、水資源の開発及び利用の合理化のための資金その他政令で定める産業の振興開発等のための資金(これらの資金の貸付けの財源に充てるための資金を含む。)として貸し付けるための措置を定めた場合に限る。

一 売渡しの価格を政府が沖縄における米穀の消費者価格を参照して定める価格とすること。
二 売渡しの対価の支払条件を、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで支払期間二十年以内(三年以内の据置期間を含む。)の年賦支払の方法によるものとすること。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。
政府は、当分の間沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第 号)ノ規定ニ依ル米穀ノ売渡ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル為メ予算ニ定ムル金額ノ範囲内ニ於テ一般会計ヨリ本会計ノ国内米管理勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

理 由

沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄における産業の振興開発等に要する資金の確保に資するため、政府が、琉球政府に対し、米穀を特別の条件により売り渡すことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長理事小淵恵三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 ただいま議題となりました沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄における産業の振興開発等に要する資金の財源の確保に資するため、政府が琉球政府に対し、米穀を特別の条件により売り渡すことができるものとすることであり、その要旨は、

第一に、政府が琉球政府に米穀を売り渡すにあたって、売り渡し価格並びに売り渡しの対価の支払いについて条件を定めたこと。
第二に、琉球政府は、その売り渡しにかかわる米穀を売り渡して得た代金を積み立て、その積み立て金を、政令で定める琉球政府の特別会計または琉球政府関係機関に対し、農産生産の基盤の整備及び開発のための資金等として貸し付けること。

第三に、本法の施行にあたり、食糧管理特別会計法について所要の改正を行なうこと。
第四に、この法律は、公布の日から施行すること。

以上が本案の要旨であります。
本案は、六月二十四日日本特別委員会に付託され、六月二十六日床次総理府総務長官から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくして、去る十日、質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、政府は米穀の売り渡し量については、琉球政府の要請する必要な数量と

この際食糧のため一時間休憩を求めるの動議の売渡しについての特別措置に関する法律案

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

なるよう努力するなどの二項目の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第七、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律

(健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十四年八月三十一日」を「昭和四十六年八月三十一日」に改める。
(健康保険法の一部改正)

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「三千円」を「一万円」に改める。

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ六十五」を「千分ノ六十六」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。

第三十三条第一項中「三千円」を「一万円」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百二」を「千分ノ二百三」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十一」を「千分ノ百九十二」に改める。

第六十条第一項第一号中「二百二分ノ六十六」を「二百三分ノ六十六・五」に、「二百二分ノ百三十六」を「二百三分ノ百三十六・五」に改め、同項第二号中「百九十一分ノ六十・五」を「百九十二分ノ六十・五」に、「百九十一分ノ百三十五」を「百九十二分ノ百三十五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条から附則第八条までの規定は、昭和四十四年九月一日から施行する。

(分納費等の額に関する経過措置)

第二条 昭和四十四年九月一日前に分納した健康保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分納費又は配偶者分納費の額については、なお従前の例による。

(健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第三条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「千分ノ七十」を「千分ノ七十一」に改める。

第七十一条第一項中「千分ノ二百二」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ二百五」を「千分ノ二百六」に、「千分ノ百九十一」を「千分ノ百九十二」に、「千分ノ百九十四」を「千分ノ百九十五」に改め、同条第二項中「二百二分ノ六十六」を「二百三分ノ六十六・五」に、「二百五分ノ六十八」を「二百六分ノ六十八・五」に、「二百二分ノ百三十六」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「二百五分ノ百三十七」を「二百六分ノ百三十七・五」に、「百九十一分ノ六十・五」を「百九十二分ノ六十・五」に、「百九十一分ノ百三十五」を「百九十二分ノ百三十五」に改める。

(保険料率に関する経過措置)

第四条 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

一五〇〇

(公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和四十四年九月一日前に出產した公共企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る公共企業体職員等共済組合法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による出產費又は配偶者出產費の額については、なお従前の例による。

理由

政府管掌健康保険及び船員保険の保険財政の現状にかんがみ、健康保険及び船員保険の特例措置を二年間延長するとともに、出產時における被保険者の経済的負担を軽減するため、健康保険及び船員保険の分納費等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長森田重次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ます、本案の要旨を申し上げますと、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の改正部分は、当面の措置として、この法律の有効期間を昭和四十六年八月三十一日まで延長しようとするものであり、健康保険法及び船員保険法の改正部分は、健康保険法及び船員保険法の改正の最低保障額を現行の六千円から二万円に引き上げるとともに、配偶者分べん費を現行の三千円から一万円に引き上げることであり、これら分べん給付の改善に伴い、政府管掌健康保険及び船員保険の保険料率をそれぞれ千分の一引き上げること等であります。

本案は、去る五月八日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日本委員会に付託となり、六月二十六日の委員会には、佐藤内閣総理大臣の出席を求め、審査を行ない、七月八日の委員会においては参考人の意見も聴取するなど、審議を行ないましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、七月十日採決の結果、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、その修正の要旨は、

第一に、健康保険の一部負担金中、外来投薬時の負担金は取りやめ、初診時二百円、入院時一日六十円の負担金及び政府管掌健康保険の保険料率千分の七十は、健康保険法において規定することとし、臨時特例法の有効期間の延長を取りやめること。

第二に、分べん給付の改善に伴う保険料率千分の一の引き上げを取りやめること。

第三に、船員保険についても健康保険に準じて改めること等であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「臨時特例に関する法律等」を削る。

第一条を削る。

第二条のうち第五十条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四十三条ノ八第一項第一号中「百元」を「二百円」に改め、同項第二号中「三十円」を「六十円」(第五十五条第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ニ在リテハ三十円)に改める。

第二条のうち第七十一条ノ四第一項の改正規定中「千分ノ六十六」を「千分ノ七十」に改める。

第二条を第一号とする。

第三条のうち第三十二条第一項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十八条ノ三第一項中「百元」を「二百円」に改める。

第三条のうち第五十九条第五項の改正規定中「千分ノ二二三」を「千分ノ二五五」に、「千分ノ百九十二」を「千分ノ百九十四」に改める。

第三条のうち第六十条第一項の改正規定中「二百三分ノ六十六・五」を「二百五分ノ六十八」に、「二百三分ノ百三十六・五」を「二百五分ノ百三十七」に、「百九十二分ノ六十一」を「百九十四分ノ六十二・五」に、「百九十二分ノ百三十一」を「百九十四分ノ百三十一・五」に改める。

第三条を第二号とする。

附則第一条中「公布の日」を「昭和四十四年九月一日」に改め、ただし書を削る。

附則中第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条から第八条までを順次二条ずつ繰り上げる。

○副議長(小平久雄君) 質疑の通告があります。順次これを許します。大原亨君。

〔副議長退席、議長着席〕

〔大原亨君登壇〕

「議長、定足数が足りないぞ」と呼び、その他発言する者多し」

○議長(石井光次郎君) 大原君、大原君、質疑を始めてください。——定足数はありますから、発言をしてください。——大原君、発言してください。

○大原亨君 私は、ただいま森田委員長から報告がございました問題につきまして、日本社会党を代表いたしまして、関係の諸君に若干の質問をいたしたいと存じます。(拍手)

質問に入ります前に、異例の議事の進行あるいは採決のしかた、これは本壇上で議論をされたところでありまして、また、佐藤総理に野党の各書記長がお会いになりましたときに、佐藤総理は、本会議場で徹底的に審議をしたらどうか、こういうことを言われたものであります。したがって、事の重大性から、私は、ことさらにこの問題につきまして引き延ばし等はいたしません、必要なる事項につきましては、十分な時間を与えていただくように議長に要請をいたしまして質問に入りたいと存じます。(拍手)

まず、冒頭に、修正案を出したといわれております谷垣君あるいは森田委員長、関係閣僚に質問を申し上げます。

谷垣君が出されました修正案と称するものは、非常に重要な問題をかかえておるのであります。つまり、二年間の時限立法である健康保険特例法延長を本法の中はめ込みまして固定化する。第二の問題点は、そのことによつて根本改正の歯止めをはずして、そして国会と国民に公約した根本改正をたな上げにしてしまふ、公約の破棄。こういう非常に重要な問題をかかえておられますし、また、予算上からも、首相、斎藤厚生大臣、大蔵大臣に閣内閣外委員長が協議をされたことがはっきりいたしておりますので、このことは新聞やテレビその他あまねく報道をいたしておるわけで、国民はそのことを熟知いたしておるわけでございますから、単なる、一昨日谷垣君が修正案を

出したというふうな、そういう単純なものではない。そういう点を、私はまず最初に指摘いたしておきたいと思つております。この点について、佐藤総理大臣、あるいは福田大蔵大臣、斎藤厚生大臣が、そういう谷垣君の修正案に対して合意を与えた事実があると私は存じますので、このことにつきまして、ぜひともこの問題に触れて答弁の機会に事実を明らかにしていただきたいと思います。

私は、一昨日、第三委員室内の入り口の約二メートルくらいのところにおつたわけでありまして、非常に背の高い谷垣君は、紙をこういふふうにして持っておりまして、出入口の外でその身になつて、こうやつておつたわけでありまして、その時間は大体二、三秒でございましたけれども、あつて議長に報告をされておることを聞いてみますると、かなり重要な問題について発言をいたしておられるわけでありまして、したがって、まず、谷垣君がその場所において発言をされたことを、この壇上でお答えいただくわけですが、壇上でそのとおりをはっきりお述べいただきますと、そして本会議における議事録にとどめておきたいと、私は最低の要求といたしまして、答弁を求めたいと存じます。

それから、森田委員長ですが、谷垣君はこういうふうに向いておりましたが、森田委員長は百八十度違う方向を向いていたわけでありまして、森田委員長は、私の約三メートル向こうでございまして、口を一つづつて天井のほうを見ておりましたが、目を一つづつて天井のほうを見ておりましたが、口を一文子にいたしまして、そして何もものを言っていないわけですが、しかし、それをあとで記録として出したといわれることがかなり重要ですから、森田委員長からも、その当時その場で、あなたが何をおっしゃったか、それを私は本会議の議事録にとどめていただきたいと思います。

もう一つ森田委員長に答弁願いたい点は、いままでは同僚の皆さん方から議論があつたわけですが、

るが、佐藤総理の見解はいかん、それが第二の質問点であります。

冒頭質問の第三は、こういう点であります。ここで、野党である社会、民社、公明、あるいは各党の皆さんも、この壇上において、議会制民主主義というものを繰返して言われるわけですから、そこで、いままでの事実を即して、この問題に對してあらためて佐藤総理大臣の見解をお伺いしたいのであります。

問題は何かといふと、少数政党は、議会制民主主義の中においては、議会とか憲法といふのは時の専横なる支配階級に對して、国民の生活と権利を擁護するといふ任務を持って歴史的に発生したたのですから、たとえば自民党の暴挙に對しては、私どもがこのような形で言論を通じて、私どもの主張を主張していくということ、これに對しては不当な制圧を加えないということが、議会制民主主義の第一の前提であると思はれます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。制限の決定は尊重してください。

○大原亨君(統) 選挙の公約とか、国会の答弁とかいふものは、これは申し上げたように、われわれ議会に對する答弁ではなくて、国会を通じて国民に公約をしたことであるといふことであります。そうして、佐藤総裁——佐藤総理は總裁です。政党責任内閣のもとにおいては、国会答弁を絶対に輕視することは許されません。つまり、議会制民主主義といふのは、国民と国会の間における……

○議長(石井光次郎君) 大原君、制限時間が過ぎましたから、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、発言の中止を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

○議長(石井光次郎君) 大原君、降壇を命じます。

しばお答えしておりますように、二年間に抜本改正をする、かように申しましたが、今回の改正でそれを踏みにじったのではないかと、こういうお考えだと思ひます。しかし、誤解のないように願ひます。本法案の修正はいかにかわららず、抜本対策の早期実現を期する政府の決意には、もとより何ら変わりはありません。(拍手)

また、自由民主党におきましても、本修正案の提出にあつて、特にこの点の確認決議を行なつており、今後とも政府・与党一体となつて、一その努力を続けることをあらためて申し上げておきます。そして誤解のないようにお願いをいたします。

さらに、医療保険制度の抜本改正がはかされていくことは、私も、この前も申し上げたのですが、まことに遺憾に存しております。しかしながら、大原君もよく御承知のとおり、医療保険制度はこれまでいろいろの角度から論議を尽くし、検討を重ねてきたにもかかわらず、残念ながら結論を得るに至っていないのであります。政府としては、さらに英知を結集して、早急に成果を得るよう、この上にも努力いたし、国民の期待にこたへることが、私に課せられた、私の政治的責任を果たすゆゑである、かように私は考えております。

また、各種審議会等にはからぬでこの種の改正をするには、けしからぬというお話しがありますが、国会の修正の場合においては、ただいまのような各種審議会にはからぬ、そういうことのできないことも御承知のことだと思ひます。したがひまして、これは憲法違反ではありません。(拍手)

また、抜本改正の基本構想としては、自由民主党におきまして、すでに国民医療対策大綱をまとめておきまして、これを中心に、関係各省間で意見の調整を行ない、政府案をとりまとめる考えであります。

いろいろ時間が経過いたしましたので、途中で打ち切られたということで、大原君も不満だろうと思ひますが、抜本改正の実施時期いかんというよう

な点が前もつてお尋ねがあつたので、さらにお答えをいたします。

抜本改正はできるだけすみやかに実施に移したいというのが、政府の基本的考えでありますから、もう少し時間をかしていただきたい。

以上、お答えをいたします。(拍手)

○国務大臣(斎藤隆夫君) 本法案の修正案が決定せられます際に、自民党の幹部と私が話し合ひをして了解を与えたことは事実であると思ひがいかんというお尋ねに對しては、そのとおりでございます。政府といたしましては、原案が適当と思ひて提案をいたしましたのでございますが、こういう修正案はいかにということでございますが、このやむを得ないことと思ひ、かように答えました。

なお、そのことによりまして、いわゆる二カ年以内に抜本改正をいたしますと申し上げておりましたことについて変わりのないことは、總理がお答えになったとおりでございます。この修正によりまして、その点が変わることはいけません。社会労働委員会におきまして、この国会末期までには、ぜひ関係審議会に大綱を諮問いたしたいと努力いたしておると申し上げたことは、そのとおりでございます。たとへばこの修正案が可決せられることになりましたら、私の申し上げましたとおり、最善の努力をいたして、大綱を審議会に諮問いたしたいと考えております。

社会保険審議会との関係につきましては、總理がお答えになられましたとおりでございます。(拍手)

○国務大臣(福田赳夫君) 今回自由民主党のほうでつくりました修正案につきましては、私に對しては、私も相談があつたのであります。私も厚生大臣同様、政府原案が一番いいと思ひて提案に賛成をいたしましたわけでございますが、この修正案による影響は、大体春闘の結果、中小企業におけ

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

一五〇四

るベースアップがこれをカバーするというような事情もありますので、これを了承することにいたしましたわけであります。

〔谷垣専一君登壇〕

○谷垣専一君 大原さんの私に対しまする御質問は、どういふふうな提案理由の説明をしたかというこのように承りました。

私は、当日第三委員室の入口を入りまして、委員長が発言を求められましたので、議長に報告しましたとき修正案の提案理由の発言をいたしましたわけでございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 島本虎三君。

〔発言する者、離席する者多し〕

○議長(石井光次郎君) 島本君と呼びましたが、この際、森田委員長並びに谷垣君から、さらに答弁したいとのことでもありますから、これを許します。森田重次郎君。

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 さきの答弁を若干補足して申し上げたいと思います。

私の議長に報告した発言のおもなる内容は、丹羽委員の質疑打ち切りの動議採決、谷垣委員の修正案趣旨説明、内閣の意見聴取、修正案採決に次いで修正及び修正を除く部分の採決等でございます。

○議長(石井光次郎君) 谷垣専一君。

〔谷垣専一君登壇〕

○谷垣専一君 私が申し述べました修正案の趣旨

説明の要旨は、薬剤一部負担を取りやめ、料率は千分の七十として本法に繰り入れるなどの措置を講ずるものでありますと申し上げた次第でございます。

○議長(石井光次郎君) 島本虎三君。

〔発言する者多し〕

○議長(石井光次郎君) 島本君、登壇してください。

〔発言する者、離席する者多し〕

○議長(石井光次郎君) 静粛に願います。交渉係以外の方、自席にお帰りください。交渉係が折衝中でございます。――交渉係が折衝中でございます。

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(石井光次郎君) この際、午後四時まで休憩いたします。

午後三時十八分休憩

午後十時四分開議

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案についての島本虎三君の質疑を許します。島本虎三君。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君の質疑を許しまし

た。島本君、発言をしてください。――島本君、発言してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 交渉係以外の諸君は自席に着いてください。島本君、発言してください。

――島本君、発言なさいませんか。――場内の交渉は交渉係が行なうことになっておりますから、交渉係以外の諸君は自席に着いてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君、発言なさいませんか。――島本君、そこまで登壇されたのですから、演壇で質疑をしてください。――島本君、そこまで登壇されたのですから、演壇で質疑をしてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 場内の交渉は交渉係が行なうことになっておりますから、交渉係以外の方は自席へ戻ってください。――島本君、質疑を許したのでから、発言してください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 演壇の下で不規則な発言はやめて、自席に戻ってください。――演壇の下で不規則な発言はやめて、自席に戻ってください。

〔発言する者多し〕

――場内交渉係以外の諸君は、議場の秩序を守って、自席に戻ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 島本君、質疑の御意思があるものでしたら、そこで立っていないで、質疑を

してください。――演壇の下におられる諸君は、自席に戻ってください。院の秩序を守ってください。――島本君、質疑を始めてください。――交渉係以外の諸君は、自席に戻って、院の秩序を守ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 八木君、八木君、静粛に願います。下において自席に戻ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 野間君、野間君、そこで不規則な発言をしていないで、下において自席に戻ってください。――島本君、質疑を始めてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 下に立つておられる諸君は、自席に戻って、院の秩序を守ってください。

〔発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 議長は、島本虎三君に質疑を許可し、何回となく発言を促しておりますが、質疑をされません。はなはだ遺憾であります。

また、交渉係以外の多数の諸君が演壇の下で不規則発言をされ、自席に戻られません。院の秩序の上でまことに遺憾であります。この状況でこれ以上議事を進めることははなはだ困難であります。

よって、本日はこの程度にとどめ、明十三日午前零時十分より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後十一時六分延会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 坂田 道太君
厚生大臣 斎藤 昇君
農林大臣 長谷川四郎君
運輸大臣 原田 憲君
自治大臣 野田 武夫君
國務大臣 床次 徳二君

出席政府委員

外務大臣官房領事移住部長 山下 重明君
大蔵省主計局次長 船後 正道君
厚生省保険局長 梅本 純正君
社会保険庁医療保険部長 加藤 威二君
建設政務次官 渡辺 栄一君

○朗読を省略した議長長の報告

(常任委員辞任)

一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

広沢 直樹君

文教委員

広川シズエ君

葉梨 信行君

運輸委員

沖本 泰幸君

議院運営委員

桂木 鉄夫君

坂本三十次君

塚田 徹君

稻村左近四郎君

三ツ林弥太郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員

沖本 泰幸君

文教委員

葉梨 信行君

運輸委員

廣川シズエ君

議院運営委員

廣沢 直樹君

三ツ林弥太郎君

稻村左近四郎君

山下 元利君

坂本三十次君

桂木 鉄夫君

(議案提出)

一、今十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

厚生大臣斎藤昇君不信任決議案(柳田秀一君外六名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、今十二日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

厚生大臣斎藤昇君不信任決議案

柳田秀一君外六名

真珠養殖等調整暫定措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、当分の間、真珠及び真珠貝の需給の著しい不均衡並びに主要な養殖漁場における養殖いかだの過密化による真珠及び真珠貝の品質の著しい低下の事態に対処して、真珠養殖業者又は真珠母貝養殖業者が生産調整、品質改善等のための自主的な調整活動を実施できるようにすることとに、これに関連して行政庁が必要な補充措置を講ずることができるようにすることにより、これらの者の経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保しようとするもので、主な内容は、次のとおりである。

1 真珠養殖業者又は真珠母貝養殖業者は、それぞれ調整組合を設立し、生産制限等不況の克服のためあるいは品質の改善のための調整活動を行なうことができるものとする。

2 調整組合が行なう不況克服のための調整事業に関しては、農林大臣は、その事業を補充するため、真珠養殖業者又は真珠母貝養殖業者に対し、事業活動の規制に関する命令を発することができ、真珠養殖業者又は真珠母貝養殖業者は、その命令を遵守することとする。

3 養殖いかだの敷設の過密化が真珠及び真珠貝の品質低下を招来している事態に対処するため、農林大臣は、密殖海域の範囲、目標とすべき養殖いかだの適正な敷設数の限度等について密殖改善計画を定めなければならないこととする。

4 農林大臣は、密殖改善計画を定めた場合において特に必要があるときは、その密殖海域に敷設することができる養殖いかだの敷設の限度を定め、その限度をこえて養殖いかだを敷設しないことに関する共同行為を実施すべきことを指示することができるものとする。

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 議案に関する報告書

一五〇六

5 農林大臣の認可を受けた調整規程等については、原則として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は適用しないこととすること。

二 議案の可決理由

本案は、真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者の経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保するため適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十四年七月九日

農林水産委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

真珠養殖等調整暫定措置法案に対する附帯決議

昭和四十一年以降における真珠不況の経過と現状にかんがみ、真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者の経営の安定と合理化を図り、真珠の正常な輸出を確保するため、政府は、本法の施行に当たっては、生産対策のみならず、加工、輸出対策を含めた対策を総合的に推進するとともに、当面特に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 本制度の実施に当たっては、真珠および真珠母貝の養殖に関する現行漁業権制度ならびに真珠養殖事業法との関連を十分考慮して、これら制度の運用に遺憾なきを期すること。

二 真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者に対する融資の円滑化に資するため、制度金融および系統金融の積極的な活用を図るとともに、真珠養殖漁業協同組合の整備について実態を調査のうえ、指導、助成等所要の措置につき検討すること。

三 養殖いかだの敷設に関する制限特に密殖改善措置の実施に当たっては、一定規模以下の零細な経営体を除外する等これらの者の保護に特別な配慮を加えること。

四 国は、真珠養殖等調整組合の行なり調整事業の円滑な実施を図るため、検査員の設置に要する経費その他の事務費につき、所要の助成を行なりよう配慮すること。

五 真珠養殖業者および真珠母貝養殖業者の安定的な発展を図るため、真珠の価格安定機関の新設等長期的安定策について検討すること。

右決議する。

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付の内容を他の共済組合制度等に準じて改善することにより、農林漁業団体職員の福利厚生の上と農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するものである。その主な内容は次のとおりである。

(一) 既裁定年金に係る給付額の改善

1 既裁定年金であつて昭和三十九年九月以前の組合員期間を含むものについて、昭和四十四年

十一月分以後、次の措置を講ずることによりその額を改定するものとする。

(1) 年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月以前の各月における標準給与の月額を、次に掲げる期間の区分による率を乗じて得た額に引き上げること。

昭和三十四年一月～昭和三十四年九月 一・七九四

昭和三十四年十月～昭和三十五年九月 一・七三八

昭和三十五年十月～昭和三十六年九月 一・六二四

昭和三十六年十月～昭和三十七年九月 一・三九八

昭和三十七年十月～昭和三十八年九月 一・二二一

昭和三十八年十月～昭和三十九年九月 一・〇七四

(2) (1)により引き上げられた標準給与を基礎として算出された旧法の平均標準給与の額を、政令で定める率を乗じて得た額（改正前の標準給与の上限の額十一万円を限度とする。）に引き上げること。

2 既裁定年金の最低保障額を、昭和四十四年十月分以後、退職年金又は障害年金については現行の八万四千円又は六万円を九万六千円に、遺族年金（組合員期間二十年未満のものを除く。）については現行の三万円を四万八千円に引き上げるものとする。

(二) 新規裁定の年金及び一時金に係る給付額の改善

更新組合員に係る新規裁定の年金及び一時金について、旧法の平均標準給与の額を、政令で定める率を乗じて得た額（標準給与の上限の額十五万円を限度とする。）に引き上げ、給付額を算定

するものとする。

(三) 標準給与の等級及び月額額の改正

標準給与の等級及び月額額の区分を改めるものとする。

(四) その他

その他所要の規定の整備を行なうこと。

(四) 施行期日

(一)の2及び(三)については昭和四十四年十月一日から、その他については同年十一月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

農林漁業団体職員共済組合法による給付内容の現況にかんがみ、本案の措置は妥当なものであると認めるが、本法の適用対象団体については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、修正の主な内容は次のとおりである。

農林漁業団体職員共済組合法の適用対象団体に全国農業共済協会及び中央畜産会を加えること。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

農林漁業団体職員共済に必要な経費として昭和四十四年度一般会計予算に九億六千五万八千円が計上されている。

なお、本修正の結果必要とする経費は、加入人員、標準給与の推移等により変動はありうるが、

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 議案に関する報告書

平年度約二十万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して長谷川農林大臣より、本修正に対し「年金制度の体系、他の民間法人との均衡等からみて賛成しがたい。しかし、修正案が院議をもつて決定された場合には、その運営に万全を期する所存である。」旨の意見が述べられ、右報告する。

昭和四十四年七月九日

農林水産委員長 丹羽 兵助

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字は修正)

附 則

(法の一部改正)

4 農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 昭和二十三年八月二十七日に設立を許可された社団法人全国農林漁業共済協会及び昭和三十年十二月一日に設立を許可された社団法人中央畜産会は、この法律の規定の適用については、前項に掲げる法律に基づいて設立された法人とみなす。

第二十条第一項の表中

第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満	
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第四級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満

を

一五〇八

第一級 一二、〇〇〇円 一三、〇〇〇円未満

に、「第五級」を

「第二級」に、「第六級」を「第三級」に、「第七級」を「第四級」に、「第八級」を「第五級」に、「第九級」を「第六級」に、「第十級」を「第七級」に、「第十一級」を「第八級」に、「第十二級」を「第九級」に、「第十三級」を「第十級」に、「第十四級」を「第十一級」に、「第十五級」を「第十二級」に、「第十六級」を「第十三級」に、「第十七級」を「第十四級」に、「第十八級」を「第十五級」に、「第十九級」を「第十六級」に、「第二十級」を「第十七級」に、「第二十一級」を「第十八級」に、「第二十二級」を「第十九級」に、「第二十三級」を「第二十級」に、「第二十四級」を「第二十一級」に、「第二十五級」を「第二十二級」に、「第二十六級」を「第二十三級」に、「第二十七級」を「第二十四級」に、「第二十八級」を「第二十五級」に、「第二十九級」を「第二十六級」に、「第三十級」を「第二十七級」に、「第三十一級」を「第二十八級」に、「第三十二級」を「第二十九級」に、「第三十三級」を「第三十級」に、「第三十四級」を「第三十一級」に、

第三十三級 一一〇、〇〇〇円

一〇七、五〇〇円以上

を

第三十級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一五、〇〇〇円未満
第三十一級	一二〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満
第三十二級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第三十三級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第三十四級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	

に改める。

〔別紙〕

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議

政府は、農林漁業団体役員が、農山漁村において果たしている役割のきわめて重要なものがあるのにかんがみ、その社会的、経済的な地位の向上に資するため、昭和四十五年度を目途に左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農林漁業団体の特性にかんがみ、組合員の掛金負担の増高等をきたさないよう、給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の二十に引き上げる等国の補助を増額すること。

二 旧法平均標準給与の最高限度額については、これを新法なみに改善すること。

三 既裁定年金の最低保障額については、新規裁定年金の最低保障額なみに改善することとし、特に、二十年未満の遺族年金については、今回の改正の恩典が及んでいないので、可急的速やかに改善すること。

四 既裁定年金のベース・アップについては、今回の改正の骨子は、国家公務員に準じたものであるが、農林漁業団体職員共済組合法第一条の二の主旨に照らし、すみやかに、スライド原則の具体化をはかること。

五 公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なっている団体については、本法の適用対象団体とするよう措置すること。

六 農林漁業団体職員の給与が著しく低位で、給与水準に不均衡が認められるので、給与の改善、給

与体系の整備のため、さらに適切な指導を行なうこと。
右決議する。

旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における渡航自由化の趨勢にかんがみ、国民の海外渡航の便宜を図るとともに、増大する旅券事務の合理化と旅券制度の適正な運用を図ろうとするものであつて、その主な改正点は次のとおりである。

(一) 一般旅券は、名義人が本邦に帰国するまで有効の旅券と発行の日から五年間有効の数次往復用旅券の二種類とし、本人の申請により発給する。申請の際に、やむを得ない理由のあるときは、本人の出頭を免除することができる。

(二) 公用旅券は、各省庁の長の請求により、一渡航ごとに発給するのを原則とするが、必要と認めるときは、五年以内有効の数次往復用旅券を発給することができる。

(三) 旅券に記載する渡航先は、個別に記載する方式のほか、外務大臣が官報で告示するところに従つて、渡航先を地域名をもつて包括記載することができる。

(四) 旅券の名義人は、効力を失つた旅券に記載された外国官憲による査証がなお有効の場合、又は旅券の査証欄に余白がなくなつた場合には、当該旅券を引き続き使用できるようにするため、新旧旅券の合冊又は査証欄の増補を申請することができる。

(五) 次の事項に該当する場合には、旅券を発給しないことができる。

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 議案に関する報告書

1 長期五年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者、又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状等が発せられている者

2 旅券に記載された渡航先、又は渡航書に指定された經由地以外の地域に渡航し、罰金に処せられた者

3 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律に基づいて帰国した者のうち、再び外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがある者

(六) 旅券は、次の事項に該当する場合には、その効力を失う。

1 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。

2 返納を命ぜられた旅券にあつては、期限内に返納しなかつたとき。

(七) 渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を害する行為を行なっている者に対しては、旅券の返納を命ずることができる。

(八) 海外において、旅券を所持しない者等であつて、緊急に帰国を希望する者に対しては、旅券に代えて渡航書を発給することができる。

(九) 旅券の発給等に関する手数料は、おおむね現行の二倍に改め、また、旅券の合冊又は査証欄の増補、渡航書の発給等についての手数料を新設する。

(十) 次の事項に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

1 旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者

2 渡航書に指定された經由地以外の地域に渡航した者

(四) この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

二 議案の可決理由

本案は、最近における渡航自由化の趨勢にかんがみ、国民の海外渡航の便宜を図るとともに、激増する旅券事務の合理化と旅券制度の適正な運用を図る措置として適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年七月九日

外務委員長 北澤 直吉

衆議院議長 石井光次郎殿

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、新東京国際空港の周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 自治大臣および各事業の主務大臣は、千葉県知事が作成する新空港周辺地域における公共施設等の整備に関する計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定し、計画的な事業実施を期すること。

(一) 国は、空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる道路、下水道、小中学校、土地改良施設等の基幹的な施設の整備に係る一定の事業について、通常の国の負担割合によらず、高率の国の負担割合により、負担または補助をすることとするほか、必要な財政上および金融上の援助に努めること。

(二) この法律の適用期間は、昭和五十三年度までの十箇年間とすること。

二 議案の可決理由

新東京国際空港の建設に必要な関連事業を実施するにあたり、関係地方公共団体等の財政の実情を勘案し、所要の措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案による国の負担率または補助率の特例により、昭和五十三年度までの国の増加負担額および補助額は約二十八億円となる見込みである。

右報告する。

昭和四十四年七月十日

地方行政委員長 鹿野 彦吉

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備にあたり、次の諸点について留意すべきである。

一 空港周辺地域整備計画に基づく毎年度の事業の施行に際しては、関係地方公共団体と緊密な連絡をとり、適切な財政、金融上の措置を講ずること。

二 新東京国際空港の建設ならびにこれに関連する事業の実施にあつては、関係地方公共団体の意見を通じ、地元住民の意向を十分に反映するよう努めること。

三 新東京国際空港と都心とを結ぶ交通の円滑な処理を図るため、高速道路の規模等については万全の配慮をすることともに、ひきつづき東京湾岸道路の整備を図る等必要な措置を講ずること。

右決議する。

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄における産業の振興開発等に要する資金の財源の確保に資するため、政府が、琉球政府に対し、米穀を特別の条件により売り渡すことができるものとするもので、その内容は、次のとおりである。

1 琉球政府に対する売渡し価格は、政府が沖縄における米穀の消費者価格を参酌して定める価格とし、売渡しの対価の支払条件は、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで支払期間二十年内(三年以内の据置期間を含む。)の年賦支払の方法によるものとする。

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 議案に関する報告書

2 琉球政府は、その売渡しに係る米穀を売り渡して得た代金を積み立て、その積立金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府関係機関に対し、農業生産の基盤の整備及び開発のための資金、砂糖製造業等農産加工業の企業構造の高度化のための資金、水資源の開発及び利用の合理化のための資金等として貸し付けるものとする。

3 食糧管理特別会計法についても所要の改正を行なうこと。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

五ニ
議案の可決理由

本案は、政府の沖縄に対する経済援助の一環として、沖縄産業の振興開発に資するものであり、その趣旨は妥当なものと認められる。よつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十四年七月十日

衆議院議長 石井光次郎殿

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 中村 寅太

〔別紙〕

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律案に対する附帯決議

沖縄の産業経済の現状に照らし、政府は、次の事項につき格段の考慮を払うべきである。

一 この法律に基づく米穀の売渡し量は、琉球政府の要請する必要な数量となるよう努力するものと

すること。

二 沖縄に対する財政援助は今後さらに強化するよう努めることとし、この法律に基づく援助は従来の財政援助とは別ワクとすること。

右決議する。

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の有効期間を二年間延長するとともに、出産時における被保険者の経済的負担を軽減するため、健康保険及び船員保険の分給給付の改善を図ろうとするものである。

その要旨は、次のとおりである。

(一) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正に関する事項

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の有効期間を昭和四十六年八月三十一日まで延長すること。

(二) 健康保険法及び船員保険法の一部改正に関する事項

1 健康保険及び船員保険における分給給付の最低保障額現行六千円を二万円とし、配偶者分給給付現行三千円を一万円とすること。

2 政府管掌健康保険の保険料率現行千分の六十五を千分の六十六とし、船員保険の疾病部門の

一般給付分に係る保険料率現行千分の五十四を千分の五十五とすること。

なお、健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の有効期間にあつては、政府管掌健康保険の保険料率現行千分の七十を千分の七十一とし、船員保険の疾病部門の一般給付分に係る保険料率現行千分の五十八を千分の五十九とすること。

3 関係法律の規定について所要の改正を行なうこと。

(二) 施行期日

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正に関する事項は公布の日から施行し、健康保険法及び船員保険法の一部改正に関する事項は昭和四十四年九月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

健康保険法及び船員保険法の分統給付の改善等を図ることは、時宜に適するものと認め、なお、薬剤一部負担をとりやめ、保険料率は千分の七十として本法に繰入れる等の修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

1 健康保険

昭和四十四年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の健康勘定において、保険料率の改正による収入増は百九十七億円、分統給付の改正による支出増は二十五億円、一部負担金による支出減は五十億円の見込みである。

2 船員保険

昭和四十四年七月十二日 衆議院会議録第六十号 議案に関する報告書

昭和四十四年度船員保険特別会計(厚生省所管)の疾病部門において、保険料率の改正による収入増は三億三千万円、分統給付の改正による支出増は七千万円、一部負担金による支出減は九千万円の見込みである。

本修正の結果、本年度の厚生保険特別会計健康勘定における収入減は三十三億円、支出増は三十一億円、船員保険特別会計疾病部門の収入減は八千万円、支出増は五千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、斎藤厚生大臣より「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十四年七月十日

社会労働委員長 森田重次郎

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律

(健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「昭和四十四年八月三十一日」を「昭和四十六年八月三十一日」に改める。

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号 議案に関する報告書

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ八第一項第一号中「百円」を「二百円」に改め、同項第二号中「三十円」を「六十円」(第五十五条第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ニ在リテハ三十円)に改める。

第五十条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。

第五十九条ノ四第一項中「三千円」を「一万円」に改める。

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ六十五」を「千分ノ^{七十}六十六」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条ノ三第一項中「百円」を「二百円」に改める。

第三十二条第一項中「六千円」を「二万円」に改める。

第三十三条第一項中「三千円」を「一万円」に改める。

第五十九条第五項第一号中「千分ノ二百二」を「千分ノ^{二百三}」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十一」を「千分ノ^四百九十二」に改める。

第六十条第一項第一号中「二百二分ノ六十六」を「^{二百三}分ノ^{六十六}・五」に、「^{二百二}分ノ^{百三十}六」を「^{二百三}分ノ^{百三十六}・五」に改め、同項第二号中「百九十一分ノ六十・五」を「^四百九十二分ノ^六十六・五」に、「^二百九十一分ノ^{百三十}・五」を「^四百九十二分ノ^{百三十}」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、^{昭和四十四年九月一日}公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条から附則

第八条までの規定は、昭和四十四年九月一日から施行する。

(分^{ぶん}担^{たん}費^ひ等の額に関する経過措置)

第二条 昭和四十四年九月一日前に分^{ぶん}担^{たん}した健康保険又は船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分^{ぶん}担^{たん}費^ひ又は配偶者分^{ぶん}担^{たん}費^ひの額については、なお従前の例による。

(健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第三条 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の七十」を「千分の七十一」に改める。

第七条第一項中「千分ノ二百二」を「千分ノ^{二百三}」に、「千分ノ二百五」を「千分ノ^{二百六}」に、「千分ノ^{百九十一}」を「千分ノ^{百九十二}」に、「千分ノ^{百九十四}」を「千分ノ^{百九十五}」に改め、同条第二項中「^{二百二}分ノ^{六十六}」を「^{二百三}分ノ^{六十六}・五」に、「^{二百五}分ノ^{六十八}」を「^{二百六}分ノ^{六十八}・五」に、「^{二百二}分ノ^{百三十六}」を「^{二百三}分ノ^{百三十六}・五」に、「^{二百五}分ノ^{百三十七}」を「^{二百六}分ノ^{百三十七}・五」に、「^{百九十一}分ノ^{六十}・五」を「^{百九十二}分ノ^{六十}・五」に、「^{百九十四}分ノ^{六十二}・五」を「^{百九十五}分ノ^{六十三}」に、「^{百九十一}分ノ^{百三十}・五」を「^{百九十二}分ノ^{百三十一}」に、「^{百九十四}分ノ^{百三十一}・五」を「^{百九十五}分ノ^{百三十二}」に改める。

(保険料率に関する経過措置)

第四条 昭和四十四年八月以前の月に係る健康保険及び船員保険の保険料については、なお従前の保

院料率による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第五^三条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七^三条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六^四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十一^四条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第七^五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十三^五条第一項中「六千円」を「二万円」に改め、同条第三項中「三千円」を「一万円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第八^六条 昭和四十四年九月一日前に出産した公共企業体職員等共済組合、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者に係る公共企業体職員等共済組合法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による出産費又は配偶者出産費の額については、なお従前の例による。

衆議院会議録第五十九号中正誤

ベシ	段	行	誤	正
二四〇	六	三	七	一言半句
二四二	二	末	戦には	戦いは
二四二	三	末	九	いうちなら
二四三	四	五	職務	職権

昭和四十四年七月十二日 衆議院會議録第六十号

一五二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料共)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)